



# 甲賀市 人権に関する総合計画

改訂版（案）



平成29年(2017年) 7月策定

令和 7 年(2025 年) 月改訂

甲 賀 市

# 甲賀市市民憲章

わたしたちは「みんながつくる住みよさと活気あふれる甲賀市」  
を目指して、この憲章を定めます。



あふれる愛に  
あなとも仲間  
いろどる山河と  
生きいき文化  
こぼれる笑顔に  
応える安心  
うみだす活力  
受けつぐ伝統  
かがやく未来に  
鹿深の夢を

# 目次

第1章	はじめに	1
1	計画策定の趣旨	1
2	人権をめぐる主な動向	2
	〔1〕国際的な動き	2
	〔2〕国・滋賀県の動き	3
3	計画の位置づけ	5
4	計画の期間	5
5	調査結果の表示方法	6
第2章	人権に関する現状	7
1	人口の推移	7
2	人権に関するアンケート結果でみる市民の人権意識	8
	〔1〕調査の概要	8
	〔2〕調査結果の概要	9
	〔3〕平成29年度(2017年度)以降の調査と調査結果の概要	21
	〔4〕調査結果の分析	27
3	人権に関する計画の取組状況	29
	〔1〕甲賀市人権総合計画	29
	〔2〕甲賀市同和対策基本計画	30
	〔3〕甲賀市人権教育基本計画	31
	〔4〕人権に関する施策の取組状況	32
	策定後8年間 分野別課題ごとの施策と教育・啓発取組状況	39
第3章	今後の人権施策の課題	41
	同和問題	41
	女性の人権	44
	こどもの人権	49
	高齢者の人権	52
	障がいのある人の人権	56
	外国人の人権	59
	インターネットによる人権侵害	62
	新たな感染症に起因する人権問題	65
	性的マイノリティの人権	65
	その他さまざまな人権問題	66

第4章	人権施策の展開方向	69
1	基本理念	69
2	計画の視点	70
3	各主体の役割と連携・協働	71
4	具体的な取組	73
	〔1〕人権教育・啓発の推進	73
	〔2〕相談と支援体制	77
	〔3〕分野別の取組	78
	同和問題	78
	女性の人権	79
	こどもの人権	80
	高齢者の人権	81
	障がいのある人の人権	82
	外国人の人権	83
	インターネットによる人権侵害	84
	新たな感染症に起因する人権問題	85
	性的マイノリティの人権	85
	その他さまざまな人権問題	86
第5章	計画の推進	87
1	推進体制	87
2	計画の進行管理	88
3	目標指標	88

# 第1章 はじめに

## 1 計画策定の趣旨

近年では、多発する孤独死や自殺、さらには、子どもや高齢者、障がいのある人などへの虐待、学校や職場等でのいじめ、ハラスメント、人権を無視した雇用状況など私たちのまわりには、いまだ解決されないさまざまな人権問題が存在しています。

また、経済情勢の悪化による子どもの貧困問題やSNSの急速な普及に伴うインターネットによる人権侵害、性的マイノリティ<sup>1</sup>に対する人権侵害、東日本大震災をはじめとする被災者への人権侵害など、新たな問題も顕在化しています。

人権に関する問題は、複雑に絡みあい、より深刻化する傾向にあります。人権に関する問題を解決するためには、各分野が連携を保ちながら人権という視点から総合的な取組を展開し、市民一人ひとりの意識の向上を図ることが不可欠です。

甲賀市（以下「本市」という。）では、「甲賀市人権尊重のまちづくり条例」を平成17年(2005年)1月に施行し、平成17年(2005年)11月には「甲賀市市民憲章」を制しました。また、同年12月に「甲賀市人権尊重の都市（まち）宣言」を発し、平成19年(2007年)2月には、「甲賀市人権教育基本方針」及び「甲賀市同和教育基本方針」を決定し、平成20年(2008年)4月には、「甲賀市人権総合計画」を、平成20年(2008年)5月には「甲賀市同和対策基本計画」を、平成21年(2009年)3月には「甲賀市人権教育基本計画」をそれぞれ策定しました。

その後、これら2つの方針と3つの計画を基に、「女性」「子ども」「高齢者」「障がいのある人」「同和問題」「外国人」などに関する人権課題の達成に向けた施策を推進してきました。

本来、人権尊重のまちを実現するためには、行政のみで達成できるものではなく、市民、企業・事業所等がそれぞれの責任において行動することが必要です。

平成28年度(2016年度)で「甲賀市人権総合計画」「甲賀市同和対策基本計画」「甲賀市人権教育基本計画」の計画期間が終了したことから、昨今の人権を取り巻く国際情勢や社会情勢、国・県の動きを見据え、これまでの成果や課題を踏まえるとともに、市民及び企業・事業所等と行政が、人権尊重のまちづくりのため、主体的に取り組むことをめざし、これら3つの計画と「甲賀市同和対策基本方針」「甲賀市人権教育基本方針」及び「甲賀市同和教育基本方針」を統合した、「甲賀市人権に関する総合計画」（以下「本計画」という。）を策定したものです。

今回の中間見直しは、「人権に関する総合計画」は継続的に取り組んでいくものであるため、抜本的な見直しは行わず、社会情勢の変化の中で、とりわけ「子ども」「性の多様性」などの人権問題を中心に行いました。

<sup>1</sup> 性的マイノリティ：性的指向（恋愛感情または性的感情の対象となる性についての指向）が異性のみでない、または性自認（自己の性についての認識）が出生時に判定された性と異なる方等

## 2 人権をめぐる主な動向

### 〔1〕 国際的な動き

国連では、昭和23年(1948年)『すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。』とした「世界人権宣言」を採択し、その後、世界人権宣言の趣旨を具現化するため、「国際人権規約」を制定しました。

昭和40年(1965年)には「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約(人種差別撤廃条約)」、昭和54年(1979年)には、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)」、平成元年(1989年)には、「児童の権利に関する条約(こどもの権利条約)」など、諸条約を採択し、人権と平和が尊重される社会の実現に向けて活動を展開してきました。

また、重要な人権課題についての集中的な取組として、「人権教育のための国連10年」や「国際婦人年」「国際児童年」「国際障害者年」「国際高齢者年」など重要なテーマごとに国際年を定めるとともに、12月10日の「人権デー」をはじめとする人権に関わる活動を展開しています。

しかしながら、人種、民族、宗教等の対立に起因する地域紛争をはじめ、テロや迫害により尊い人命が奪われていることから、平成6年(1994年)の総会において、「世界人権宣言」の意義を再確認するとともに、平成7年(1995年)から平成16年(2004年)までの10年間を「人権教育のための国連10年」とすることが決議され、各国において国内行動計画の策定を求めるなど、人権という普遍的な文化を世界中に構築するための取組が展開されてきました。

「人権教育のための国連10年」は、平成16年(2004年)12月末で終了を迎えましたが、世界各地で引き続き人権教育を積極的に推進していくため、「人権教育のための世界計画」を採択し、平成17年(2005年)1月から平成21年(2009年)12月末までの第1フェーズ<sup>2</sup>では「初等・中等教育制度」に、平成22年(2010年)1月から平成26年(2014年)12月までの第2フェーズでは、「高等教育制度」と「あらゆるレベルにおける教員、教育者、公務員等の人権研修」に、平成27年(2015年)1月から令和元年(2019年)12月までの第3フェーズでは、「メディア専門家及びジャーナリストへの人権研修」に重点を置いて取り組まれてきました。そして、令和2年(2020年)1月か

<sup>2</sup> フェーズ：変化する過程の一区切り。局面、段階のこと。

ら令和6年(2024年)12月までの第4フェーズでは、「青少年のための人権教育」に重点を置いています。

平成23年(2011年)12月には、世界中のすべての人が人権教育・人権研修を享受する権利を持つこと、そして国や公共団体等はそのため諸条件を整備する義務を負うべきこと等を宣言した「人権教育及び研修に関する国連宣言」を採択しています。また、平成27年(2015年)9月の国連総会にて、「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。このアジェンダは、人間、地球および繁栄のための行動計画であり、より大きな自由における普遍的な平和の強化を追求するものです。この中で、持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals: SDGs)が定められました。SDGsは17の世界的目標と169の達成基準から構成され、「誰一人取り残さない」ことを誓い、すべての人々の人権を尊重することを掲げています。

このように、現在の国際社会は、人権確立をめざす潮流の中にあります。

## 〔2〕国・滋賀県の動き

国においては、平成9年(1997年)に「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画が策定され、あらゆる場を通じた人権教育の推進や重要課題への取組が示されました。また、「日本国憲法」や「教育基本法」に基づき、世界平和と人類の福祉の実現に向けた人権意識の高揚を図る取組を推進してきました。

平成12年(2000年)12月には、人権の擁護に資することを目的として「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行され、人権教育・人権啓発の推進は国の責務として定められるとともに、地方公共団体に対しても、国と連携を図りつつ、人権教育・人権啓発を推進するよう規定し、平成14年(2002年)3月に「人権教育・啓発に関する基本計画」が公表されました。

同和問題については、昭和40年(1965年)8月に出された国の同和対策審議会答申では「憲法に保障された基本的人権にかかる課題とし、その解決は国の責務であると同時に国民的課題である。」とされており、その後、教育の機会均等を保障することやあらゆる差別をなくすための教育が進められ、同和教育で積み上げてきた成果を踏まえ、問題解決への実践を通してさまざまな人権問題の解決をめざす活動へと広がってきました。

また、「障害者基本法」、「高齢社会対策基本法」、「男女共同参画社会基本法」等の各種法律が制定され、取組が進められてきましたが、社会情勢の変化に伴い、さらに

新たな人権問題に対応するため、「児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）」、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」、「犯罪被害者等基本法」、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（青少年インターネット環境整備法）」、「特定電気通信による情報流通によって発生する権利侵害への対処に関する法律（情報プラットフォーム対処法：情プラ法）」、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」、「いじめ防止対策推進法」、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ対策法）」、「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」、「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（アイヌ施策推進法）」、「こども基本法」、「性的指向およびジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（LGBT理解増進法）」、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」など、個別の人権関係法の整備や改正がなされています。

滋賀県においては、平成13年(2001年)4月に「滋賀県人権尊重の社会づくり条例」を施行し、平成15年(2003年)3月に人権が尊重される社会づくりに関する施策の総合的な推進を図るための方針として「滋賀県人権施策基本方針」を策定されました。平成23年(2011年)3月には、この方針に掲げる人権施策全般を具体化し、総合的、計画的な推進を図るため「滋賀県人権施策推進計画」を策定、その後平成28年(2016年)3月に第1次改定をされ、さらに令和6年(2024年)7月に第2次改定版が策定されました。

また、令和元年(2019年)4月には、すべての県民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざし、「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」が施行された他、全国で性的マイノリティ施策が急速に広がっている中、令和6年(2024年)9月には「滋賀県パートナーシップ宣誓制度」を導入されました。

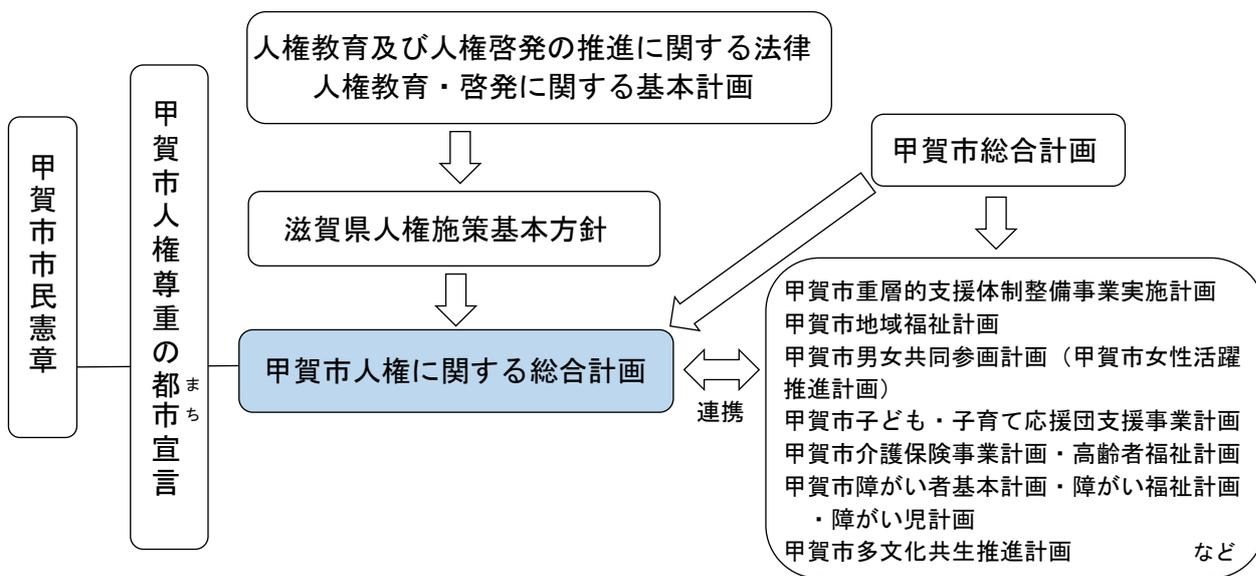
### 3

## 計画の位置づけ

本計画は、「甲賀市人権尊重のまちづくり条例」がめざす人権尊重のまちづくりの理念を具現化していくことを目的として策定するものです。

本計画の策定にあたっては、国及び滋賀県が策定した関連計画並びに第2次甲賀市総合計画をはじめ、本市が策定している他の計画等との整合性を図ります。

また、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条に規定される地方公共団体の責務として、本市が人権教育・啓発を総合的、計画的に推進するための計画とします。



### 4

## 計画の期間

本計画の期間は、甲賀市総合計画と整合させ、平成29年度(2017年度)から令和10年度(2028年度)までの12年間とします。

また、社会情勢の変化や国内外の動向、市民ニーズなどを踏まえ、必要に応じて4年ごとに見直しするものとします。

5.

---

## 5 調査結果の表示方法

---

○アンケート調査結果の表示について、比率はすべて、各設問の不明・無回答を含む集計対象者に対する百分率（%）を表しています。1人の対象者に2つ以上の回答を求める設問（複数回答設問）では、百分率（%）の合計は、100.0%を超える場合があります。

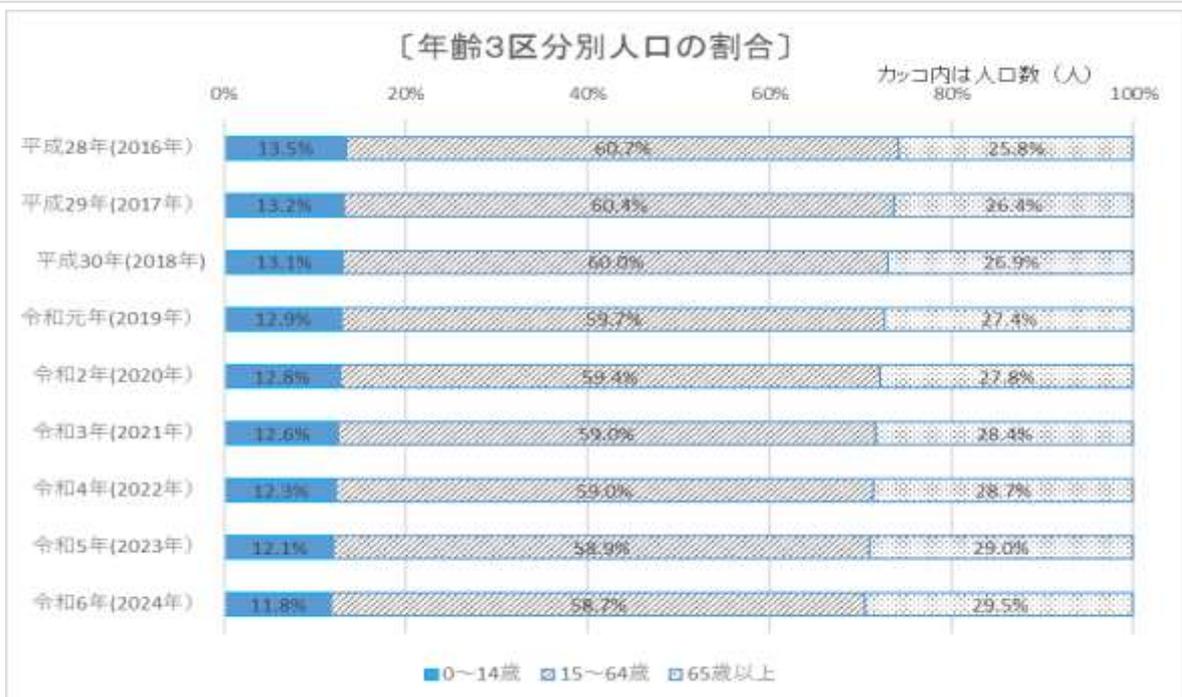
○百分率（%）は小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位までを表示しました。1つだけ回答を求める設問（単数回答設問）では、四捨五入の関係上各選択肢の百分率（%）の合計が100.0%にならない場合があります。

## 第2章 人権に関する現状

### 1 人口の推移

本市の人口は、年々減少しており、令和6年(2024年)9月末日現在で87,965人となっています。

年齢3区分別で見ると、0～14歳の年少人口及び15～64歳の生産年齢人口の割合は減少傾向にあり、65歳以上の高齢者の割合は年々増加し、令和6年(2024年)では29.5%と高齢者が人口の4分の1以上を占め、少子高齢化が進んでいることがうかがえます。



〔人口の推移〕〔年齢3区分別人口の割合〕の人口については、各年の9月末日現在の人口で集計しています。

## 2 人権に関するアンケート結果でみる市民の人権意識

### 〔1〕 調査の概要

#### （1） 調査の目的

人権尊重のまちづくりを推進するための「甲賀市人権に関する総合計画」の策定にあたり、市民の人権についての考えや意見を把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的に、「甲賀市人権に関する市民意識調査」（以下「意識調査」という。）を実施しました。

#### （2） 調査方法

調査対象者	市内にお住まいの18歳以上の人
抽出方法	無作為抽出
調査票の配布・回収	郵送配布・郵送回収
調査基準日	平成27年(2015年)10月1日
調査期間	平成27年(2015年)11月14日～平成27年(2015年)11月30日

#### （3） 回収結果

配布数	有効回答数	有効回答率
2,500	1,039	41.6%

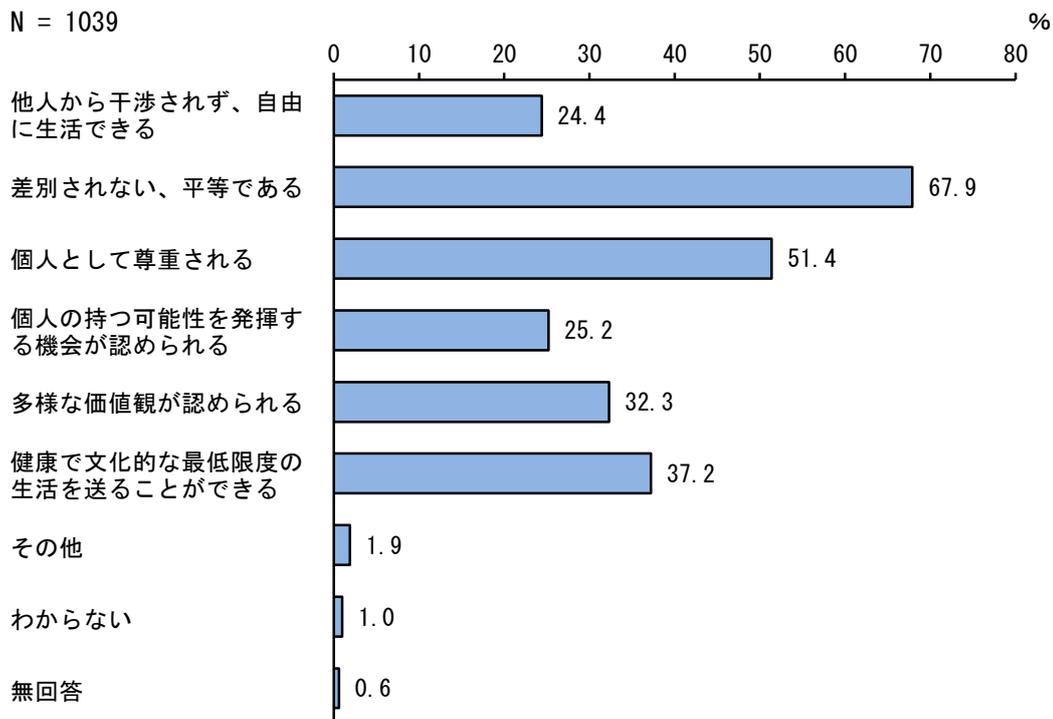
#### （4） 調査結果の表示方法

- ・ 回答は各質問の回答者数（N）を基数とした百分率（%）で示してあります。また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100.0%にならない場合があります。
- ・ 複数回答が可能な設問の場合、回答者が全体に対してどのくらいの比率であるかという見方になるため、回答比率の合計が100.0%を超える場合があります。

## 〔2〕 調査結果の概要

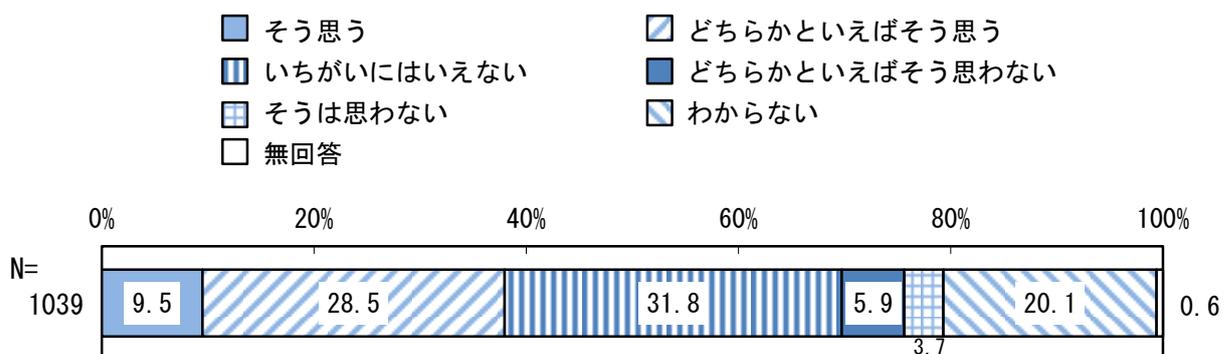
### (1) 「人権尊重」のとらえ方

「差別されない、平等である」が67.9%と最も高く、次いで「個人として尊重される」が51.4%と続いています。



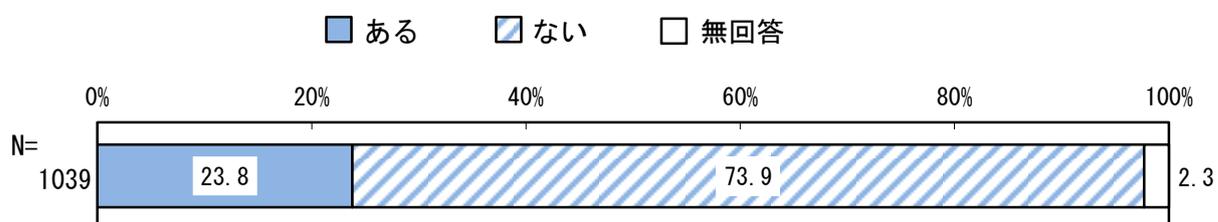
### (2) 本市における「人権尊重」の状況

本市は「人権が尊重されるまち」になっているかという問には、「いちがいにはいえない」が31.8%、「思わない」割合（「どちらかといえばそう思わない」と「そうは思わない」をあわせた割合）が9.6%となっています。また、20.1%の人が「わからない」と答えています。



### (3) 人から嫌なことを言われたりされたりした経験状況

最近5年以内に人権に関して、人から嫌なことを言われたりされたりしたことが「ある」が23.8%に対し、「ない」は73.9%となっており、およそ4人に1人が、ここ5年以内に人から嫌なことを言われたりされた経験があると答えています。



#### (4) 人権を侵害された内容

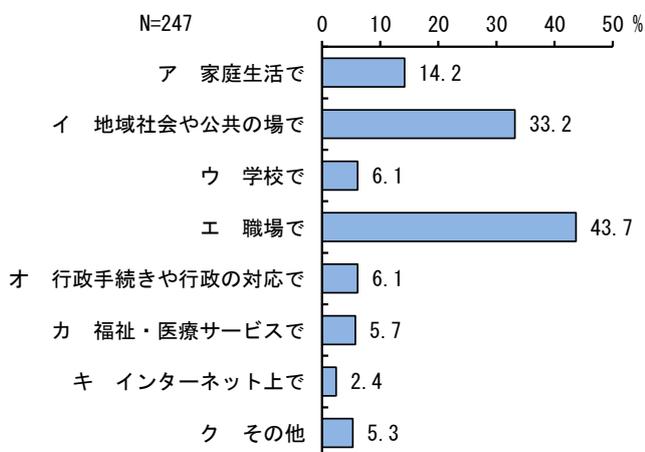
職場・地域・家庭など、身近な生活の場面で人権侵害が起きており、「イ 地域社会や公共の場で」では、「あらぬうわさ、悪口を言われた」が15.8%と最も高く、「エ 職場で」では、「ハラスメントを受けた」が22.7%と最も高くなっています。

また、「イ 地域社会や公共の場で」、「エ 職場で」とともに「差別待遇」、「仲間外れ、いじめ」、「プライバシーを侵害」の項目は他より割合が高くなっています。

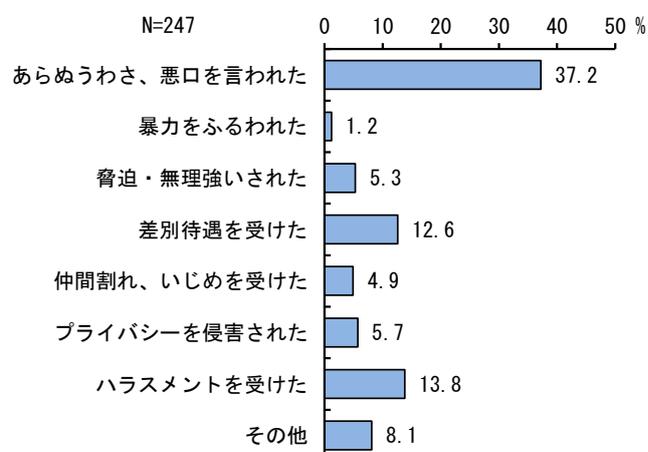
単位：%

区分	有効回答数(件)	あらぬうわさ、悪口を言われた	暴力をふるわれた	脅迫・無理強いされた	差別待遇を受けた	仲間外れ、いじめを受けた	プライバシーを侵害された	ハラスメントを受けた	左記以外のことを受けた	受けていない	無回答
ア 家庭生活で	247	4.0	1.2	1.6	2.8	2.4	2.8	2.4	1.2	18.2	67.6
イ 地域社会や公共の場で	247	15.8	0.4	3.6	7.3	6.5	6.9	2.8	5.7	15.0	51.8
ウ 学校で	247	2.8	-	0.4	1.6	2.4	0.4	1.2	0.4	14.2	79.8
エ 職場で	247	15.8	0.4	3.2	8.5	4.9	6.1	22.7	3.6	10.1	46.2
オ 行政手続きや行政の対応で	247	0.8	-	0.8	4.0	0.4	1.2	0.8	0.4	19.0	74.9
カ 福祉・医療サービスで	247	0.8	-	0.8	3.2	-	0.8	0.4	0.8	18.6	75.7
キ インターネット上で	247	0.8	-	0.8	-	-	-	-	0.8	20.2	77.3
ク その他	247	1.6	-	0.8	0.4	0.8	1.6	0.4	0.8	10.9	83.8

【人権侵害を受けた場面】

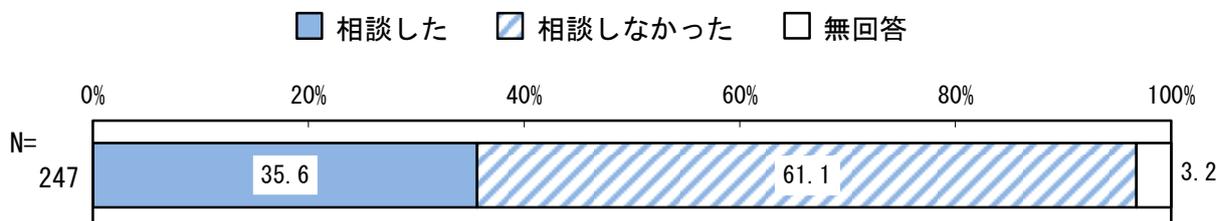


【人権侵害を受けた内容】



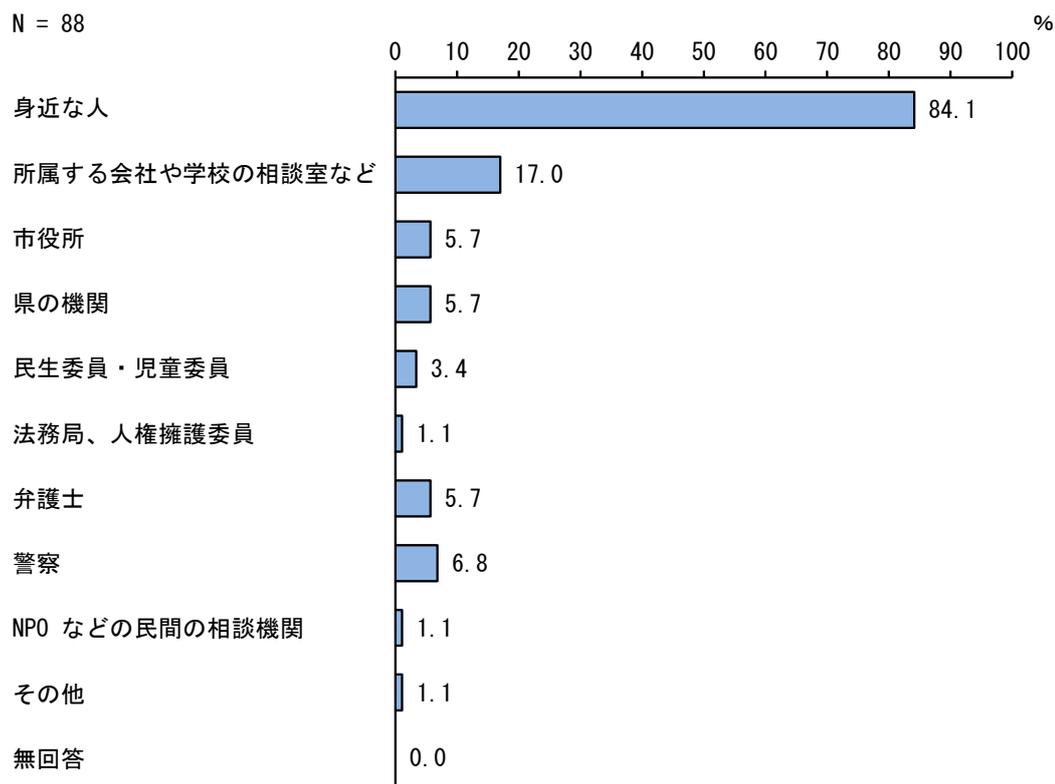
### (5) 人から嫌なことを言われたりされたりした際の相談の有無

人から嫌なことを言われたりされたりした際、誰かに「相談した」が35.6%に対し、「相談しなかった」の割合が61.1%となっています。



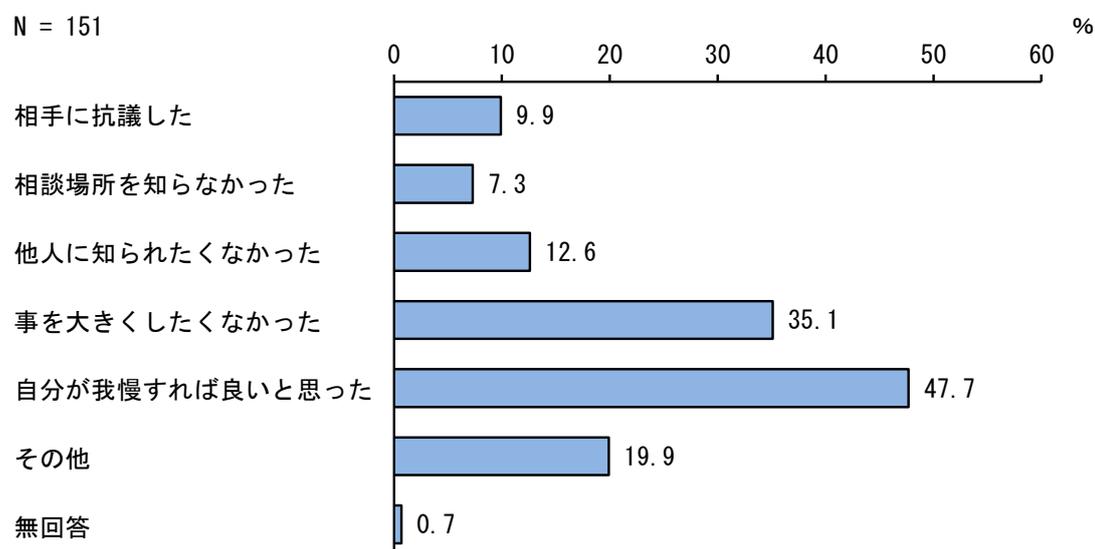
### (6) 人から嫌なことを言われたりされたりした際の相談先

その相談先は、「身近な人」が84.1%と最も高くなっています。「市役所」、「県の機関」、「弁護士」、「警察」への相談は5～6%台となっています。



## (7) 相談しなかった理由

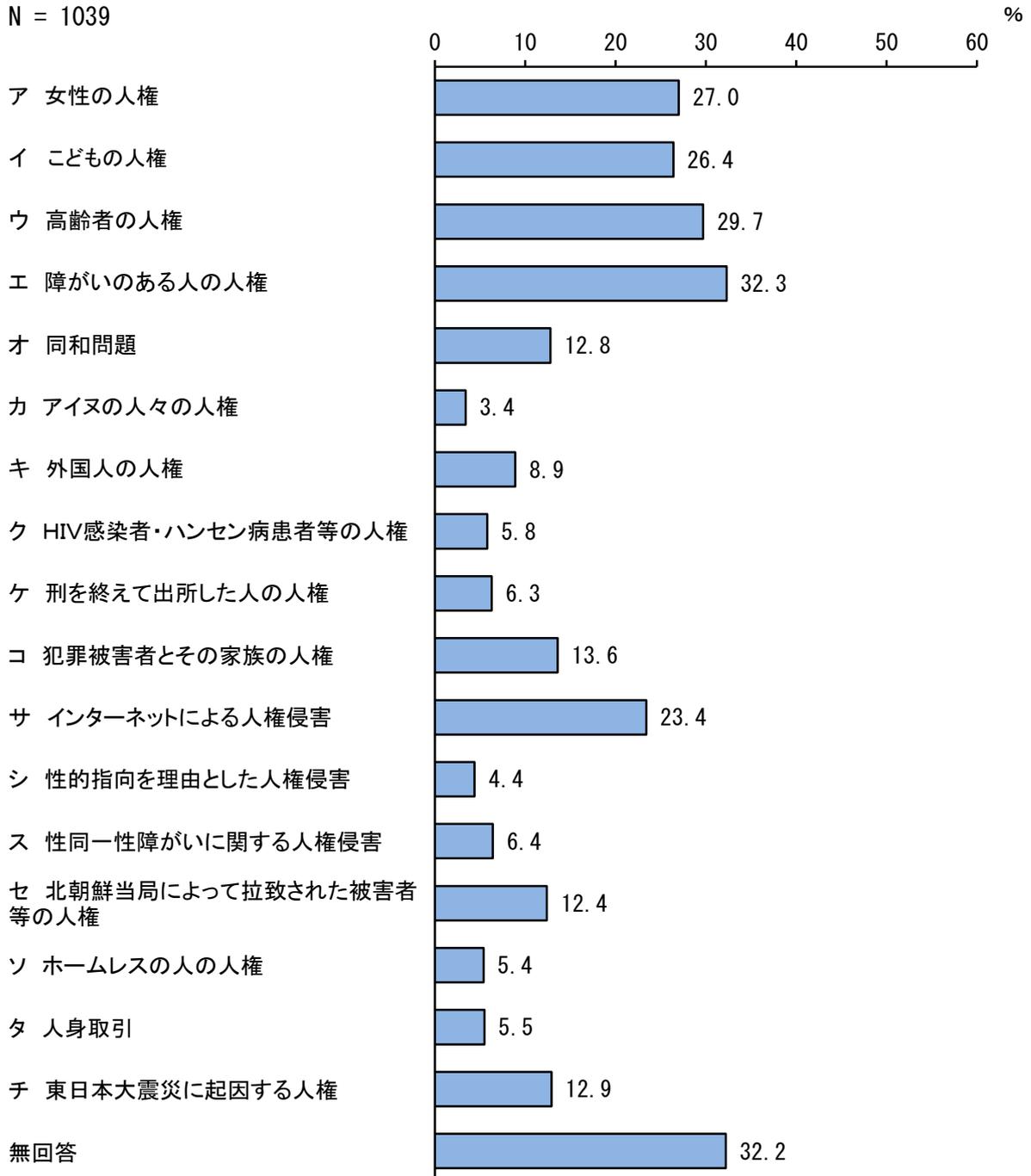
相談しなかった理由は、「自分が我慢すれば良いと思った」が 47.7%と最も高く、次いで「事を大きくしたくなかった」が 35.1%となっています。また、「相談場所を知らなかった」は 7.3%となっています。



## (8) 関心のある人権課題

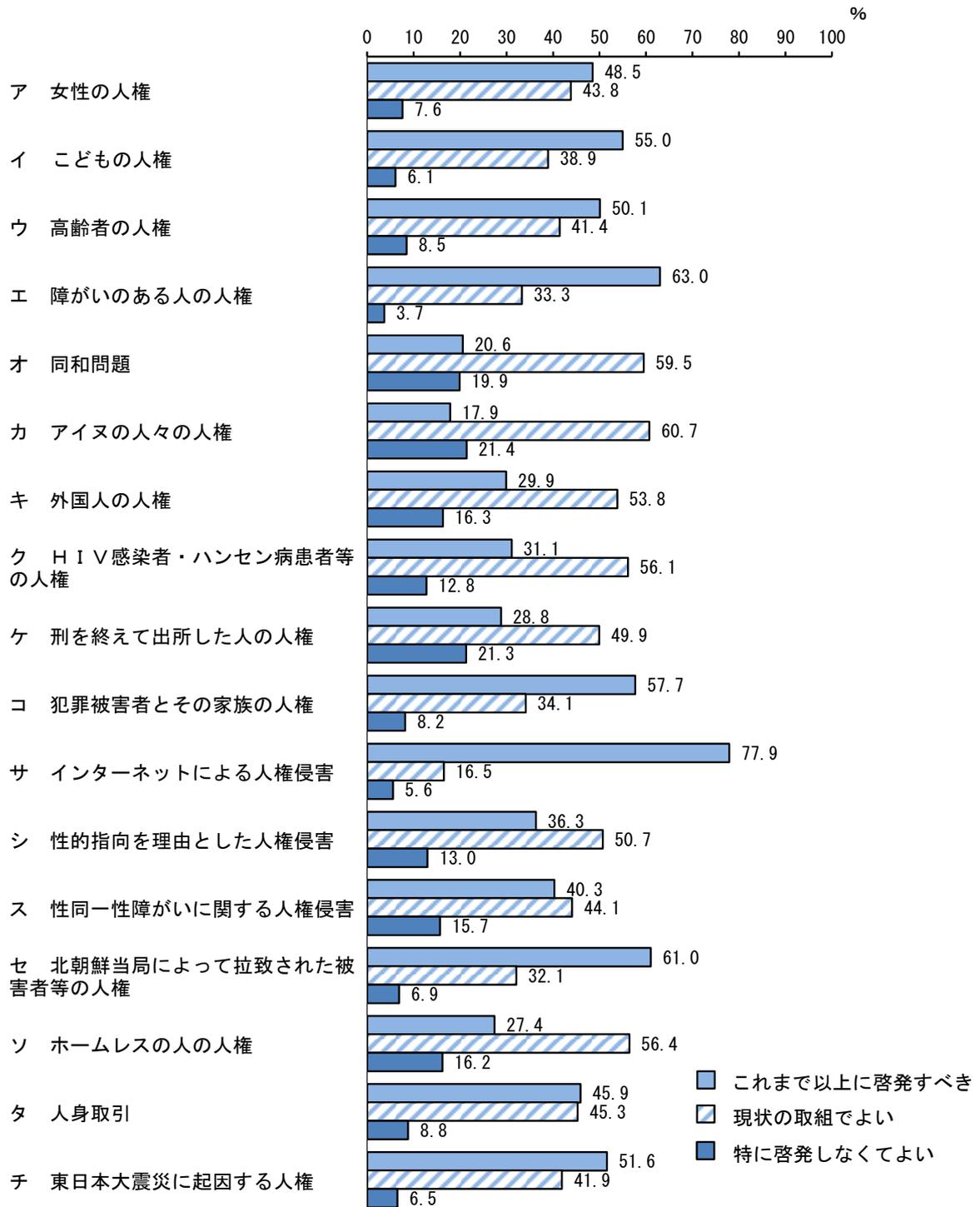
関心のある人権課題では、「エ 障がいのある人の人権」が32.3%と最も高く、次いで「ウ 高齢者の人権」が29.7%となっています。

N = 1039



## (9) 今後、一層啓発すべき人権課題

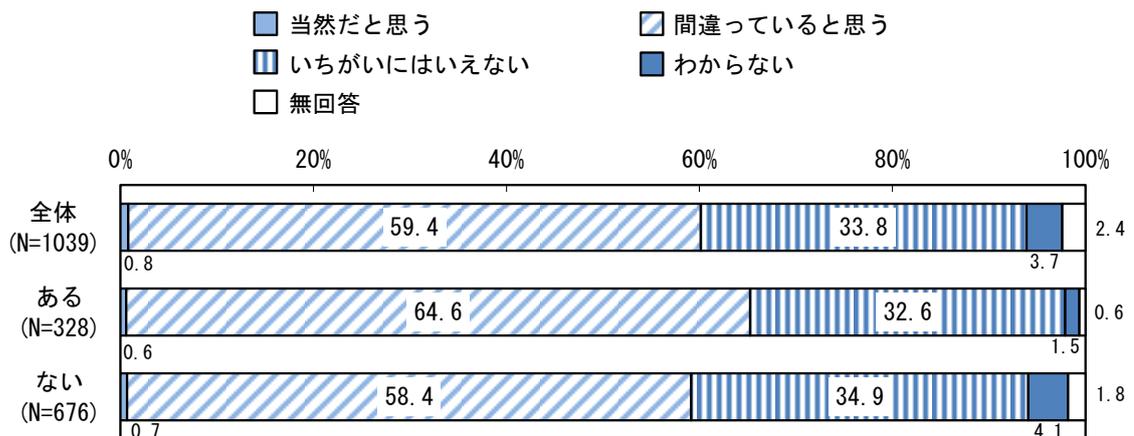
「これまで以上に啓発すべき」の割合が最も高い項目は、「インターネットによる人権侵害」、「エ 障がいのある人の人権」、「セ 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の人権」で 60.0%を超えています。



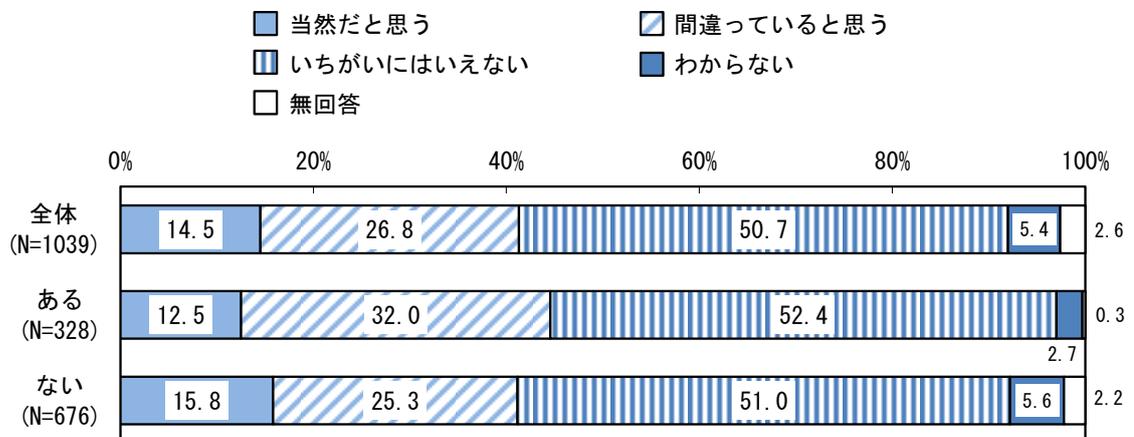
## (10) 人権尊重や人権侵害に対する見方、とらえ方

(回答者全体と人権に関する学習会参加の有無で比較をしました。)

- ① 会社の管理職登用の選考で、女性であるAさんの管理能力の方が高いのに、女性であることを理由に、別の男性を管理職に登用したことについて  
「間違っていると思う」が59.4%と最も高くなっています。  
人権に関する学習会への参加の有無で比較すると、参加経験のある人で「間違っていると思う」の割合が高くなっています。



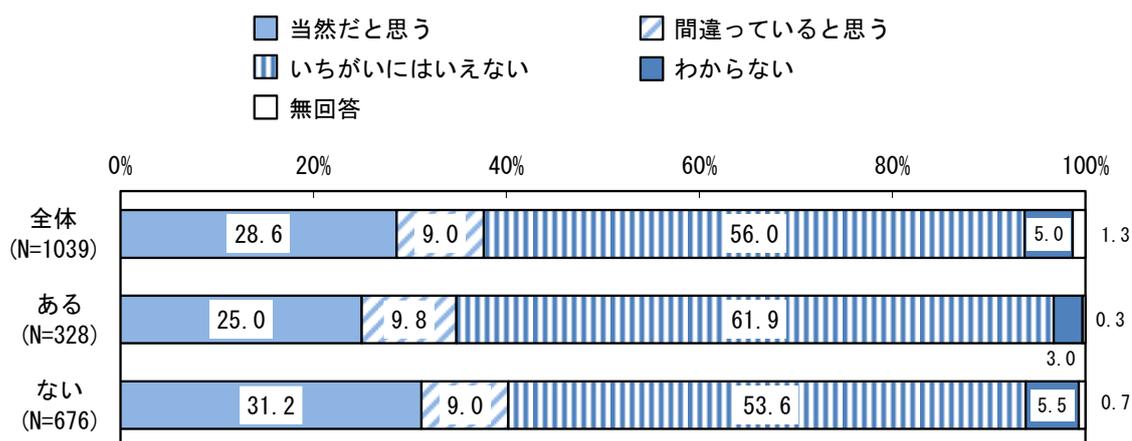
- ② 高校生のこどもにスマートフォンを持たせている親が、こどものことを心配して、無断でメールを見たことについて  
「いちがいにはいえない」が50.7%と最も高く、次いで「間違っていると思う」が26.8%と高くなっていますが、「当然だと思う」も14.5%と低くありません。  
人権に関する学習会への参加経験の有無で比較すると、参加経験のある人で「間違っていると思う」の割合が高くなっています。



- ③ 認知症が進行して町中を徘徊することがあるBさんを介護している家族は、介護する人がいないときに、Bさんが家から出られないように鍵をかけていることについて

「いちがいにはいえない」が56.0%と最も高くなっており、「間違っていると思う」は9%にとどまっています。

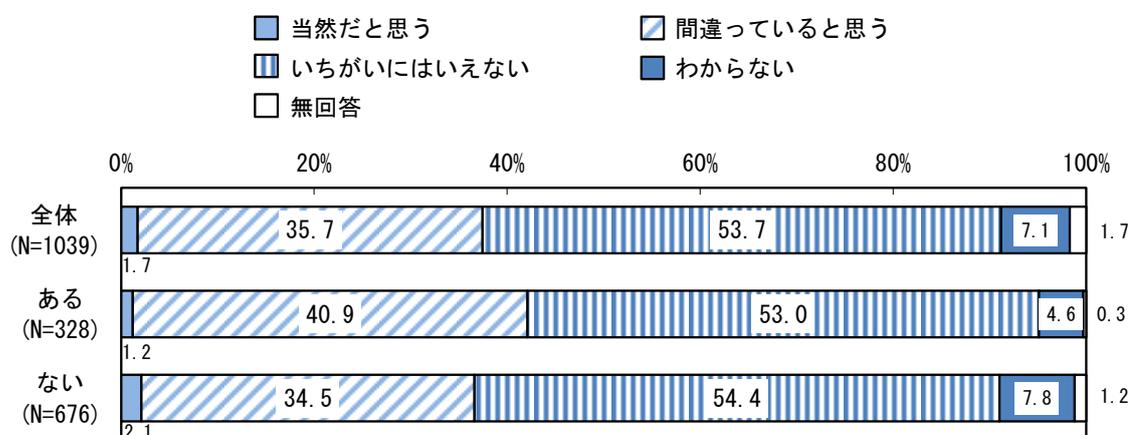
人権に関する学習会への参加経験の有無で比較すると、参加経験のある人で「当然だと思う」の割合が低くなっています。



- ④ 借家を探していた外国人が適当なアパートを見つけたので申し込んだところ外国人であることを理由に、貸すことを断った家主の態度について

「いちがいにはいえない」が53.7%と最も高く、次いで「間違っていると思う」が35.7%となっています。

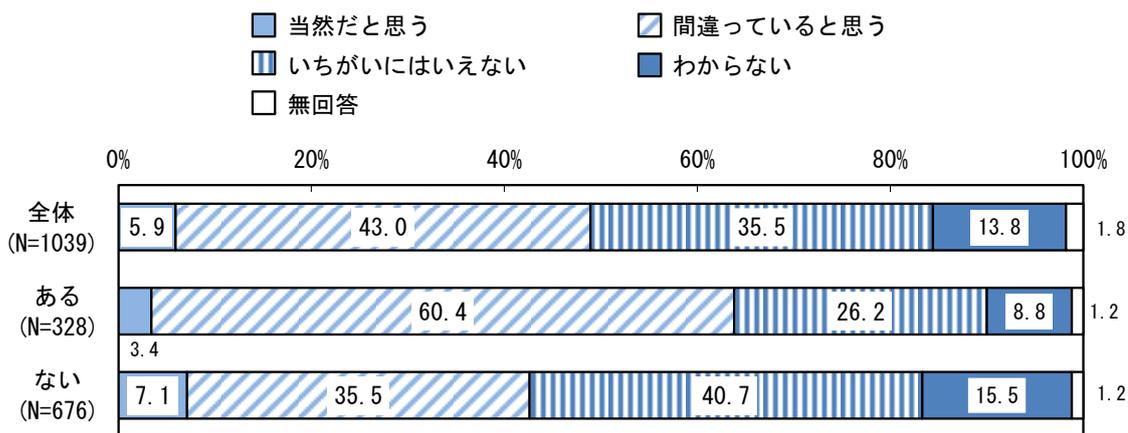
人権に関する学習会への参加経験の有無で比較すると、参加経験のある人で「間違っていると思う」の割合が高くなっています。



⑤ Cさんは、手頃な家を見つけて買おうとしたが、その場所が同和地区かどうか、市役所に問い合わせた行動について

「間違っていると思う」が43.0%と最も高くなっています。「わからない」が13.8%となっており、他ケースの回答よりも高くなっています。

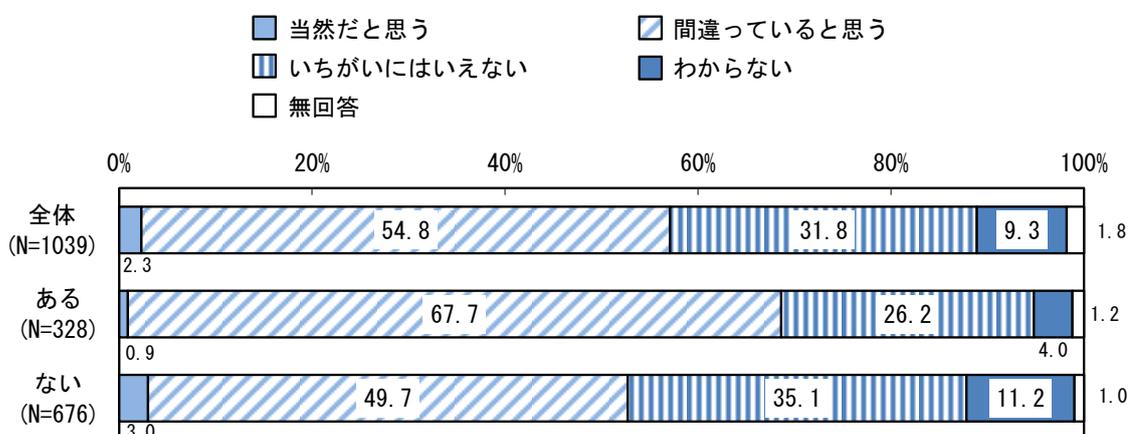
人権に関する学習会への参加経験の有無で比較すると、参加経験のある人で「間違っていると思う」の割合が高くなっています。



⑥ 障がいのある人のための施設が住宅街に建設されることになり、地元の住民が建設に反対したことについて

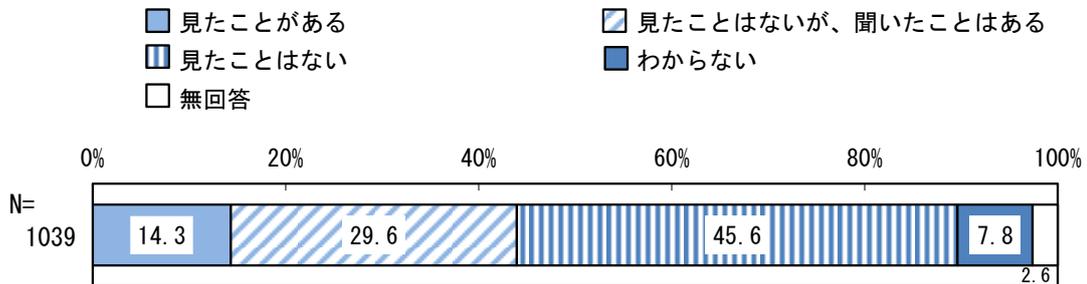
「間違っていると思う」が54.8%と最も高く、次いで「いちがいにはいえない」が31.8%となっています。

人権に関する学習会への参加経験の有無で比較すると、参加経験のある人で「間違っていると思う」の割合が高くなっています。



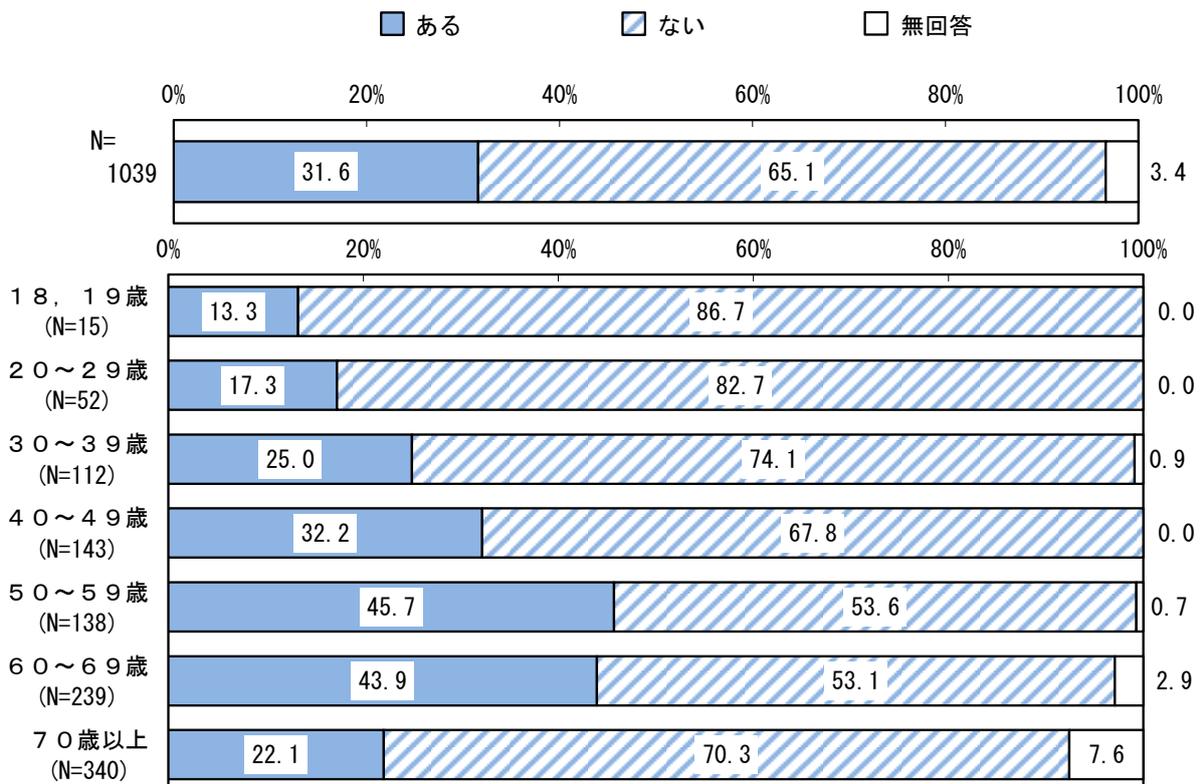
### (11) インターネットによる差別的な書き込みを見た経験

「見たことがある」が14.3%、「見たことはないが、聞いたことはある」が29.6%、  
となっています。



### (12) ここ3年以内での人権に関する学習会への参加経験

「ない」が65.1%となっており、多くの方が人権に関する学習会に参加していない  
状況です。学習会に参加したことがある人の年齢層は、50歳代、60歳代が多く、若年  
層で低くなっています。

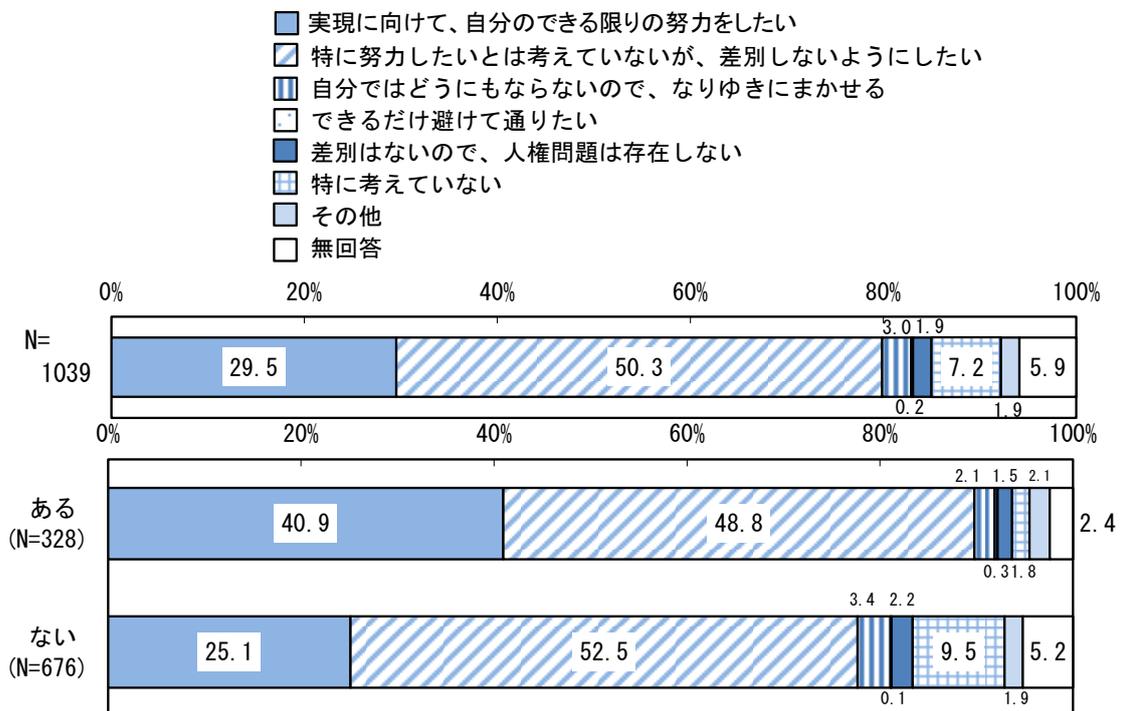


### (13) 人権の尊重されるまちの実現に向けての考え方

(回答者全体と人権に関する学習会参加の有無で比較をしました。)

「特に努力したいとは考えていないが、差別しないようにしたい」が50.3%と最も高く、次いで「実現に向けて、自分のできる限りの努力をしたい」が29.5%となっています。

人権に関する学習会への参加の有無別で見ると、参加経験のある人で「実現に向けて、自分のできる限りの努力をしたい」の割合が高くなっています。



### 〔3〕平成 29 年度(2017 年度)以降の調査と調査結果の概要

人権に関する総合計画策定時には、「甲賀市人権に関する市民意識調査」を実施しましたが、それ以降は人権のみでの意識調査を実施しておりませんので、目的や質問項目に違いはありますが、「甲賀市市政に関する意識調査」の人権に関する部分を参考に、人権に対する市民意識の現状を検討しました。

#### 〔1〕調査の概要

##### (1) 調査の目的

市民の人権や地域福祉、児童福祉、高齢福祉、障がい福祉などの福祉領域についての意見や評価を、意識調査により統計的に把握し、今後の市政を推進するための基礎資料とすることを目的に、「甲賀市市政に関する意識調査」（以下「意識調査」という。）を実施しました。

##### (2) 調査方法

調査対象者	市内にお住まいの 18 歳以上の人				
抽出方法	無作為抽出				
調査方法	郵送配布・郵送回収またはインターネット回答(平成 30 年度(2018 年度)より)				
調査時期	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和2年度 (2020 年度)	令和5年度 (2023 年度)
	平成 29 年(2017 年) 6 月 19 日 ～ 平成 29 年(2017 年) 7 月 5 日	平成 30 年(2018 年) 7 月 11 日 ～ 平成 30 年(2018 年) 7 月 25 日	令和元年(2019 年) 7 月 17 日 ～ 令和元年(2019 年) 7 月 31 日	令和2年(2020 年) 9 月 1 日 ～ 令和2年(2020 年) 9 月 15 日	令和5年(2023 年) 10 月 6 日 ～ 令和5年(2023 年) 10 月 20 日
	調査内容				
	○人権が尊重されるまちになっていると感じるか		○人権が尊重されるまちになっていると感じるか ○人権に関する研修会等への参加 ○人権の尊重されるまちの実現に向けて		

##### (3) 回収結果

	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和2年度 (2020 年度)	令和5年度 (2023 年度)
配布数	3,000				
有効回答数	1,241	1,127	1,186	1,220	1,217
有効回答率	41.4%	37.6%	39.5%	40.7%	40.6%

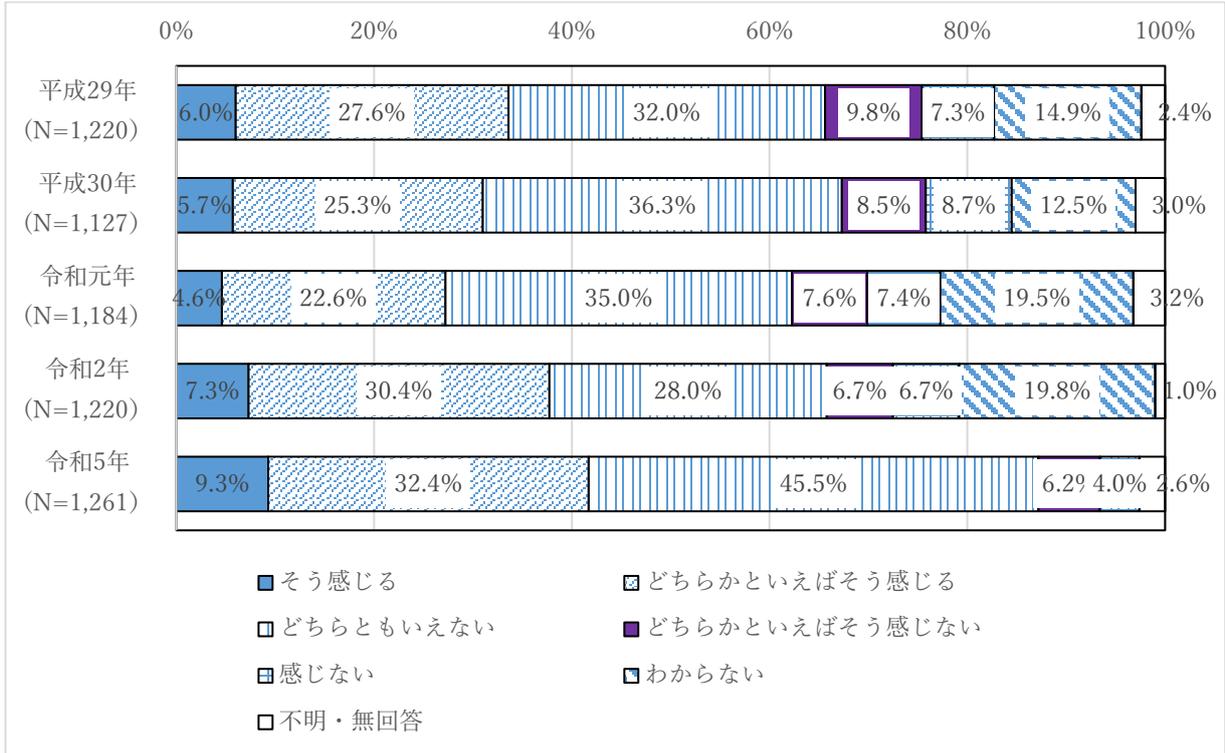
## 〔2〕 調査結果の概要

### (1) 人権が尊重されるまちになっているか(平成29年度(2017年度)～令和5年度(2023年度))

あなたは、甲賀市が「人権が尊重されるまちになっている」と感じられますか。

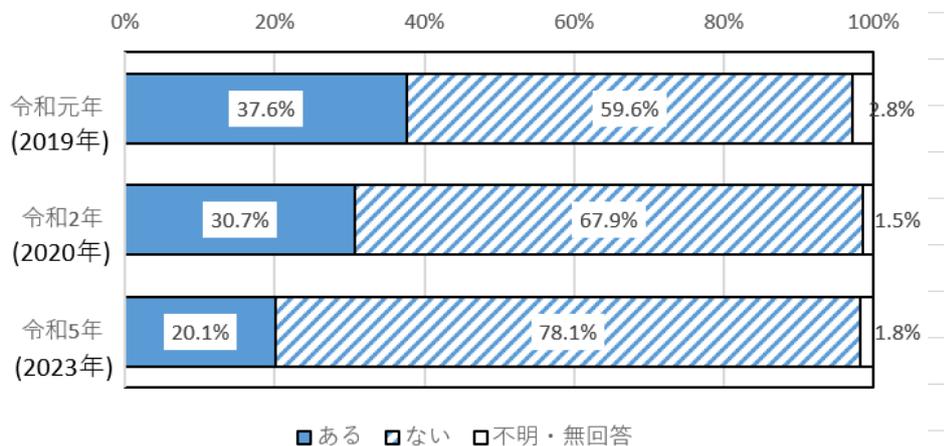
(○は1つだけ)

本市が「人権が尊重されるまち」になっているかという問いには、「そう感じる」、「どちらかといえばそう感じる」を合わせた『感じる』の割合は、平成29年度(2017年度)から令和元年度(2019年度)まで減少していましたが、令和2年度(2020年度)は増加し、令和5年度(2023年度)は41.7%と策定後7年間で最も高くなっています。



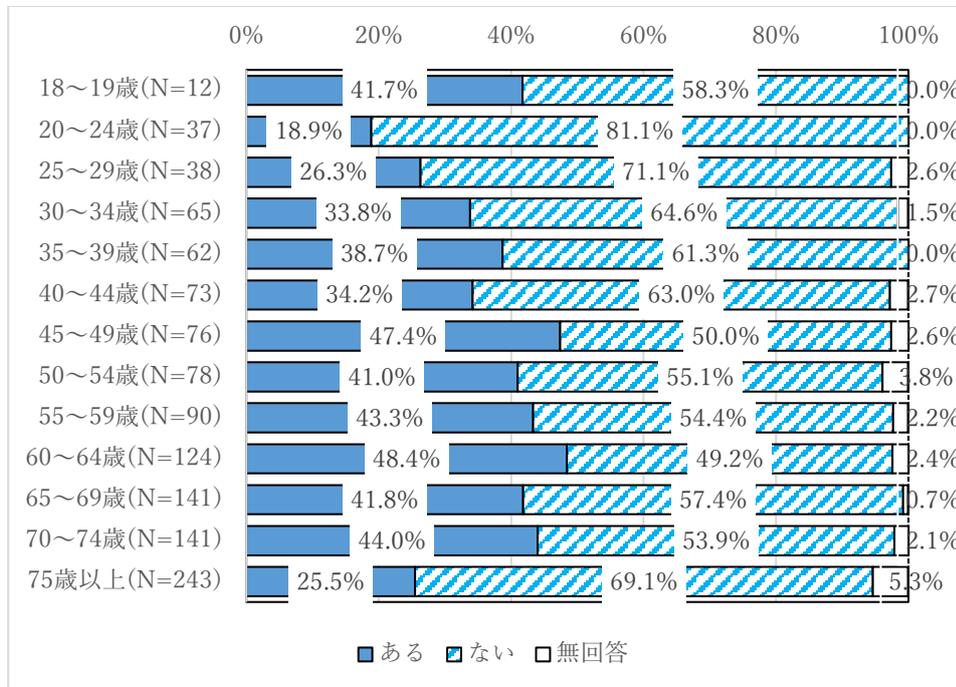
### (2) 人権に関する研修会等への参加(令和元年度(2019年度)～令和5年度(2023年度))

あなたはここ3年以内で、人権に関する研修会等(職場、学校、地域、市主催のセミナー等)に参加されたことがありますか。(○は1つだけ) ※令和5年度調査のみWeb配信等の視聴も含む。

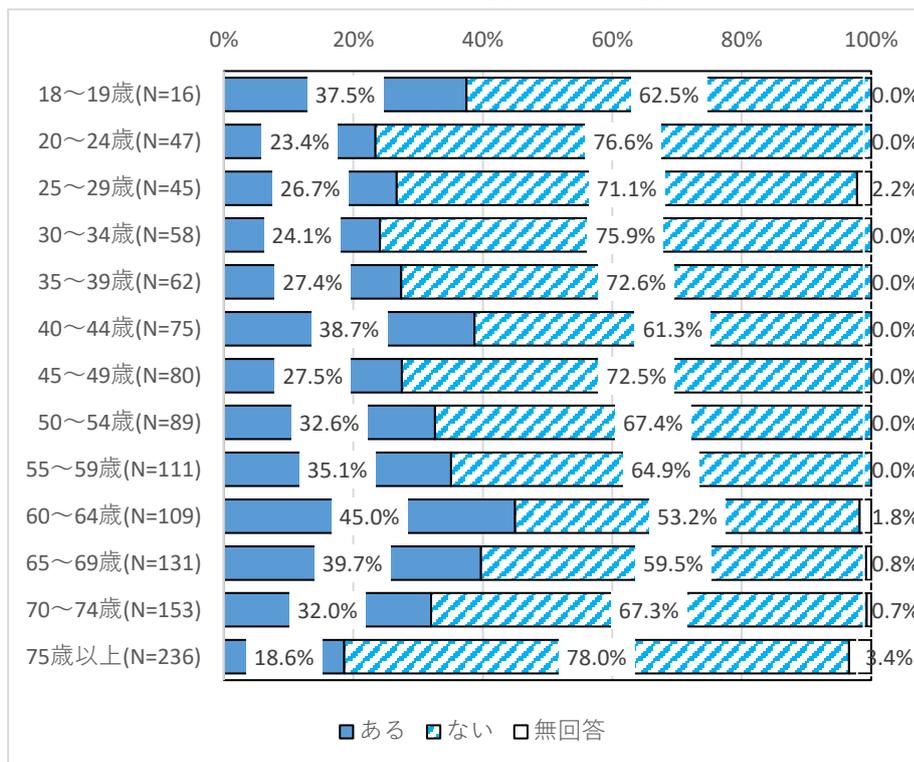


「ない」が令和元年度(2019年度)59.6%から令和2年度(2020年度)67.9%、令和5年度(2023年度)78.1%となっており、多くの方が人権に関する学習会に参加していない状況です。これは、コロナ禍による学習会の機会が少なかった影響も考えられます。

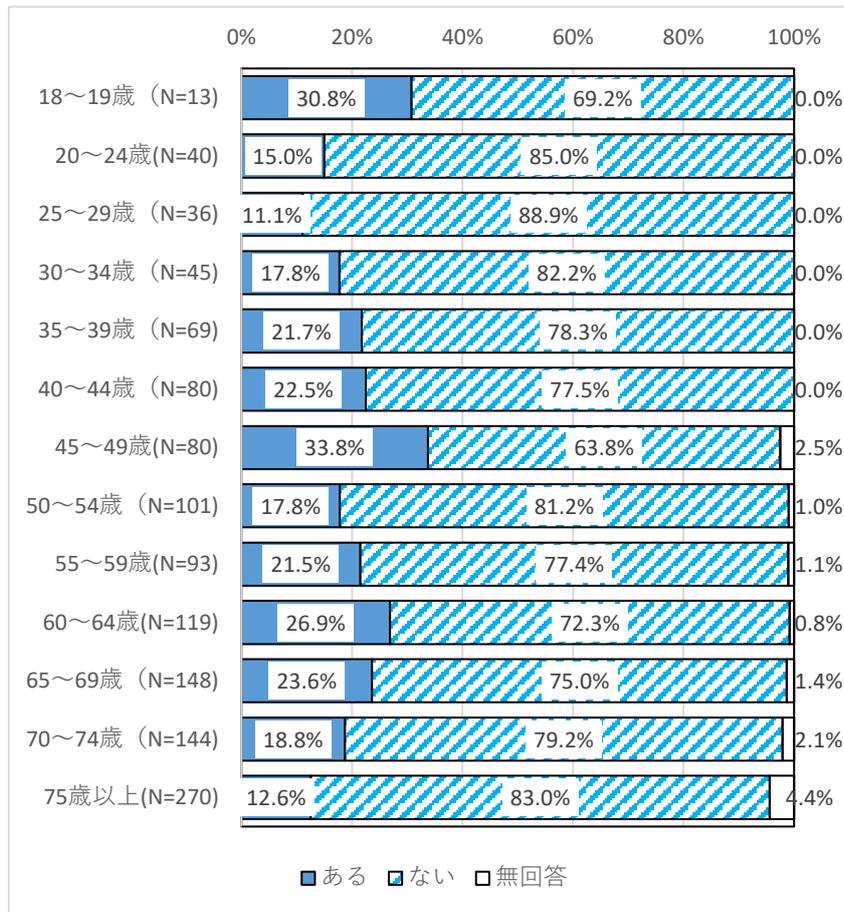
令和元年度(2019年度)



令和2年度(2020年度)



### 令和5年度(2023年度)



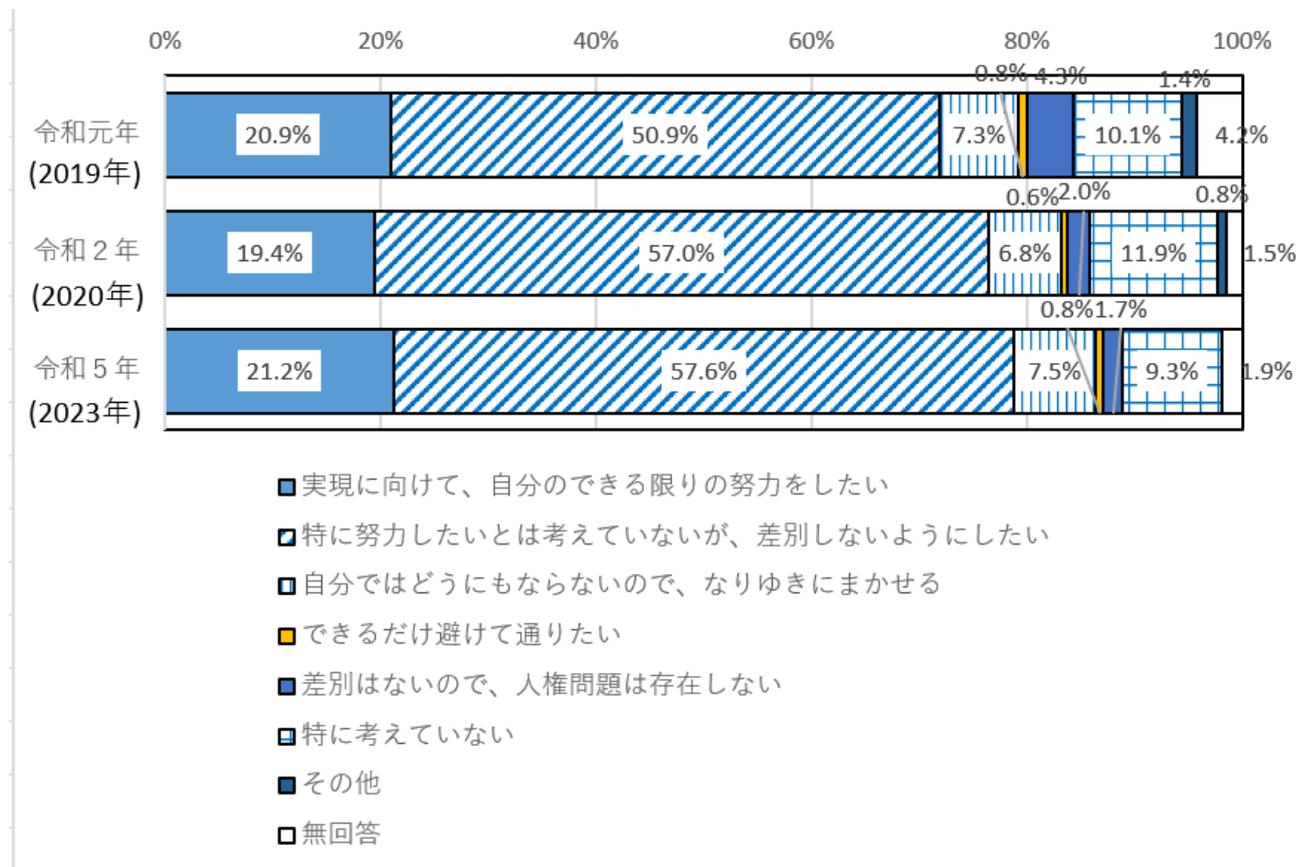
学習会に参加したことがある人の年齢層は40歳代、50歳代、60歳代が多く、若年層で低い傾向がみられます。令和元年度(2019年度)から令和2年度(2020年度)にかけて、20歳代や40歳代で参加したことがある人が増加傾向にありましたが、令和5年度(2023年度)においては、全世代で減少しています。

(3) 人権の尊重されるまちの実現に向けて(令和元年度(2019年度)～令和5年度(2023年度))

あなたは、人権の尊重されるまちの実現に向けて、どのようにお考えですか。

(○は1つだけ)

(回答者全体と人権に関する学習会参加の有無で比較しました。)

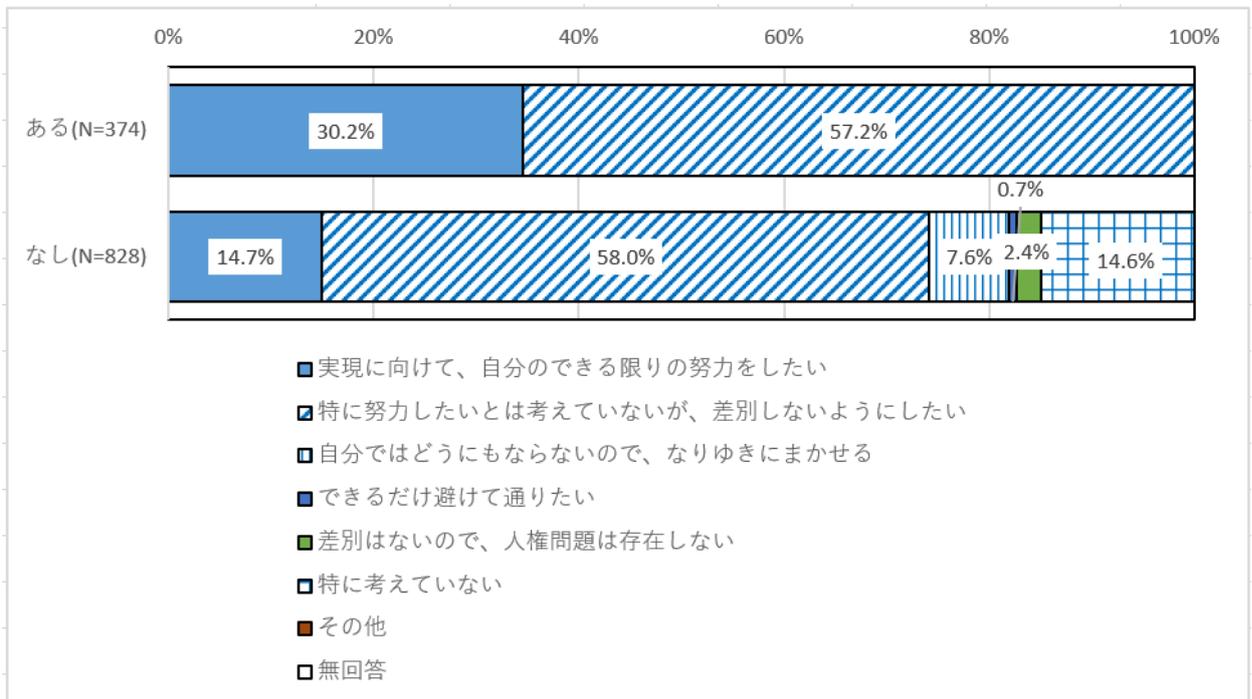


「特に努力したいとは考えていないが、差別しないようにしたい」が毎回最も多く、「自分ではどうにもならないので、なりゆきにまかせる」「できるだけ避けて通りたい」は横ばい、「差別はないので、人権問題は存在しない」は減少しています。

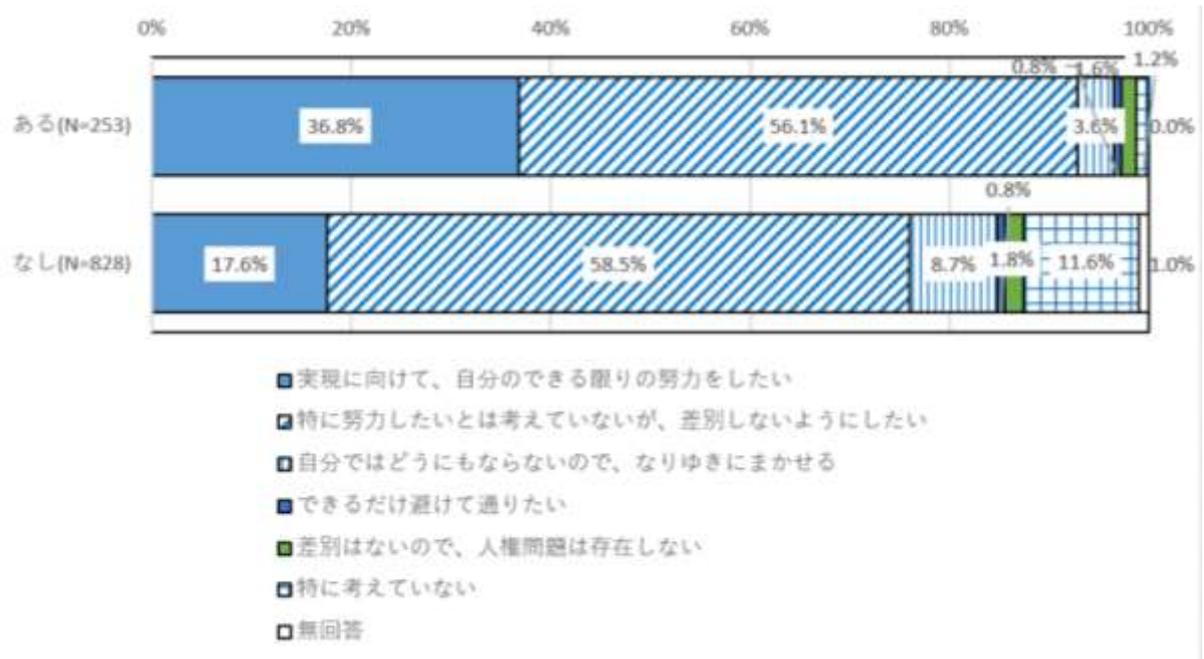
令和元年度(2019 年度)



令和2年度(2020 年度)



## 令和5年度（2023年度）



人権に関する学習会への参加の有無別で見ると、参加経験のある人で「実現に向けて、自分のできる限りの努力をしたい」と回答した人の割合は、参加経験のない人と比べて2倍以上高くなっています。

## 〔4〕 調査結果の分析

### 【全体の傾向】

- 意識調査全体を通して、人権尊重のとらえ方は「差別されない、平等である」が最も高いものの、本市における状況は人権が尊重されるまちなになっていると、とらえている方は少ない状況です。
- 年齢別では、年齢層の高い人と若年層で、考え方に差異がみられます。

### 【人権尊重のまちなの実現】

- 人権が尊重されるまちなになっているとは言えない状況にあります。しかし、計画策定後の3年間で人権が尊重されるまちなになっていると回答した人の割合は減少していましたが、令和5年度(2023年度)はその割合が増加したことから、新型コロナウイルス感染症流行を経験し、あらためて人権尊重への意識が高まっていることが考えられます。人権が尊重されるまちなの実現に向けて、今後一層の人権教育・啓発等さまざまな施策を推進していく必要があります。
- 「実現に向けて、自分のできる限りの努力をしたい」と回答した人の割合は、策定前と比べて令和元年度(2019年度)、令和2年度(2020年度)と減少していましたが、令和5年度(2023年度)は増加しました。「なりゆきにまかせる」「避けて通りたい」「存在しない」と回答した人の割合も減少しており、その分、「特に努力

したいとは考えていないが、差別しないようにしたい」と回答する人が増えていきます。このことは、差別は解消されるべきことであるが、そのための具体的な取組がわからないことや、その効果に自信が持てないなどの理由が考えられます。今後、差別解消に向けた具体的な取組を学ぶことができる学習会やその取組を押し進める人材を育成する研修会をより一層推進していく必要があると考えられます。

#### 【人権を侵害された内容】

- 職場・地域・家庭など、身近な生活の場面で人権侵害が起きていることから、職場や地域が主体となって、身近な生活の場面で人権侵害が起これないように、予防や啓発に取り組む必要があります。また、学習会などで学んだことを、自分のこととして実践することが大切です。

#### 【人権学習と人権意識】

- 人権に関する学習会への参加状況では、参加したと回答した割合が令和元年度（2019年度）は計画策定前よりも増えましたが、令和5年度（2023年度）はその割合が策定前よりも減少しました。これは新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、学習会自体の開催が難しくなり、参加する機会が減ったことが関係していると考えられます。

しかし、人権に関する学習会への参加経験がある人は、人権意識が高い傾向にあり、これまでの人権教育・啓発の効果が表れています。生涯にわたって、あらゆる機会において学びを提供できるよう、より一層人権教育・啓発のあり方について多様な学習機会の検討が必要です。

- 学習会に参加したことがある人の年齢層は、40歳代から60歳代が多く、若年層で低くなる傾向は依然としてありますが、若年層の参加経験のある人の割合は多くなってきており、引き続き幅広い層を対象にした、人権に関する学習機会の充実を図る必要があります。

#### 【新たな人権課題】

- インターネットによる人権侵害について、インターネットによる差別書き込みを見たことがある人が多く、また、これまで以上に啓発すべきと考える人が多いことから、今後、人権教育や啓発の課題として、インターネットによる人権侵害を更に取り入れていく必要があります。

#### 【相談】

- 人から嫌なことを言われたりされたりした際の相談先は身近な人が多く、相談を受けた人が適切な対応ができるよう、人権意識や感覚を高めるための人権教育・啓発が必要です。また、相談しなかった人が多いことから、相談に行きやすい環境の整備も必要です。

### 3 人権に関する計画の取組状況

本市では、これまで、さまざまな人権課題の解決をめざし、「甲賀市人権総合計画」「甲賀市同和対策基本計画」「甲賀市人権教育基本計画」に基づき、取組を推進してきました。

各計画の概要と取組状況は次のとおりです。

#### 〔1〕 甲賀市人権総合計画

##### ■ 計画の概要

###### 【趣旨】

甲賀市総合計画に沿って、甲賀市人権尊重のまちづくり条例がめざす人権尊重のまちづくりの理念を具体化していくことを目的とする計画

###### 【期間】

平成 20 年度（2008 年度）～平成 28 年度（2016 年度）

###### 【重点項目】

まちづくり条例は、その第 1 条で、「この条例は、日本国憲法及び世界人権宣言を基本理念とし、市民の人権擁護と人権意識の高揚を図り、部落差別をはじめとするあらゆる差別のない、明るく住みよい人権尊重のまちづくりに寄与することを目的とする。」と定めています。

このまちづくり条例の理念を具体化するため、次の 5 つの重点項目を掲げています。

- ① 「市民と行政との協働」
- ② 「人権を基礎とした施策の推進」
- ③ 「人権教育、啓発活動の充実」
- ④ 「人権に関する推進体制の充実」
- ⑤ 「相談・支援体制の充実」

###### 【個別課題】

主要な人権課題を着実に解決するため、次にあげる分野ごとの取組方針を掲げています。

- ◇同和問題
- ◇女性
- ◇子ども
- ◇高齢者
- ◇障がいのある人
- ◇外国人
- ◇その他さまざまな人権問題等

## 〔2〕甲賀市同和対策基本計画

### ■ 計画の概要

#### 【趣旨】

部落差別をはじめとするあらゆる差別の無い社会を一日も早く築き、すべての市民が幸せに安心して生活できることをめざす計画

#### 【期間】

平成 20 年度（2008 年度）～平成 28 年度（2016 年度）

#### 【基本目標】

1. 差別意識の解消と人権意識の高揚
2. 地域住民の自立と自己実現
3. 住民交流と協働のまちづくり

#### 【基本計画】

次にあげる 3 つの基本目標を掲げ、同和問題の解決に向け、さまざまな施策を展開してきました。

1. 差別意識の解消・人権意識の高揚を図るための取組
  - ◇教育啓発の推進
  - ◇人権尊重のまちづくり
2. 地域住民の自立と自己実現を達成するための取組
  - (1) 地域福祉
    - ◇総合的な相談・情報提供、権利保障・擁護
    - ◇人権尊重・健康福祉のまちづくり
  - (2) 保健・医療
    - ◇健康づくりの推進
  - (3) 住宅・まちづくり
    - ◇住環境の推進
    - ◇住民主体のまちづくり
  - (4) 就労
    - ◇就労支援
    - ◇企業啓発
  - (5) 教育
    - ◇進路保障の実現
    - ◇指導・相談体制の充実
3. 住民交流を促進するための取組
  - ◇住民交流の推進
  - ◇協働の人権まちづくり

## 〔3〕甲賀市人権教育基本計画

### ■ 計画の概要

#### 【趣旨】

人権教育や人権啓発を通して、「甲賀市人権尊重のまちづくり条例」や「甲賀市人権尊重の都市（まち）宣言」を具現化し、あらゆる差別のない互いに認め合う人権尊重のまちづくりを推進することを目的とする計画

#### 【期間】

平成 20 年度（2008 年度）～平成 28 年度（2016 年度）

#### 【人権教育・啓発の推進】

次にあげる人権教育・啓発に関する 3 つの推進方針を掲げ、市民のあらゆる世代、あらゆる場などにおいて人権尊重の視点で、さまざまな施策を展開してきました。

##### 1. 人権教育・啓発の重点

- （1）リーダーのパワーアップから組織的な推進へ
- （2）主体的な学びの推進
- （3）交流や協働による地域づくり

##### 2. 課題別施策の推進

- （1）普遍的課題にかかる人権教育・啓発の推進
- （2）個別的課題にかかる人権教育・啓発の推進
  - ①同和問題
  - ②女性
  - ③子ども
  - ④高齢者
  - ⑤障がいのある人
  - ⑥外国人
  - ⑦患者等
  - ⑧インターネットによる人権侵害
  - ⑨その他のさまざまな人権問題

##### 3. あらゆる場における施策の推進

- （1）家庭
- （2）認定子ども園等
- （3）学校
- （4）地域
- （5）企業
- （6）人権に関わりの深い特定職業従事者

## 〔4〕人権に関する施策の取組状況

### (1) 重点項目

#### ① 市民と行政との協働（甲賀市人権総合計画）

市民主体の人権擁護施策の推進を図るため、甲賀市人権教育推進協議会と連携し、人権教育連続セミナーや人権教育研究大会等の研修会を開催するほか、甲賀市同和・人権事業促進協議会、甲賀市企業人権啓発推進協議会、PTA、甲賀人権擁護委員協議会等と市が連携を図りながら、人権に関する課題の達成に向けて自主的な取組を進めています。

#### ② 人権を基礎とした施策の推進（甲賀市人権総合計画）

甲賀市総合計画において「ともに認めあう人権文化のまちづくり」を施策の柱の一つに位置づけ、すべての人の人権が尊重されることをまちづくりの基本としています。

本市においては、誰もが利用しやすい公共施設の整備や情報を得られるよう広報誌や情報発信の方法を工夫するなど、人権尊重を基本に据えて行政サービスに取り組んでいます。

#### ③ 人権教育・啓発活動の充実（甲賀市人権総合計画・甲賀市人権教育基本計画）

人権教育・啓発では、三つの重点を掲げ関係する取組を推進しています。

まず、一点目の「リーダーのパワーアップから組織的な推進へ」では、地域での人権教育・啓発活動を担う人権教育啓発講師を養成し、本市の啓発講師団として、市内の区・自治会での地区別懇談会等で活躍いただいています。

また、認定こども園等、小・中学校の教職員、市の職員等に対しては、すべての業務は人権に関わるとの自覚をもって業務を行うため、人権の普遍的な課題や個別的課題をテーマとした研修を行っています。

次に、二点目の「主体的な学びの推進」では、「甲賀の人権教育基底プラン」に基づき、認定こども園等、小・中学校で一貫した人権教育に取り組んでいます。また、市民の学習では、人権を身近に感じられる啓発教材として、「一人ひとりが輝くために～人権尊重をしっているからしているへ～」を毎年作成し、地区別懇談会等で活用しています。

身近な場所で人権を主体的に学ぶ機会として、人権をテーマとした公民館講座や人権教育連続セミナーを市内各所で開催するとともに、区・自治会や人権教育推進協議会の協力を得て、区・自治会単位での地区別懇談会の開催を推進しています。

地区別懇談会は、市内のほぼすべての区・自治会で開催されるとともに、年々、参加者数が増加しています。一方、人権教育連続セミナーでは、参加者が減少しています。

三点目の「交流や協働による地域づくり」では、人権教育推進協議会をはじめとする人権に関係する団体と連携し、人権教育研究大会を開催するなど、市民との協働による人権教育・啓発に取り組んでいます。

また、市民との協働により人権尊重のまちづくりを推進するため、地域の組織や市民活動団体等との連携及びネットワークの構築や、これらの団体等が実施する事業の支援等を行う「こうか市民共生ネットワーク」を設立しました。

#### ④ 人権に関する推進体制の充実（甲賀市人権総合計画）

市民、企業・事業所、市民活動団体等と行政が連携して人権施策を効果的に推進するための人権教育・学習の場の充実に取り組むとともに、市の組織において、必要な施策を総合的かつ効果的に推進するため「甲賀市人権尊重のまちづくり推進本部」を設置し、人権尊重の推進に係る関係部局間の連絡調整や人権尊重に係る教育及び啓発に関することなど必要な事項について協議を行っています。

また、各課に職場人権リーダーを配置し、人権の視点に立った業務を行えるよう、職員の資質向上のためさまざまな課題を取り上げ、研修を行っています。

#### ⑤ 相談・支援体制の充実（甲賀市人権総合計画）

就労、生活困窮、健康、教育、家族の問題、消費生活等の相談窓口を設置するとともに、これらの相談窓口の周知を行っています。相談の中には、さまざまな課題が複雑に絡み合った相談もあることから、適切な相談窓口につなげるとともに、自立支援に向けたワンストップ<sup>3</sup>の窓口を設置し対応しています。

また、大津地方法務局甲賀支局、甲賀市社会福祉協議会など人権擁護に関係する機関や団体、市民の身近な相談先である民生委員・児童委員や人権擁護委員と連携し相談に対応しています。

重大な人権侵害である、子ども、高齢者、障がいのある人への虐待、ドメスティック・バイオレンス<sup>4</sup>（以下「DV」という。）は、早期に発見することが必要であ

<sup>3</sup> ワンストップ：ひとつの場所でさまざまなサービスが受けられる環境、場所のこと。

<sup>4</sup> ドメスティック・バイオレンス（DV）：Domestic Violence。法令等で明確に定義された言葉ではないが、夫婦や恋人など親しい人間関係の中で起こる暴力をいい、身体的暴力だけでなく、精神的、性的、経済的な暴力なども含まれる。

ることから、市民の通報義務を周知し、相談があった場合には、適切な支援につなげています。

## (2) 分野別課題ごとの施策と教育・啓発

### ① 同和問題（甲賀市人権総合計画・甲賀市同和对策基本計画・甲賀市人権教育基本計画）

#### (ア) 差別意識の解消・人権意識の高揚を図る取組

不動産差別、土地差別の解消に向けて、平成 23 年（2011 年）から福祉と人権のまちづくり事業に取り組んできました。福祉と人権のまちづくり事業では、市民対象の研修会、認定こども園等の保護者対象研修会、公民館一般教養講座・人権研修会の開催、不動産会社を訪問し啓発を行うなどのほか、甲賀市魅力ある地域づくり推進協議会へ交付金を交付し、関係団体が行う研修会や交流事業を支援しました。

#### (イ) 地域住民の自立と自己実現を達成するための取組

平成 14 年（2002 年）、「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（地对財特法）」が失効したことを受けて、一般施策の中で自立と自己実現を促し地域の活力を高めていく取組を行っています。

就労については、就労相談員を地域総合センターに配置し、就労相談を行ってきました。平成 27 年度（2015 年度）からは商工政策課の就労相談員が地域総合センターに出向き就労相談を行うほか、生活支援課に就労コーディネータを配置し、生活困窮者に対して、就労相談を含めた相談を実施しており、地域総合センターに相談があった場合も連携により、より専門的な支援につなげています。

小集落改良住宅<sup>5</sup>については、入居者の意思を尊重しつつ、生活状況や経済状況等を考慮しながら、自立に向けて住宅を譲渡しました。

こどもたちの自己実現に向けた取組では、地域総合センターで、小・中学生を対象に自主活動学習に取り組んでいます。学習にあたっては、家庭での学習習慣や基本的な生活習慣を身につけ、自らの生きる力を高めていけるよう、学校、家庭、地域、地域総合センターが連携し、実施しています。

また、地域総合センターについては、福祉の向上や人権教育・啓発、文化の振興を図り、住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして運営していますが、地域から要望があった場合は、市民の自由な意思を尊重し、閉館した地域総

<sup>5</sup> 小集落改良住宅：旧地域改善対策特別措置法施行令 1 条 1 号に基づき、生活環境施設整備事業のなかの住宅地区改良事業の一つとして、小集落地区で建設された住宅のこと。

合センター等もあります。こどもの教育環境や就労などの残された課題は、一般施策の中で必要な取組を継続しています。

#### (ウ) 住民交流を促進する取組

地域総合センターでは、各種教室や文化祭・スポーツ大会の開催を通じて、地域の住民交流を活性化するなど、人と人のつながりを拡大させる環境づくりを行っています。また、広報等により各地域総合センターの取組や活動状況を紹介しています。

### ② 女性の人権（甲賀市人権総合計画・甲賀市人権教育基本計画）

市民誰もが個人として尊重され、あらゆる場において共に責任を担いつつ個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現に向けて、「甲賀市男女共同参画計画（甲賀市女性活躍推進計画）」に基づき取組を進めています。

「男性は仕事」「女性は家事・育児・介護」といった固定的な性別役割分担意識<sup>6</sup>の解消に向けた講演会や講座の開催、啓発紙の発行等により啓発を行うとともに、女性が働きながら安心してこどもを産み育てられるよう保育園等や放課後児童クラブの充実など、環境の整備を行っています。

また、女性の活躍を広げるために、起業や再就職に向けた支援を行っています。DVについては、「甲賀市配偶者からの暴力の防止および被害者の保護等に関する基本計画」を策定し、DVについての正しい理解を啓発するとともに、DVの予防、被害者の早期発見、DV被害者に配慮した相談、安全・安心の確保をはじめとした支援を関係機関と連携し進めています。

### ③ こどもの人権（甲賀市人権総合計画・甲賀市人権教育基本計画）

「甲賀市こども・子育て応援団支援事業計画」を策定し、輝く未来と無限の可能性をもつ子どもたちが、「しなやかで・心豊かに・たくましく」育つことを願い、市民、企業・事業所、市民活動団体等の多様な主体と行政が協働・連携しながら地域全体で子育てを応援する「こども・子育て応援団」の取組を進めています。

こどもの健全な成長を阻害する児童虐待が全国的にも深刻かつ重大な社会問題となるなか、児童虐待の未然防止と早期発見、通報があった場合には、速やかにこどもの安全確認を行い、その家庭に対する適切な支援を関係機関と連携して行っています。

---

<sup>6</sup> 固定的な性別役割分担意識：「男は仕事、女は家庭」など、「女だから、男だから」という性別によって役割や責任を分担するのが当然と考える意識のこと。

児童生徒の生命や心身に重大な危険を生じさせるおそれのあるいじめに対しては、「甲賀市こどものいじめ防止条例」に基づき、いじめを許さない風土と文化を社会全体でつくりあげ、こどもが自らの命を輝かせ健やかに成長することができる、いじめのないまちの実現に取り組んでいます。

また、こどもの将来が家庭の事情によって左右されないよう、生活保護世帯や生活困窮世帯に、生活保護や各種手当などの経済的支援を行うとともに、学習支援や居場所づくりに取り組んでいます。

#### ④ 高齢者の人権（甲賀市人権総合計画・甲賀市人権教育基本計画）

本市の人口が減少傾向に転じるなかで、65歳以上の高齢者人口は増加しており、これに伴い要介護認定者等も増加を続けています。

高齢者が社会を支える一員として、健康でいきいきと活躍でき、介護が必要になったときも、できる限り住み慣れた地域や家庭で自立した生活ができるよう、市内5か所に地域包括支援センター<sup>7</sup>を設置し、高齢者の介護や生活に関する相談、家族や関係者から寄せられる虐待や虐待へとつながるおそれのある事例の相談を受け、支援につなげる体制を整えています。

高齢者虐待の予防や早期発見、早期対応を行うため、甲賀市地域ケア会議<sup>8</sup>を設置し、個別事例の検討や関係機関と連携した虐待防止に向けた対応や啓発、高齢者及び養護者の支援に努めています。

また、認知症等により判断能力が低下しても、高齢者の権利が侵害されないよう、権利擁護に関する専門的な相談対応や成年後見制度<sup>9</sup>等の利用支援、関係する団体等への権利擁護の普及啓発を行っています。

#### ⑤ 障がいのある人の人権（甲賀市人権総合計画・甲賀市人権教育基本計画）

障がいのある人が、地域で安心して自立した生活ができるよう「甲賀市障がい者基本計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画」を策定し、取組を進めています。

---

<sup>7</sup> 地域包括支援センター：介護保険法で定められた、地域住民の保健医療の向上及び福祉の推進を包括的に支援することを目的とする施設で、高齢者の総合相談支援業務、権利擁護業務、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関で、各区市町村に設置されている。

<sup>8</sup> 地域ケア会議：多職種の協働による個別ケースの支援内容の検討を通じた、①地域支援ネットワークの構築、②高齢者の自立支援に資するケアマネジメント支援、③地域課題の把握などを行う。また、地域づくりや資源開発、政策形成など、地域の実情に応じた検討を行う。地域ケア会議は、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた手法のこと。

<sup>9</sup> 成年後見制度：認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でない人が不利益を被らないように家庭裁判所に申立てをして、その人を保護し、支援してくれる人を付けてもらう制度のこと。

医療を受ける機会を確保するための福祉医療の充実や、公共施設等においては、誰もが利用しやすい環境整備のため思いやり駐車区画や多目的トイレ、スロープやエレベーターの設置等を順次行っています。

また、発達の遅れや障がいなどがあるこどもたちが、適切な時期に必要な支援が受けられる体制や環境の整備を図るとともに、ライフステージ<sup>10</sup>の変わり目において、相談支援が途切れることがないように、「ここあいパスポート<sup>11</sup>」の利用を促進し、こどもの育ちの記録を支援につなげるとともに、保護者、認定こども園等、学校、関係各課、企業・事業所、支援機関が連携し、支援の継続に取り組んでいます。障がいのある人が住み慣れた地域で生活や就労ができるよう、障がい者支援施設や相談支援事業所、甲賀地域働き・暮らし応援センター<sup>12</sup>などと連携し、支援を行っています。また、多様な障がいに関する情報の周知、障がいへの理解を促す啓発を行っています。

障がい者虐待に関する総合窓口として、甲賀市障害者虐待防止センター<sup>13</sup>を設置し、個々の状況に合わせた支援につなげるとともに、障がいのある人の権利が侵害されることがないように、権利擁護に関する専門的な相談への対応や成年後見制度等の利用支援、関係する団体等への権利擁護の普及啓発を行っています。

## ⑥ 外国人の人権（甲賀市人権総合計画・甲賀市人権教育基本計画）

本市には、多くの国々から来られた外国人市民が生活していますが、文化や生活習慣、価値観の違いや、言語の違いなどからコミュニケーションの障壁があり、理解し合える関係が築きにくい状況があります。「甲賀市多文化共生<sup>14</sup>推進計画」に基づき、多様な機会を通じて文化や生活習慣等の違いを学び合い、お互いにコミュニケーションを深めながら相互理解のきっかけづくりを行うため、甲賀市国際交流協会等と連携し国際交流事業や国際理解教室などの取組を実施しています。

<sup>10</sup> ライフステージ：人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階のこと。

<sup>11</sup> ここあいパスポート：甲賀地域（甲賀市、湖南市）で、作成配布している相談支援ファイルのこと。発達障がいなどにより特別な支援が必要な人に適切な支援を継続できるよう、育ちや支援の情報を記録し、家庭、園、学校、支援機関で共有するためのもの。

<sup>12</sup> 働き・暮らし応援センター：障がいのある人の「働く」こと「暮らす」ことを一体的にサポートする専門機関のこと。本人・家族・企業からの相談に、雇用支援ワーカー・生活支援ワーカー・職場開拓員・就労サポーター等が無料で応じている。

<sup>13</sup> 障害者虐待防止センター：本市の障がい者虐待に関する総合窓口のこと。平成24年10月1日から施行された「障害者虐待防止法」では、虐待を受けている可能性がある障がい者を発見した場合の市町村等への通報義務が規定されている。

<sup>14</sup> 多文化共生：国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと（「多文化共生の推進に関する研究会報告書」平成18年3月総務省より）。

また、外国人市民が生活に必要な知識や情報を得られるように、広報やパンフレット等の多言語表記や、やさしい日本語の使用に努めるとともに、各種手続・申請や生活上の相談に対応できるように、市の窓口に通訳を配置しています。保育園等では、必要に応じて母語支援員<sup>15</sup>を配置し、また、小・中学校においては、日本語指導のための教員の配置や、母語支援員の派遣等、学力保障のための取組を行っています。

## ⑦ その他さまざまな人権問題

近年のインターネットの普及により、インターネットによる人権侵害を新たな課題として位置づけ、研修会や学習会に取り組んでいます。

普遍的な学びとして、平和の尊さについて考える機会となる広島平和記念式典への派遣を小学生を対象に実施しています。

また、甲賀市地域安全安心ネットワーク会議<sup>16</sup>の取組の1つに自殺対策をあげ、ゲートキーパー<sup>17</sup>養成講座を企業・事業所や各種団体で実施し、さまざまな立場や環境の中で悩んでいる人に気づき、必要な支援につなげられるよう、自殺予防に向けて取り組んでいます。

---

<sup>15</sup> 母語支援員：日本語が理解できない児童生徒が学校に入ってきた時、児童生徒、その保護者、教員などの学校関係者の間に入って「言語」のサポートや「異文化理解」のための情報提供などを行い、主にコミュニケーション上のやりとりを円滑にする支援員のこと。

<sup>16</sup> 甲賀市地域安全安心ネットワーク会議：セーフコミュニティに代わる、行政及び地域住民等の協働による取り組みを通じて、市民が安全・安心に暮らすことのできるまちづくりを推進するための組織。

<sup>17</sup> ゲートキーパー：自殺の危険を示すサインに気づき、必要な相談支援（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）つなげる人のこと。「命の門番」とも言われる。

## 計画策定後 8 年間の分野別課題ごとの施策と教育・啓発取組状況

	取組状況	関係事業名	担当課
①同和問題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域総合センターの利用促進を図り、多くの市民が来館し、交流や人権啓発活動が実施できた。</li> <li>・ 滋賀県水平社創立 100 年パネル展</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人権教育啓発事業</li> <li>・ 人権文化醸成事業</li> <li>・ 各地域総合センター運営事業</li> <li>・ 授業や学習会等による学習・啓発</li> <li>・ 就労相談事業</li> </ul>	人権推進課 人権推進課 人権推進課 学校教育課 生活支援課
②女性の 人権	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 男女の悩みごと相談窓口を開設し、相談に対応した。</li> <li>・ 放課後及び長期休暇時において、仕事等の理由により保護者が監護できない児童を対象に児童クラブの運営を行った。(市内 19 か所)</li> <li>・ 「おとうさんとオープンルーム」の開催。 水口は毎月開催、甲賀・信楽が交互に隔月開催。</li> <li>・ DV被害等の相談窓口の啓発と、女性相談支援員の配置を行った。</li> <li>・ イクボス宣言の実施等によるワーク・ライフ・バランスの推進や、父親の育児参加を呼びかける子育て支援事業により保育環境の充実を図った。</li> <li>・ DVやデートDV<sup>18</sup>の認知度を高めるための研修・啓発を行った。</li> <li>・ 女性の就労や起業、資格取得など女性の主体的な取組を支援した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人権文化醸成事業</li> <li>・ 放課後児童クラブ支援事業</li> <li>・ 各子育て支援センター運営事業</li> <li>・ DV防止支援事業</li> <li>・ ワーク・ライフ・バランス推進事業</li> <li>・ 男女共同参画推進事業</li> <li>・ 女性活躍推進事業</li> </ul>	人権推進課 子育て政策課 子育て政策課 家庭児童相談室 商工労政課 商工労政課 商工労政課
③こどもの 人権	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ セミナー等を通じて保護者対象への啓発を進めた。</li> <li>・ 支援が必要な子どもに対する学習支援を進めた。</li> <li>・ 児童虐待に関する相談件数の増加により、相談対応の専門職を増員し関係機関と連携を取りながら、児童虐待の早期発見・対応や支援を図っている。</li> <li>・ 不適切な養育など気になるこどもの様子に気づいた際には、関係部署と連携し、子どもおよび養育者の支援を行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人権教育啓発事業</li> <li>・ 子どものいじめ問題対策事業</li> <li>・ 学習支援事業</li> <li>・ 子ども家庭支援ネットワーク事業</li> <li>・ 子育て世代包括支援事業</li> </ul>	人権推進課 学校教育課 生活支援課 家庭児童相談室 すこやか支援課
④高齢者の 人権	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護予防や、自立した生活を支えるための支援、高齢者の権利擁護についての事業・啓発を進めた。</li> <li>・ 高齢者が健康でいきいきと活躍できるよう、地域や関係団体と連携して健康教育や啓発活動を行った。</li> <li>・ 「健康寿命を延ばそう事業」の1つである「いきいき農園事業」にて、貸農園や遊休農地等を活用し、農作業による高齢者の健康づくり、生きがいづくりを推進した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 在宅福祉支援事業</li> <li>・ 健康教育事業</li> <li>・ 健康寿命を延ばそう事業</li> </ul>	長寿福祉課 すこやか支援課 すこやか支援課

<sup>18</sup> デートDV：交際相手からの暴力のことをいう。身体的な暴力だけでなく、交友関係や携帯電話を監視して行動を制限するなどの社会的暴力、傷つく言葉を言うなどの精神的暴力や性的な暴力、経済的な暴力なども含まれる。

	取組状況	関係事業名	担当課
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・権利擁護のため迅速な対応ができるよう、地域包括支援センターと特定非営利活動法人ぱんじー（甲賀・湖南権利擁護支援センターとの役割を明確化し、情報共有をはじめ連携に努めた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・権利擁護事業</li> </ul>	長寿福祉課
⑤障がいのある人の人権	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者差別解消法にの趣旨をふまえ具現化させるために、障がいの特性の理解や合理的配慮に関する啓発を進めた。</li> <li>・障害者虐待防止のために、事業所を対象とする研修会を行った。また、障害者週間やイベント時に啓発資材の展示などを通じて市民や事業者に対して啓発を行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就労サポーター設置事業</li> <li>・障害者（児）活動支援事業</li> <li>・障害者虐待防止ネットワーク事業</li> <li>・相談支援事業</li> </ul>	障がい福祉課 障がい福祉課 障がい福祉課  障がい福祉課・ 発達支援課
⑥外国人の人権	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交流事業等により、外国人市民に対する偏見や差別解消のための啓発を進めた。</li> <li>・多文化共生センターを開設し、外国人相談、日本語教室、こどもの学習支援などを通し、いつもの暮らしを支えるとともに、多文化共生の地域づくりの推進に努めた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策事業</li> <li>・外国人相談事業</li> <li>・国際交流協会運営補助事業</li> <li>・人権教育啓発事業</li> </ul>	危機管理課 市民活動推進課 市民活動推進課 人権推進課
⑦インターネットによる人権侵害	<ul style="list-style-type: none"> <li>・セミナー等を通じて情報の収集や発信における個人の責任やモラルについての教育・啓発を進めた。</li> <li>・インターネットを利用する際の情報モラルについて、保護者と子どもを対象とした啓発を進めた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権教育啓発事業</li> </ul>	人権推進課
⑧感染症に起因する人権問題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・さまざまな方法を用い誤解や差別を解消するための啓発活動が実施できた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権教育啓発事業</li> </ul>	人権推進課
⑨性的マイノリティの人権	<ul style="list-style-type: none"> <li>・セミナー等を通じて性的マイノリティの人々に対する偏見・差別をなくすための啓発を進めることができた。</li> <li>・相談支援を実施し悩みや困りごとを解消することができた。</li> <li>・LGBTQ+電話相談やパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度を開始した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権教育啓発事業</li> <li>・人権文化醸成事業</li> </ul>	人権推進課  人権推進課
⑩その他 さまざまな人権問題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・その他の人権問題についても、正しい知識と理解を深めるための啓発を実施した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権教育啓発事業</li> <li>・こどものいじめ問題対策事業</li> </ul>	人権推進課 学校教育課

## 第3章 今後の人権施策の課題



### 同和問題

昭和40年(1965年)の国の同和対策審議会答申で「同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題である」との基本的認識により、「同和問題の解決は国の責務であると同時に国民的課題である。」として位置づけられました。この答申を受け、昭和44年(1969年)に「同和対策事業特別措置法」が施行され、その後、33年間にわたり特別措置法に基づく地域改善対策として、生活環境の改善、産業の振興、雇用の促進と職業の安定、教育の充実、人権擁護活動の強化、社会福祉の増進などに関する事業が総合的に推進されてきました。

本市では、同和問題の解決を図るため、特別措置法の失効後においても地域の実状を踏まえて各事業を実施してきました。その結果、生活環境の面で、他の地域との格差は大きく改善されました。また、平成20年(2008年)5月に策定した、「甲賀市同和対策基本計画」に基づき、自立と自己実現を達成するため、地域福祉、保健・医療、住宅・まちづくり、就労、教育の分野での取組を推進し、これまでの特別施策から、一般施策への移行を進めてきました。その中でも、課題のある就労や生活及び結婚・就職・不動産等における差別に対しては、引き続き、相談体制を確保するとともに、自立に向けた支援や教育・啓発を行う必要があります。

また、引き続き地域総合センターでは、住民交流やこどもの学習支援、人権尊重のまちづくりの拠点としての役割を果たすことが必要となっています。

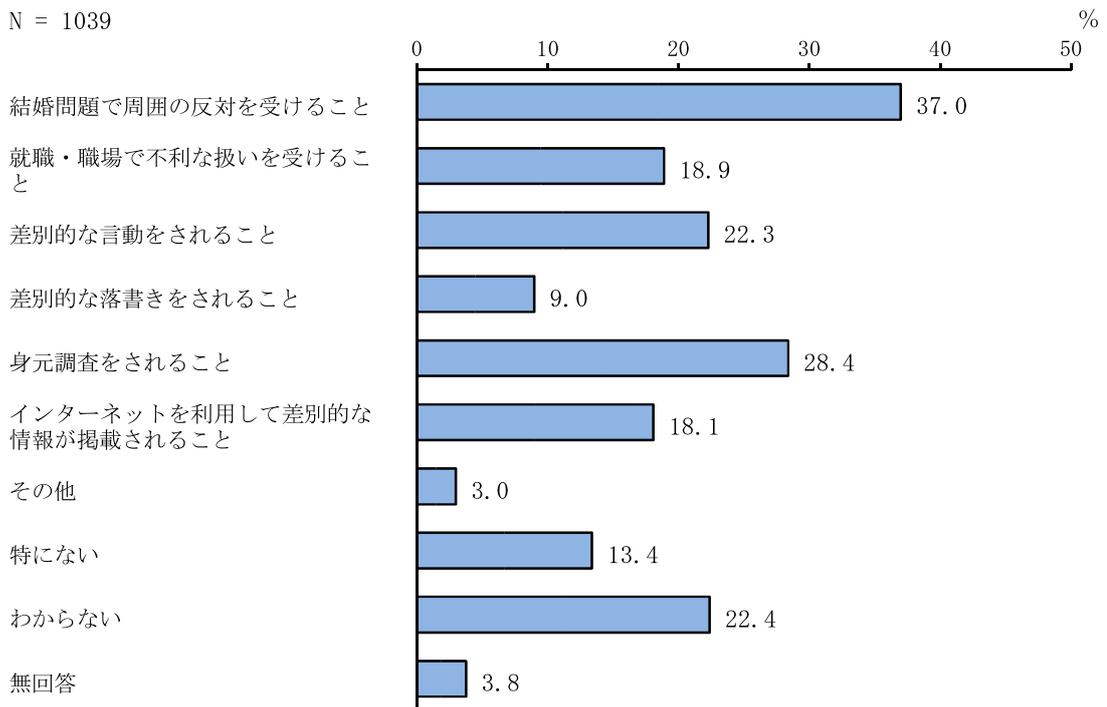
同和問題については、教育・啓発や各種人権に関係する市民活動団体のさまざまな取組により、多くの市民に一定の理解を得られるようになりましたが、意識調査では、現在、どのような課題があると思うかの間に、「結婚問題で周囲の反対を受けること」

「身元調査をされること」の順になっており、いまだに心理的差別が解消されていないことがうかがえます。

近年、インターネット等による、特定の地域の名称や所在地の情報を流布する事例や、同和問題を利用して不正な利益を得る「えせ同和行為」も依然として発生しており、適切に対応することが必要です。

〔同和問題について、現在、どのような課題があると思うか。〕

N = 1039

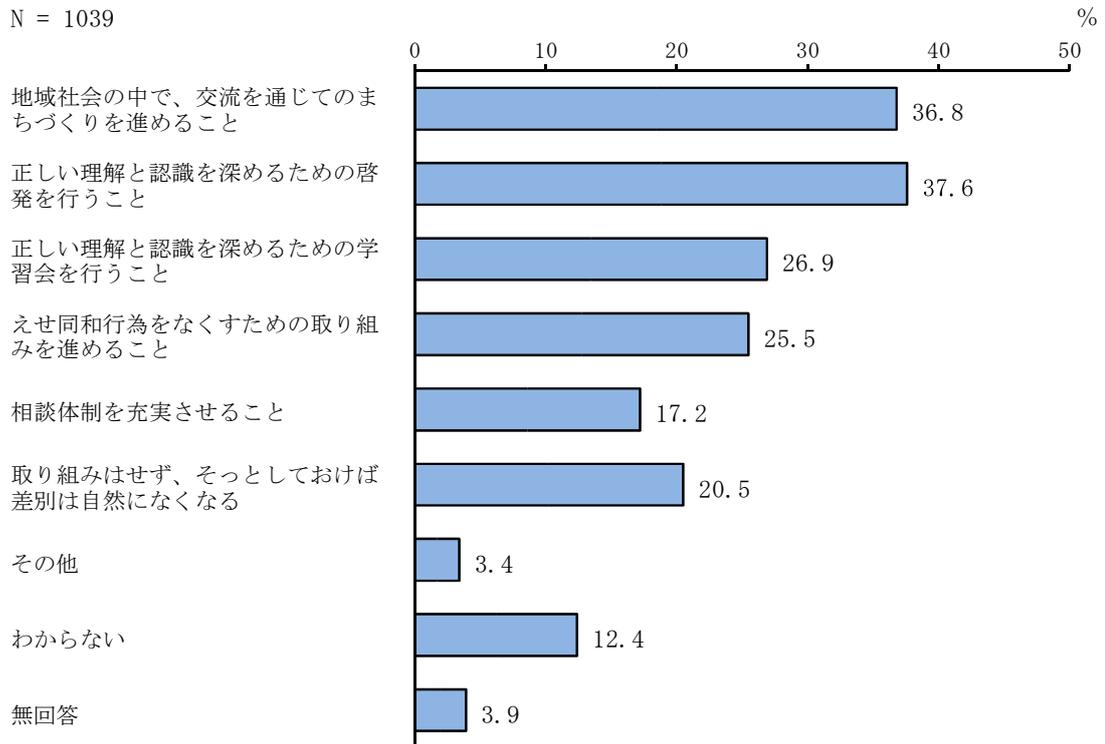


資料：「甲賀市人権に関する市民意識調査報告書」（平成 28 年(2016 年) 3 月)

意識調査では、これら心理的差別の解消を含む、同和問題の解決のためにどのような取組が必要かの問い、「正しい理解と認識を深めるための啓発を行うこと」「地域社会の中で、交流を通じてのまちづくりを進めること」「正しい理解と認識を深めるための学習会を行うこと」が多くなっています。

〔同和問題の解決のためには、どのような取組が必要か。〕

N = 1039



資料：「甲賀市人権に関する市民意識調査報告書」（平成 28 年（2016 年） 3 月）

同和問題の早期解決をめざして、正しい知識・理解を深め、偏見や差別意識を解消することが必要であることから、今後も、人権尊重のまちづくりへの実践につながるよう、教育・啓発を充実することが求められています。

【主な課題】

- ・ 同和問題についての偏見や差別意識の解消に向けた正しい知識と理解を深めることが必要である。
- ・ 結婚や就職等における差別の解消に取り組む必要がある。
- ・ 同和問題を利用して不正な利益を得る「えせ同和行為」や、インターネット上の差別行為に毅然として対応する必要がある。

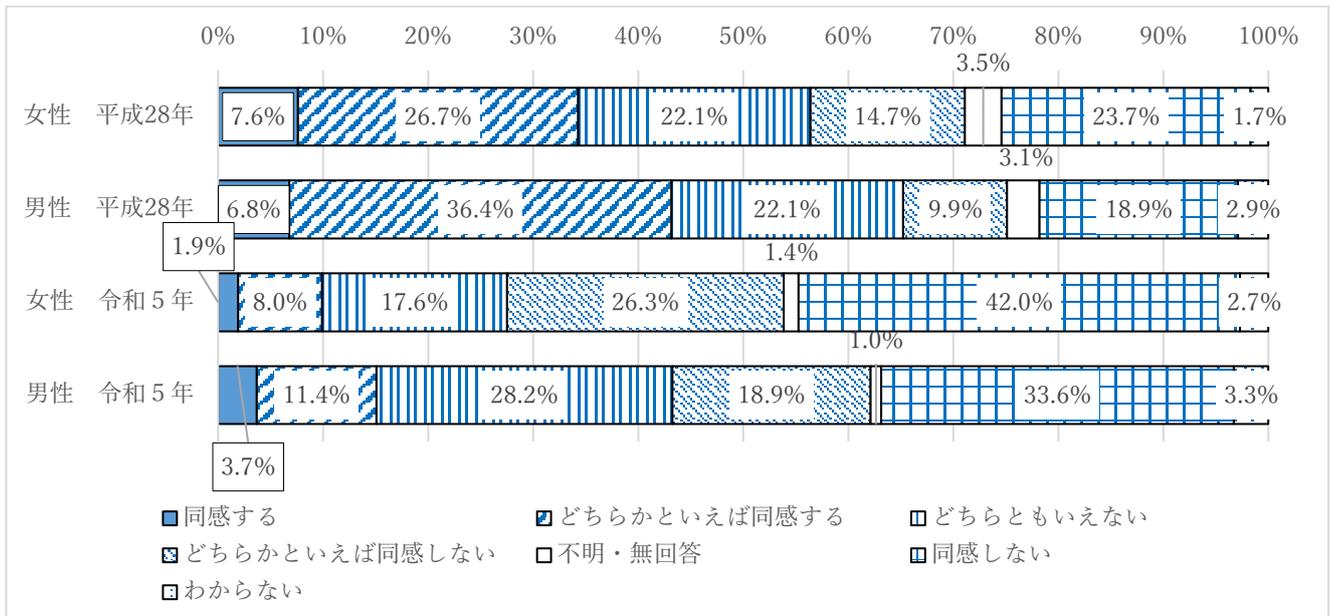


## 女性の人権

男女平等の理念は、日本国憲法に明記されており、法制上も男女共同参画社会基本法や男女雇用機会均等法、育児・介護休業法などが制定されました。平成27年(2015年)には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」が施行され、令和元年(2019年)に改正されました。令和2年(2020年)12月には「第5次男女共同参画基本計画」が策定され、男女平等の原則が確立されつつあります。

しかし、今なお社会的・文化的につくられた性別(ジェンダー)の意識に基づく、「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識や、アンコンシャスバイアス(無意識の思い込み)が社会に根強く残っており、働く場や政策方針を決定する場での女性の参画が進まないなど、さまざまな場で男女格差を生む原因となっています。

〔「男性は仕事、女性は家事・育児・介護」という考え方について〕

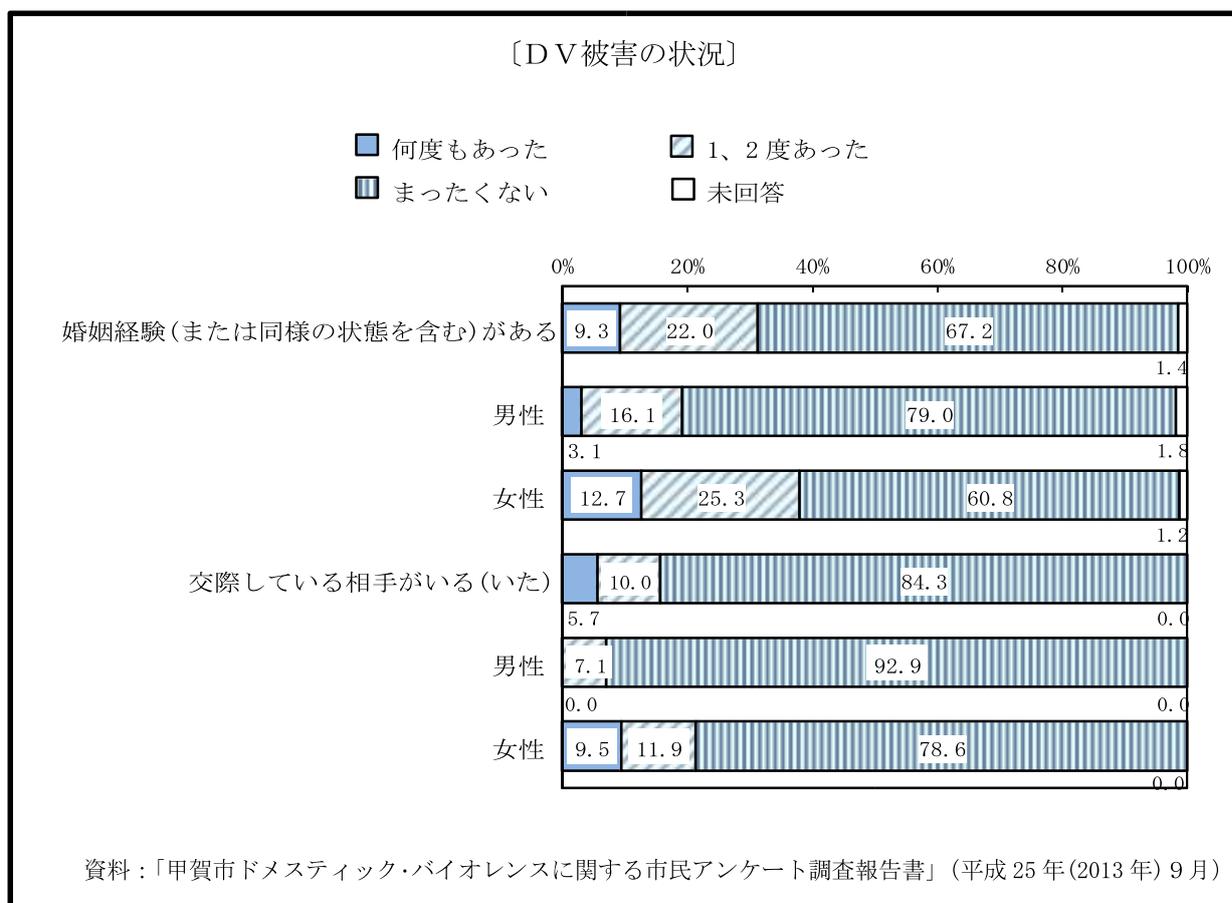


資料：「甲賀市男女共同参画社会づくりに関する市民・事業所意識調査報告書」(平成28年(2016年)3月)  
「甲賀市市政に関する意識調査報告書」(令和6年(2024年)2月)

令和5年(2023年)に実施した調査では、女性は、「同感する」と「どちらかといえば同感する」をあわせた『同感する』の割合が9.9%、「どちらかといえば同感しない」と「同感しない」をあわせた『同感しない』の割合が68.3%、男性では、『同感する』の割合が15.1%、『同感しない』の割合が52.5%となっています。平成28年(2016年)

では、女性の『同感する』の割合が34.3%、男性の『同感する』の割合が43.2%であったことから、ジェンダー平等<sup>19</sup>の意識が浸透しつつあることが伺えます。

男女間における暴力では、平成25年(2013年)に、「ストーカー<sup>20</sup>行為等の規制等に関する法律(ストーカー規制法)」、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)」が改正されています。被害者の多くが女性であるDV、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント(セクハラ)<sup>21</sup>、マタニティ・ハラスメント(マタハラ)<sup>22</sup>、ストーカー行為などが深刻な問題となっています。



<sup>19</sup> ジェンダー平等：ひとりひとりの人間が、性別にかかわらず、平等に責任や権利や機械を分かち合い、あらゆる物事をいっしょに決めることができること。

<sup>20</sup> ストーカー：自分が一方的に関心を抱いた相手に、待ち伏せや尾行、メール、手紙、ファックス・電話などの行為を執拗に繰り返し、しつこくつきまとい行為を行う人物のこと。ストーカーの行う行為をストーキングという。

<sup>21</sup> セクシュアル・ハラスメント(セクハラ)：相手の意に反した、性的な性質の言動であり、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布など、さまざまなものが含まれる。特に、働く場においては、労働者の意に反する性的な言動により、労働条件で不利益を受けたり、就業環境が害されることをいう。

<sup>22</sup> マタニティ・ハラスメント(マタハラ)：働く女性が妊娠・出産にあたって職場で受ける精神的・肉体的な嫌がらせや、妊娠・出産、育児休業等を理由とした解雇、異動、減給、降格などの不利益な取扱いのこと。

本市では、平成 29 年(2017 年) 7 月に「第 2 次甲賀市男女共同参画計画」を策定し、令和3年(2021 年)9月に見直し、オール甲賀で男女共同参画社会の実現に向け必要な施策を総合的かつ計画的に取り組んできました。



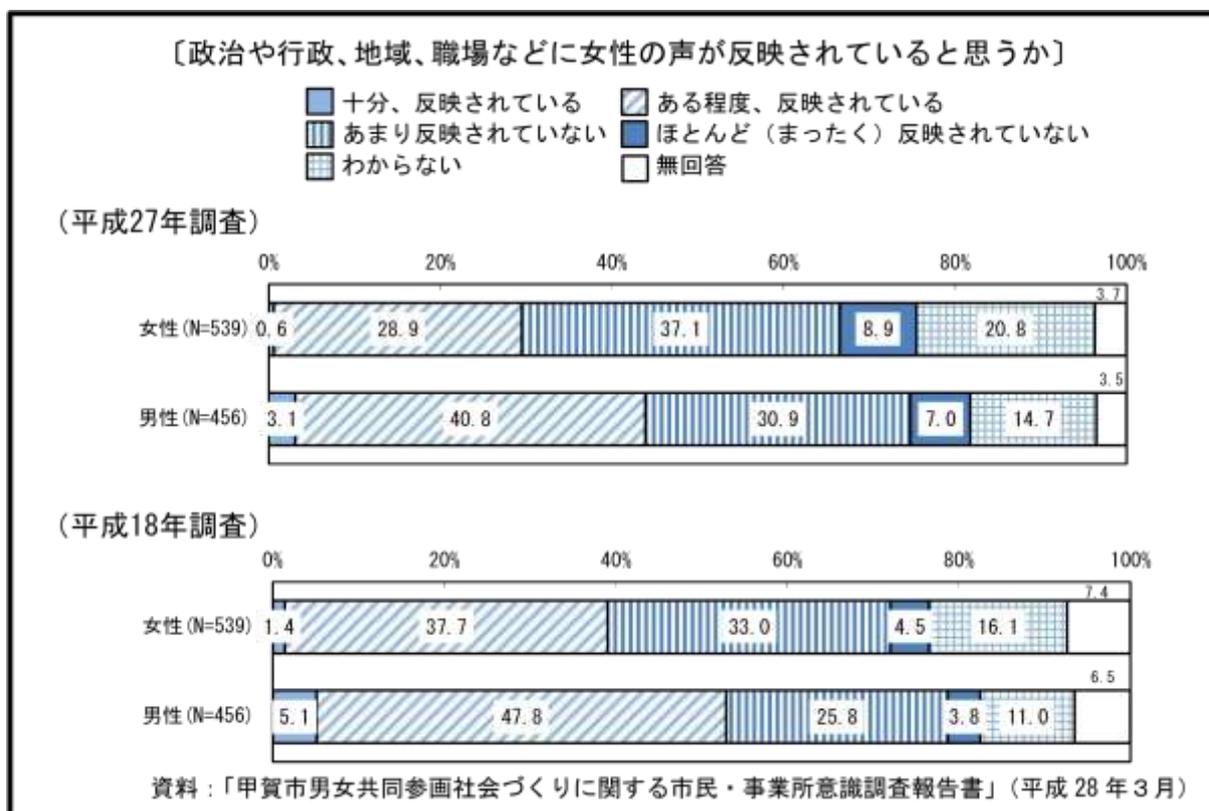
少子高齢化や人口減少による労働力人口の減少、個人のライフスタイルの多様化など、地域や家庭を取り巻く状況は大きく変化しており、女性を含めた多様な人材が活躍できる社会への変革が求められていることから、第1子出産を期に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという、いわゆるM字カーブ<sup>23</sup>は解消傾向にあります。しかし、全国的には正規雇用率は20歳代後半から低くなるL字カーブ<sup>24</sup>の傾向があり、働き続けたい人が、出産や育児で離職することがないように、引き続き男女ともに育児休業制度の取得の促進や、女性に向けてのキャリアアップ支援、起業支援、就業支援などが必要です。

また、年金受給開始年齢が引き上げられたことから、60歳以上の就業率が上昇し、かつ65歳以上も上昇しており、女性にとっていつまでも働き続けることができる環境が徐々に整ってきている様子が見えます。

<sup>23</sup> M字カーブ：日本の女性の就業率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいう。

<sup>24</sup> L字カーブ：日本の女性の正規雇用比率を年齢階級別にグラフ化したとき、20歳代後半をピークに右肩下がりで低下していく現象のことをアルファベットのLを寝かせたように見えるような形になることからそう呼ばれる。

平成 27 年度(2015 年度)に実施した「甲賀市男女共同参画社会づくりに関する市民・事業所意識調査」では、政治や行政、地域、職場などに女性の声が反映されていないと答えた割合が、平成 18 年(2006 年)調査と比べ高くなっており、特に女性で反映されていないと答えた人の割合が高くなっています。

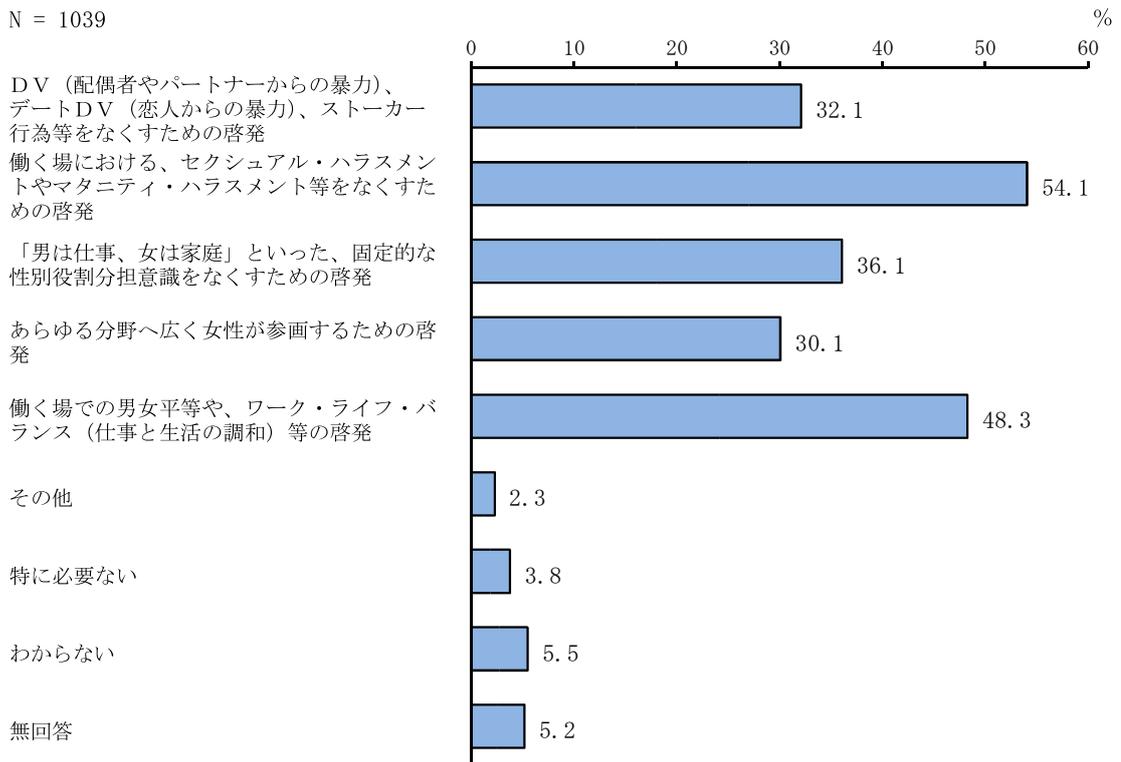


また、女性の人権が尊重されるまちづくりのために必要な啓発として、「働く場における、セクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメント等をなくすための啓発」が最も高く、次いで「働く場での男女平等や、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）<sup>25</sup>等の啓発」となっており、働く場での女性に対する人権尊重の取組やワーク・ライフ・バランスの実現、固定的な性的役割分担意識やアンコンシャスバイアス（無意識の思い込み）の解消を求める声が高くなっています。

<sup>25</sup> ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）：誰もが仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発などさまざまな活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態のこと。

[女性の人権が尊重されるまちづくりのため、どのような啓発が必要か]

N = 1039



資料：「甲賀市人権に関する市民意識調査報告書」（平成 28 年(2016 年) 3 月)

このようなことから、職場における各種ハラスメントの周知・啓発による問題の排除、家庭と仕事の両立のための就労環境の整備や家事・育児や介護などにおけるパートナーが対等に参画できる社会整備を、家庭、職場、地域が連携し、推進することが求められています。

また、女性の抱える問題が多様化、複雑化する中、令和 6 年(2024 年) 4 月から「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行され、様々な事情により困難な状況にある女性の支援体制や関係機関と連携し、女性が安心して自立して暮らせる社会の実現が求められています。

【主な課題】

- ・さまざまな場での男女格差を生む固定的な性別役割分担意識やアンコンシャスバイアス（無意識の思い込み）の解消が必要である。
- ・DV、ストーカー行為、セクシュアル・ハラスメントなど男女間における暴力への対応が必要である。
- ・女性を含めた多様な人材が活躍できる社会の実現が必要である。



## こどもの人権

こどもの人権については、昭和 22 年(1947 年)に「児童福祉法」、昭和 26 年(1951 年)には「児童憲章」が制定されるとともに、平成 6 年(1994 年)には国連の「児童の権利に関する条約」を批准しました。令和 5 年(2023 年) 4 月には「こども基本法」、令和 6 年(2024 年) 6 月には「ヤングケアラー<sup>26</sup>支援法(改正子ども・若者育成支援法)」が施行され、すべてのこどもが心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現をめざし、こども施策を総合的に推進することが定められました。

近年の少子化、核家族化の進行やひとり親家庭の増加等の家族形態の多様化、地域の子育て機能の低下、インターネットや SNS の急速な普及などにより、こどもを取り巻く環境は大きく変化しています。

これにあわせて、児童虐待、いじめ、不登校、体罰、こどもの貧困、薬物乱用、深夜の徘徊、児童買春や児童ポルノ等の性的搾取、デートDV、連れ去り事件、ヤングケアラーなど、こどもの権利に関わる深刻な問題が顕著化しています。

本市における児童虐待対応件数は、増加しており、特に令和 5 年度(2023 年度)は、新規が 585 件と、過去最高の件数となっています。令和 5 年度(2023 年度)の児童虐待の種別では、心理的虐待が 289 件と最も多く、次いでネグレクト<sup>27</sup>が 285 件、身体的虐待が 191 件、となっており、ネグレクトは、年々増加傾向にあります。

言葉による脅し、拒絶的な対応、こどもの目の前で家族に対して暴力をふるうなどの行動言動が「心理的虐待」として認知され、件数として増えています。

<sup>26</sup> ヤングケアラー：本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこどものこと。

<sup>27</sup> ネグレクト：虐待の種別のひとつ。こどもに対するネグレクトは育児放棄、育児怠慢、監護放棄ともいう。

〔児童虐待相談対応件数の推移〕

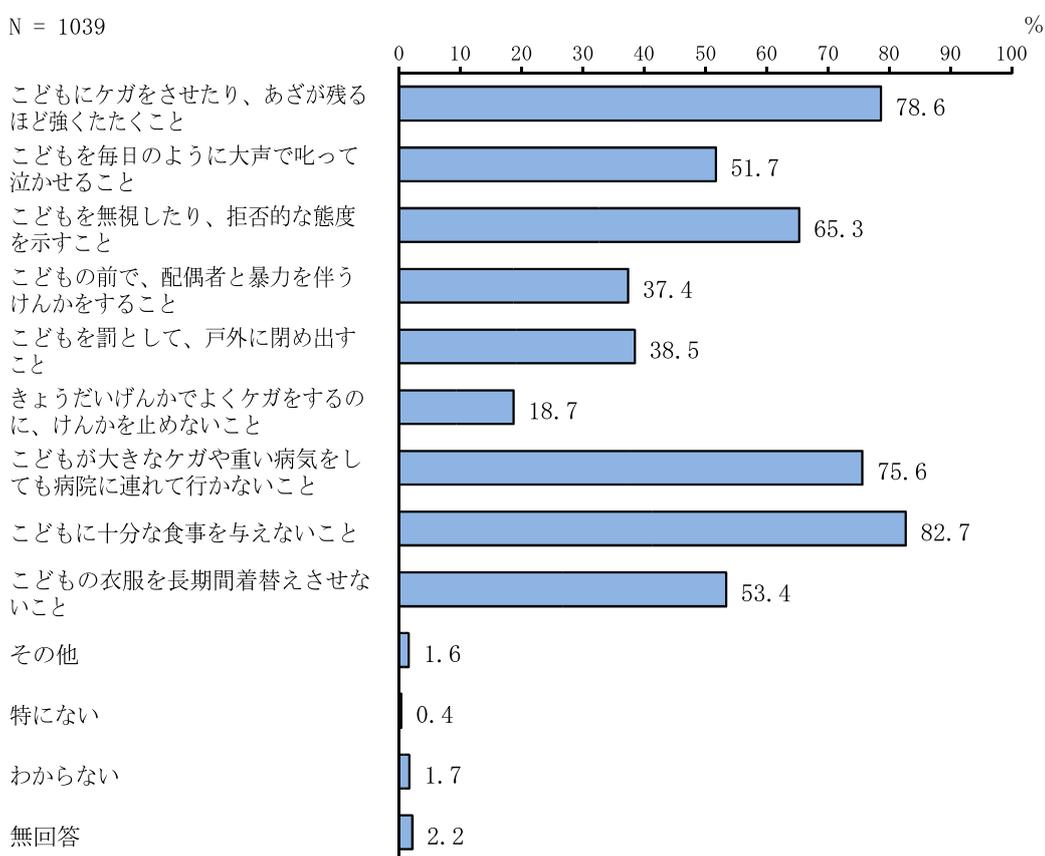
単位: 件

		平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
新規・継続の別	新規	193	178	214	256	399	388	405	585
	継続	237	272	256	301	260	284	184	182
虐待種別	身体的虐待	122	134	130	189	215	171	130	191
	ネグレクト	115	121	129	125	159	195	211	285
	心理的虐待	188	189	205	236	282	301	245	289
	性的虐待	5	6	6	7	3	5	3	2
	計	430	450	470	557	659	672	589	767

資料：甲賀市家庭児童相談室

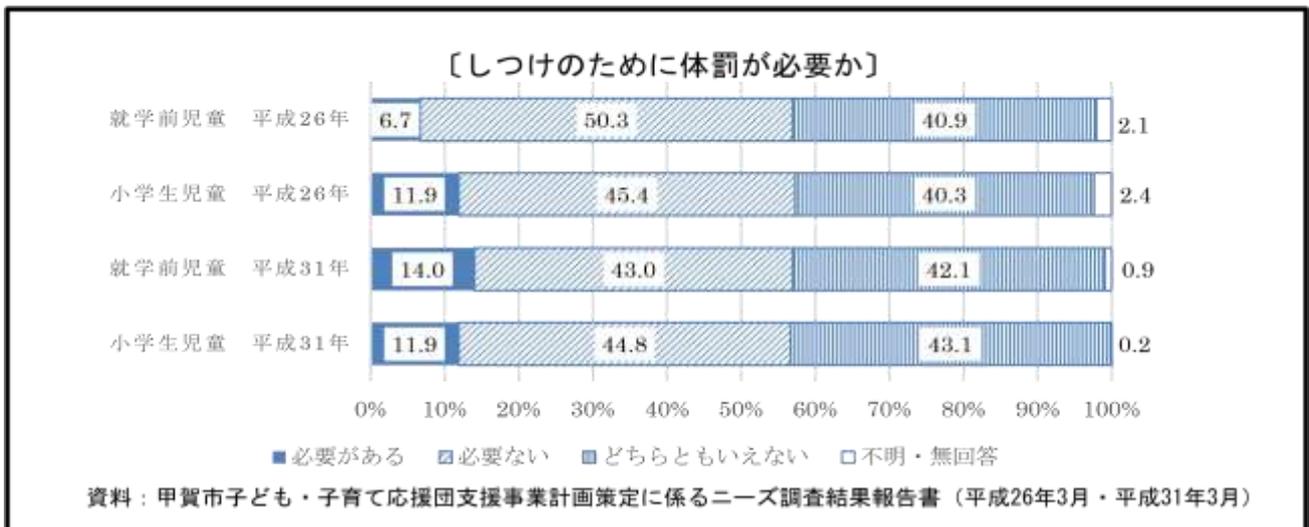
〔次の中で、児童虐待だと思うことはどれですか。〕

N = 1039



資料：「甲賀市人権に関する市民意識調査報告書」（平成28年(2016年)3月）

また、しつけのために体罰が必要だと思うかという問いには、就学前児童・小学生児童の保護者ともに「必要ない」がそれぞれ最も高く、次いで、「どちらともいえない」となっています。ただ、「必要がある」と答えた保護者が、小学生保護者では5年前と同数だったものの、就学前の保護者では6.7%が14%となり、倍増しています。



いじめについては、文部科学省が定めるいじめの定義の見直しや、平成25年(2013年)9月に「いじめ防止対策推進法」が施行されたことに伴い、いじめの認知力が向上し、いじめ認知件数は、特に小学校で多くなっています。

〔いじめ認知件数の推移〕

単位：件

	平成26 (2014) 年度	平成27 (2015) 年度	平成28 (2016) 年度	平成29 (2017) 年度	平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
小学校	85	102	116	124	147	149	142	185	124	107
中学校	54	106	63	31	42	43	37	55	72	62

資料：甲賀市教育委員会事務局

意識調査では、こどもの人権問題に関心がある人の割合は子育て世代で高く、これまで以上に啓発すべきと答えた人の割合が55.0%となっています（P15参照）。

令和5年(2023年)3月に第2期甲賀市子ども・子育て応援団支援事業計画の中間見直しにより改訂され、「みんなが参加し 広がるきずなで 子ども・子育てを“オール甲賀”で応援するまち あい甲賀」の基本理念のもと、輝く未来と無限の可能性をもつ子どもたちが、「しなやかで・心豊かに・たくましく」育つことを第一に願い、市民、企業・事業所、市民活動団体等と行政が協働・連携しながら地域全体で子ども・子育てを応援するまちづくりが必要です。

また、児童虐待やいじめ等の子どもを取り巻くさまざまな問題に対し、家庭、地域、学校等の連携により、早期発見、早期対応を図り、適切に対応することが求められています。

### 【主な課題】

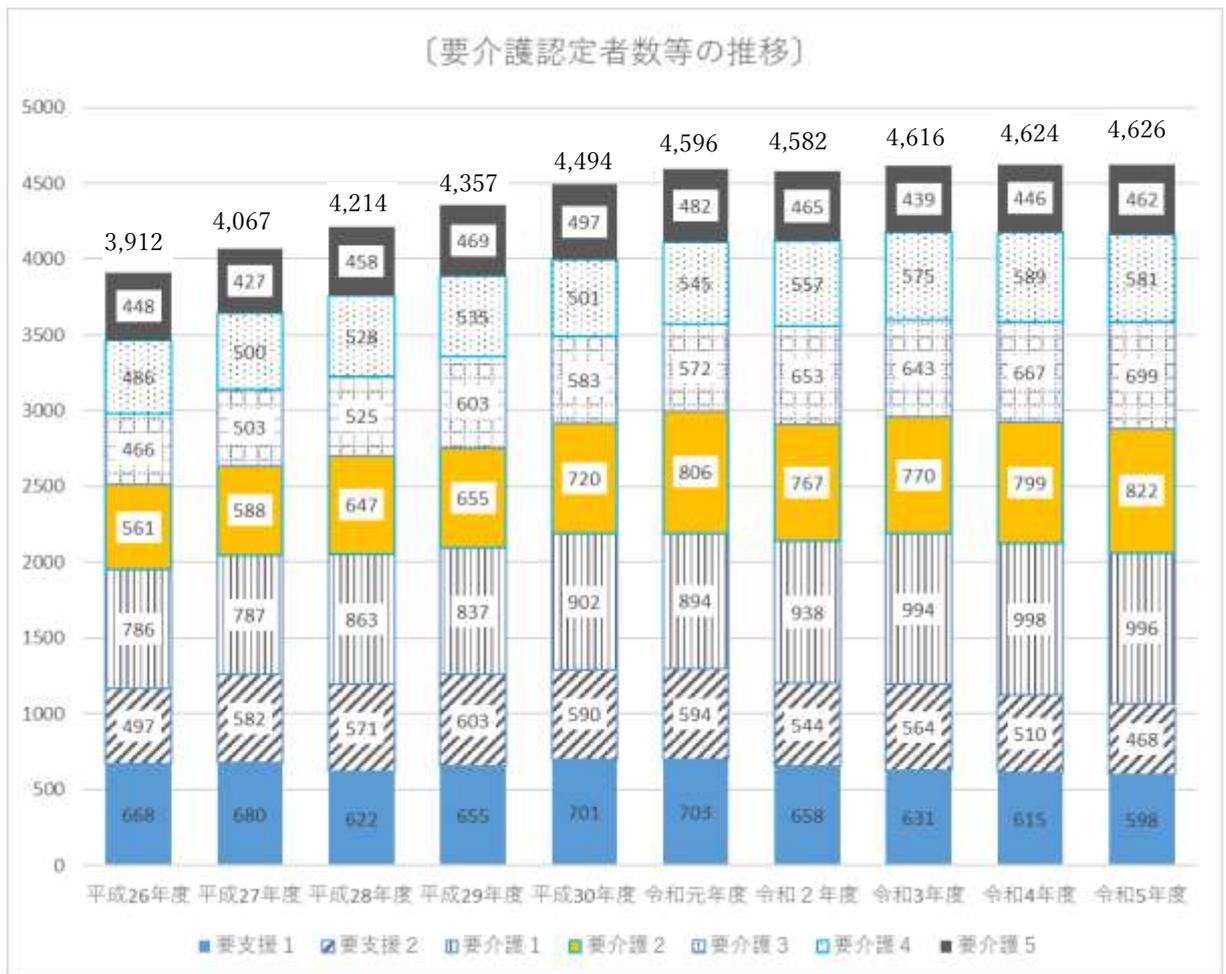
- ・児童虐待、いじめ、不登校、体罰、こどもの貧困、デートDV、ヤングケアラーなど、こどもの権利に関わる問題の解消が必要である。
- ・こどもへの心理的虐待を含む児童虐待への認識を高める必要がある。
- ・こどもを取り巻くさまざまな問題に対し、家庭、地域、学校、企業・事業所等と行政の協働・連携による取組が必要である。



### 高齢者の人権

わが国における高齢化の現状は、平均寿命の大幅な伸びや少子化などを背景として、人口の4人に1人が65歳以上の高齢者となっています。本市においても、令和5年(2023年)9月末日現在で、高齢化率は29.0%となっており、県平均27.1%より高くなっています。

要介護認定者等についても、高齢化の進行に伴い年々増加傾向にあり、令和5年度(2023年度)で4,626人と平成26年(2014年)の3,912人と比べ1.18倍となっています。要支援・要介護度別では、要介護の伸び率が大きくなっています。団塊の世代が75歳以上になる令和7年(2025年)には、支援を必要とする高齢者の増加が見込まれます。



資料：甲賀市長寿福祉課（各年9月末現在）

国では、高齢化に対応するため「高齢社会対策基本法」・「介護保険法」・「高齢者等の雇用の安定等に関する法律（高年齢者雇用安定法）」の一部改正・「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」などの法整備が進められ、高齢者の尊厳が守られ、安心して生きがいをもって暮らすことができる社会の実現に向けた施策を講じています。また、令和元年(2019年)に「認知症施策推進大綱」の策定、令和5年(2023年)6月には「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が成立しました。たとえ認知症になっても相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生社会の実現を推進する必要があります。

本市では、令和6年(2024年)3月に「甲賀市第9期介護保険事業計画・高齢者福祉計画」を策定し、計画の基本理念である「みんなでつくり育てる 健康・いきいき・安心のまち あい甲賀」の実現をめざした取組を進めています。この計画では、高齢者一人ひとりが、どのような心身状態であっても住み慣れた地域で尊厳を保ち、自分らしい日常生活を人生の最後まで営むことができるよう、介護、介護予防、医療、生活支援、

住まいのサービスを一体的に提供していく「地域包括ケアシステム」<sup>28</sup>の構築が求められています。

近年、高齢者への身体的、心理的、性的、経済的虐待や高齢者の孤独死・孤立死などが社会問題となっています。本市における、高齢者虐待相談・通報件数は、一時は増加傾向にありましたが、近年では減少傾向にあります。

〔高齢者虐待相談・通報件数の推移〕

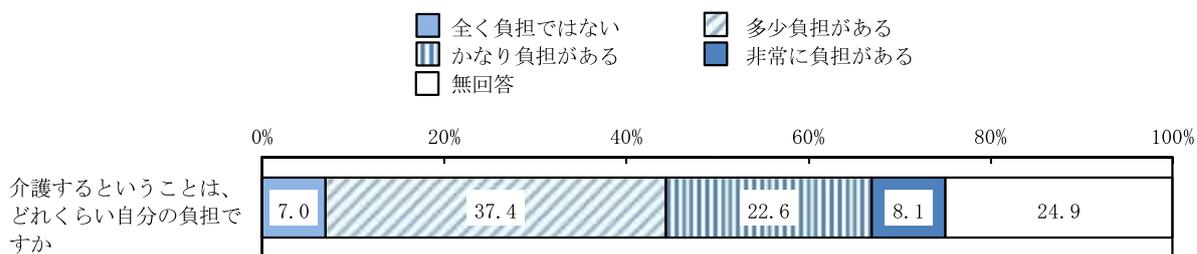
単位：件

	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)
新規	54	57	50	79	61	42	45	50
継続	34	45	45	53	53	42	23	29
合計	88	102	95	132	114	84	68	79

資料：甲賀市長寿福祉課

日常生活圏域<sup>29</sup>ニーズ調査では、要介護認定者を介護している人への、介護をするということが、どれくらい自分の負担であるかの間に、68.1%が負担がある（「多少負担がある」と「かなり負担がある」、「非常に負担がある」をあわせた割合）と感じています。介護している人の離職も問題となっており、高齢者が住み慣れた地域でいきいきと暮らしていくためには、家庭・地域等と行政が連携し、高齢者のニーズにあったサービスを受けられるシステムの充実が必要です。

〔介護の負担〕

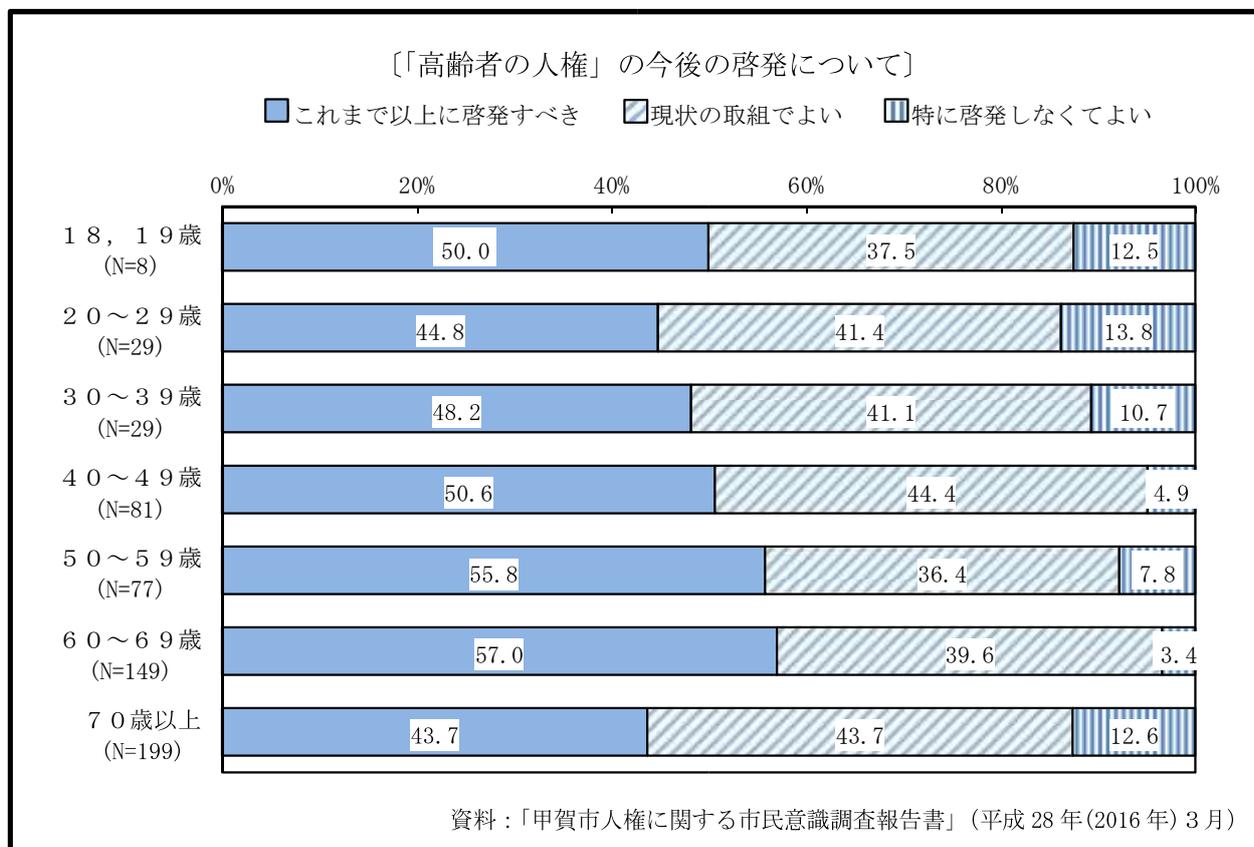


資料：「甲賀市日常生活圏域ニーズ調査結果報告書」（平成 26 年(2014 年) 3 月)

<sup>28</sup> 地域包括ケアシステム：高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援サービスが切れ目なく提供される仕組みのこと。

<sup>29</sup> 日常生活圏域：住み慣れた地域での暮らしを継続できるよう、身近なところでのサービス提供をめざして設定している圏域のこと。

意識調査では、高齢者の人権問題に関心がある人の割合は29.7%と高く（P14 参照）、これまで以上に啓発すべきと答えた人の割合は50歳代で55.8%、60歳代で57.0%と高くなっています。



高齢者が、能力や経験を生かし、社会を支える一員として、健康でいきいきと活躍し、いつまでも安心して暮らすことができるよう、地域全体で高齢者を支える仕組みづくりや、介護が必要になっても個人として尊重され、自らの意思に基づき、できる限り住み慣れた地域や家庭で自立した生活ができる社会づくりが求められています。

また、高齢者への虐待防止や権利擁護の利用支援を図ることが必要です。

**【主な課題】**

- ・ 高齢者が社会を支える一員として、また介護が必要になっても自らの意思に基づき、住み慣れた地域や家庭で自立した生活ができるシステムの充実が必要である。
- ・ 能力や経験を生かし、社会を支える一員として、健康でいきいきと活躍できるう、生きがいつくりや居場所づくりが必要である。
- ・ 高齢者への虐待や孤独死・孤立死などを防止する必要がある。



## 障がいのある人の人権

「障害者権利条約」では、障がいの有無に関わらず、誰もが社会的に孤立せず、社会の一員として社会参加できることが定められています。

国では、昭和45年(1970年)に「障害者基本法」、平成14年(2002年)に「身体障害者補助犬法」、平成24年(2012年)に「障害者虐待防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)」、平成25年(2013年)に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」が施行され、障がい福祉サービスの充実が図られています。さらに、平成16年(2004年)に「発達障害者支援法」、平成25年(2013年)に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けた「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」が成立しました。障害者差別解消法は令和3年(2021年)に改正され、令和6年(2024年)4月から事業者による障がいのある人への合理的配慮の提供が義務化されました。

障がいのある人の人権については、「ノーマライゼーション(制度や建物の設備・構造を障がい者に配慮したものにする)」の理念のもと、障がい者施策を進めてきましたが、現実には、障がいのある人に対する理解や配慮は十分ではありません。その結果として、障がいのある人の自立と社会参加が阻まれており、ノーマライゼーションの理念が十分に実現されていない状態にあります。

本市では、令和3年(2021年)10月に「甲賀市手話言語および情報・コミュニケーション促進条例」を施行し手話が言語であることを理解し、障がいの特性に応じた様々なコミュニケーション手段の普及と利用促進により、障がいの有無によって分け隔てられることのない共生社会の実現をめざしています。

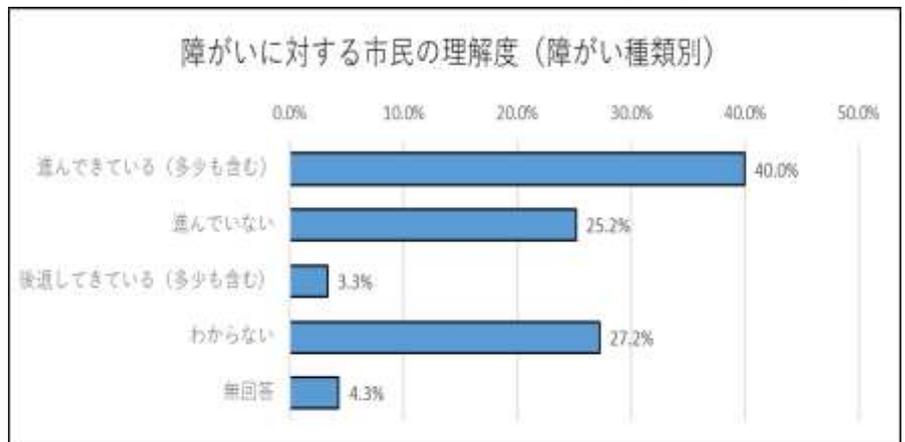
また、令和6年(2024年)3月に「甲賀市第3次障がい者基本計画(中間見直し)・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」を策定し、「みんなでつながり 支えあう 安心・交流・生きがいとしあわせを感じるまち あい甲賀」の基本理念のもと、障がいのある人と障がいのない人が同じように生活し、社会の幅広い分野にわたって参加、活動することができるまちづくりを推進しています。

障害者手帳の所持者数については、5千人台で推移しており身体障害者手帳所持者はほぼ横ばいですが、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者数が増加傾向にあります。害者保健福祉手帳<sup>30</sup>



資料：「甲賀市第3次障がい者基本計画（中間見直し）・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」（令和6年（2024年）3月）

第3次甲賀市障がい者基本計画（中間見直し）・第7期障がい福祉計画の策定に係る調査では、障がいのある人が自らの障がいに対して、広く市民の理解が進んでいると思うかの問いに、「進んできている（多少も含む）」が40%を占めています。

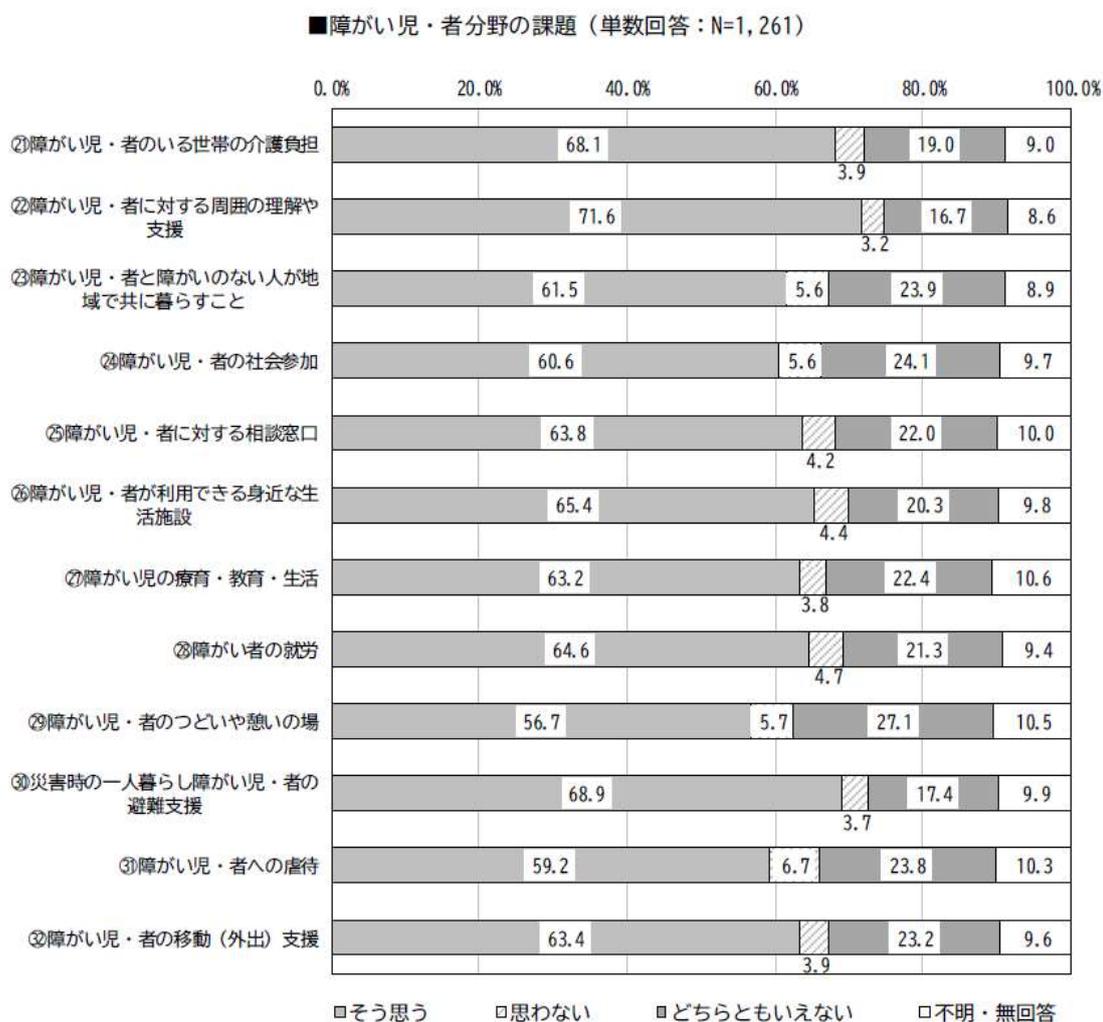


資料：「甲賀市第3次甲賀市障がい者基本計画（見直し）・第7期障がい福祉計画」（令和6年（2024年）3月）

また、意識調査では、障がいのある人の人権問題に関心がある人の割合が他の人権問題に比べ最も高く32.3%となっています。また、これまで以上に啓発すべきと答えた人の割合は63.0%と高くなっています（P14.15 参照）。

<sup>30</sup> 精神障害者保健福祉手帳：精神保健及び精神障害福祉に関する法律（精神保健福祉法）に規定された手帳のこと。障がいの程度による等級区分に応じた各種福祉サービスを受けられる。

障がい児・者分野の課題について、「そう思う」の割合をみると「障がい児・者に対する周囲の理解や支援」が最も高く、次いで「災害時の一人暮らし障がい児・者の避難支援」となっており、障がいのある人への理解、災害時の対応や暮らしやすい環境づくりが求められています。



資料：「甲賀市市政に関する意識調査報告書」（令和6年（2024年）2月）

障がいのある人と障がいのない人が同じように生活し、社会の幅広い分野にわたって参加、活動することができるよう、一人ひとりに合わせたサービスが途切れないよう支援を進めるとともに、地域、学校、職場等においては、何らかの支援が必要な障がいのある人が身近にいれば、常に見守り、支援し、お互い支えあえる環境づくりが必要です。障がいのある人が、安心して健康で生活や交流ができ、個性や能力を発揮できる環境づくりが求められています。また、障がいのある人への虐待防止や権利の擁護を図ることが求められています。

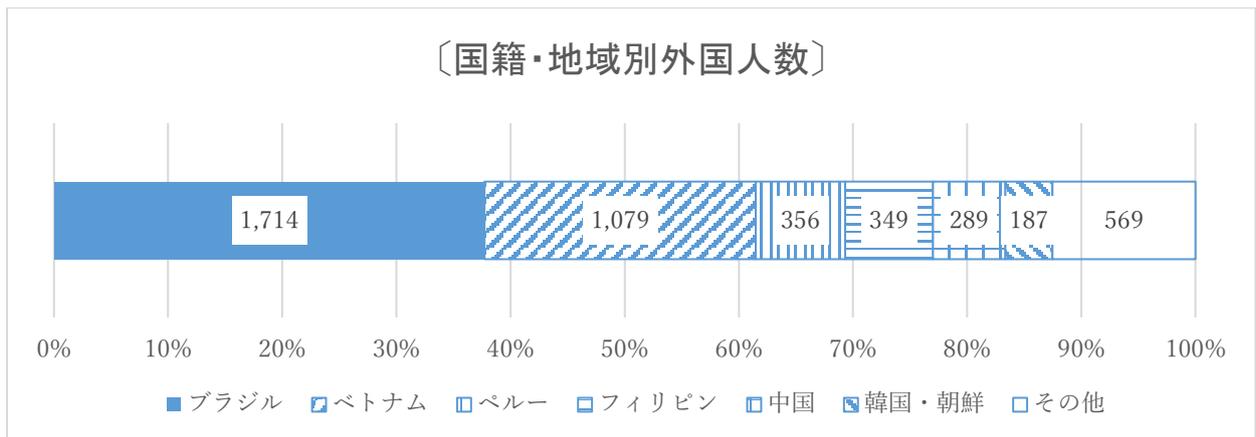
### 【主な課題】

- ・障がいのある人の自立と社会参加を促進するためには、障がいへの理解を深めることが必要である。
- ・障がいのある人一人ひとりに合わせたサービス等が、ライフステージの変わり目で途切れない仕組みが必要である。
- ・障がいのある人が安心して健康で生活や交流ができ、個性や能力を発揮できる環境の整備が必要である。
- ・障がいのある人への虐待防止、権利擁護を図る必要がある。



### 外国人の人権

令和5年(2023年)6月末現在における日本の在留外国人数は、322万3,858人で、平成20年(2008年)のリーマンショック<sup>31</sup>で一時減少したものの、平成24年(2012年)以降は、年々増加し、令和5年(2023年)12月末現在では令和4年(2022年)12月末に比べて335,779人増加し、過去最高を更新しました。本市では、平成2年(1990年)頃から外国人の転入者が急増し、現在では全人口に占める外国人市民の割合が5%を超え、全国的にも高い水準にあります。令和6年(2024年)3末日現在において、4,543人の外国人市民が生活しており、国籍・地域別にみるとブラジルが37.7%で約4割近くを占め、ベトナム23.8%、ペルー7.8%、フィリピン7.7%の順となっています。ブラジルや東南アジアから多くの方が居住し、当初は短期滞在者が多くみられましたが、近年では定住化が進んでいます。



資料：甲賀市市民課（令和6年(2024年)3月末現在）

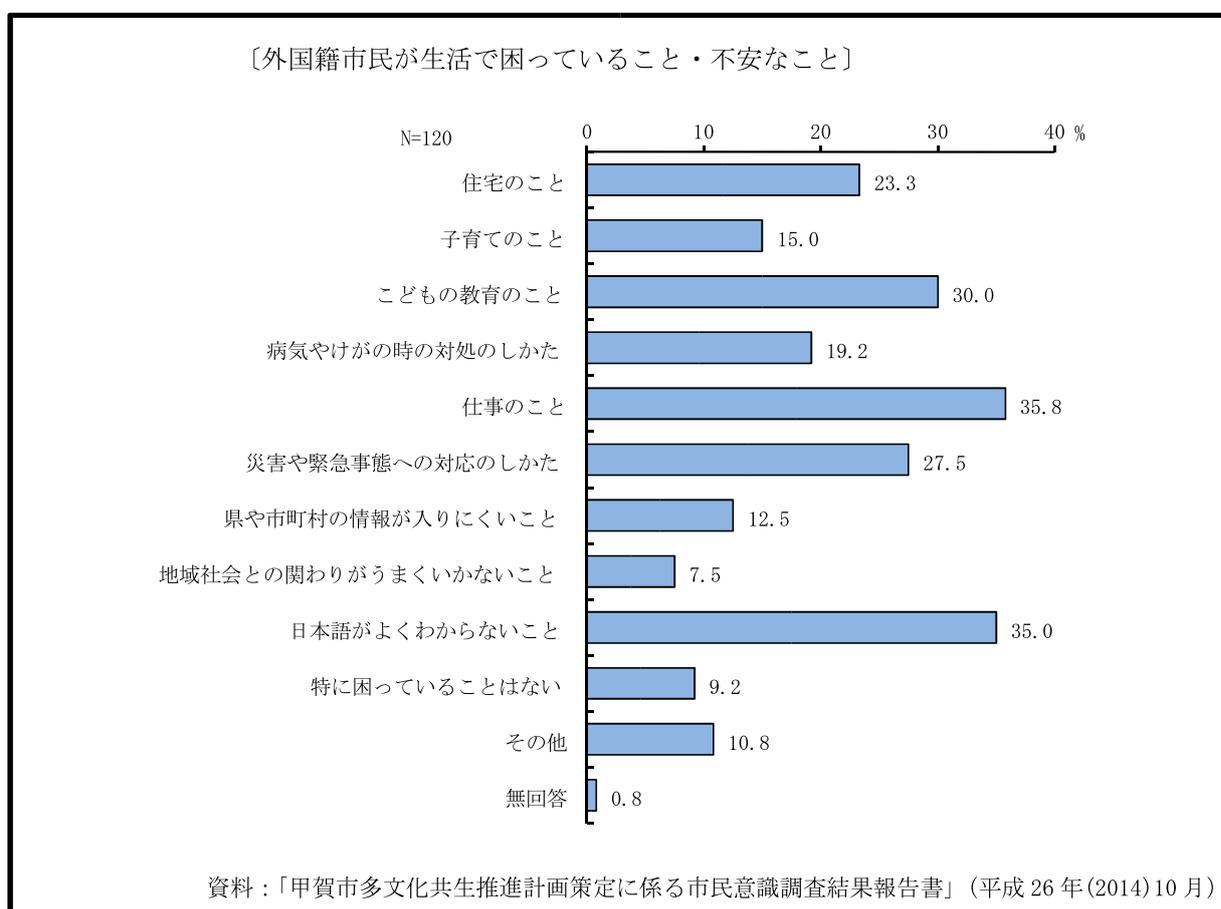
<sup>31</sup> リーマンショック：アメリカ合衆国の投資銀行であるリーマン・ブラザーズが破綻したことに端を発して、世界的金融危機が発生した事象のこと。

日本国憲法で規定する基本的人権の保障は、日本国民のみを対象と解釈されているものを除き、日本に在留している外国人に対しても等しく及ぶものとされています。

しかし、言語、文化、習慣、価値観の相互理解が不十分であることなどに起因して、外国人に対する偏見や人権問題が生じています。

また、近年においては、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的な言動、いわゆるヘイトスピーチ<sup>32</sup>が社会的に大きな問題となっています。

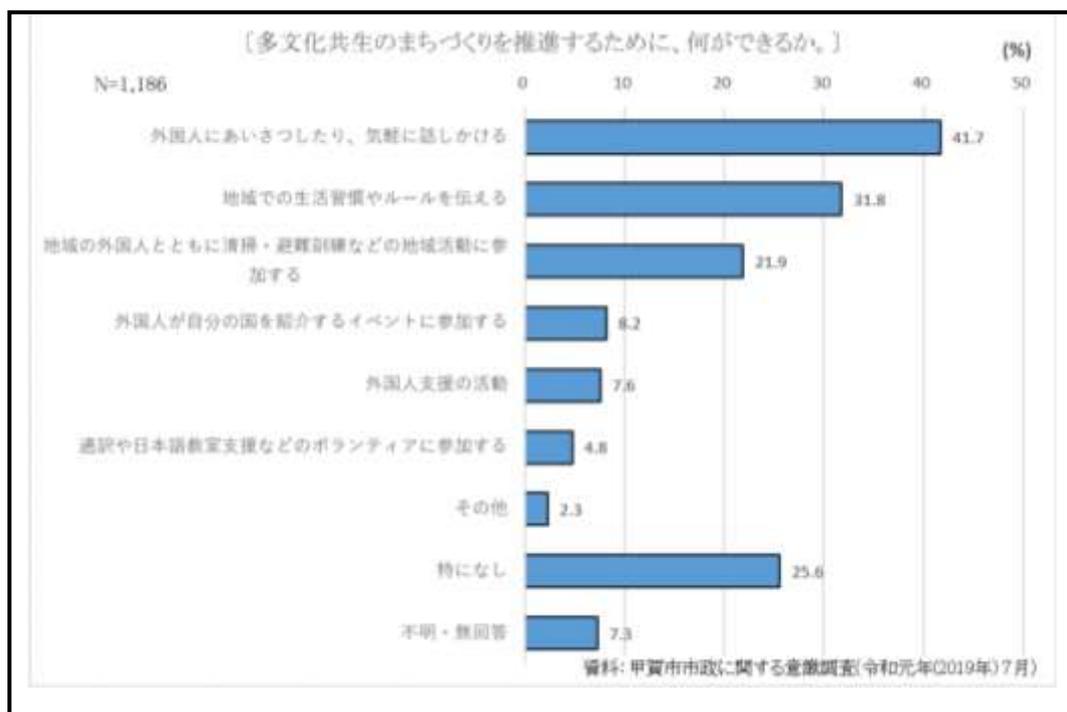
「甲賀市多文化共生推進計画策定に係る市民意識調査」では、外国人市民は、普段の生活で「仕事のこと」や「日本語がよくわからないこと」に困ったり、不安に感じており、就労、住宅の入居、医療等、言葉の違いにより本来受けられるサービスを受けられないなどの生活上の問題や、生活習慣の違いから起こる近隣住民とのトラブルも見受けられます。さらに、こどもの学力や進路保障も問題となっています。



<sup>32</sup> ヘイトスピーチ：人種、出身国、思想、宗教、性的指向、性別、障がいなどに基づいて個人または集団を攻撃、脅迫、侮辱する発言や言動のこと。

意識調査では、外国人の人権に関心がある人の割合が8.9%と他の人権問題と比べ低くなっており、啓発については、現状の取組でよいと答えた人の割合が53.8%となっています（P14.15 参照）。

外国人と日本人がお互いに理解を深め、多文化共生のまちづくりを進めるためにできることとして、「外国人にあいさつしたり、気軽に話しかける」の割合が41.7%と最も高く、次いで「地域での生活習慣やルールを伝える」の割合が31.8%、「地域の外国人とともに清掃・避難訓練などの地域活動に参加する」の割合が21.9%となっています。



外国人市民が地域で安心して生活ができる環境整備を進めるとともに、日本人も外国人も互いにコミュニケーションを深め合いながら、理解し合い、支え合える関係を築き、共に活躍できる地域づくりが求められています。

#### 【主な課題】

- ・外国人市民が地域で安心して生活ができる環境の整備が必要である。
- ・国籍にかかわらず誰もが理解し支え合える関係を築く必要がある。
- ・こどもの学力や進路を保障する必要がある。

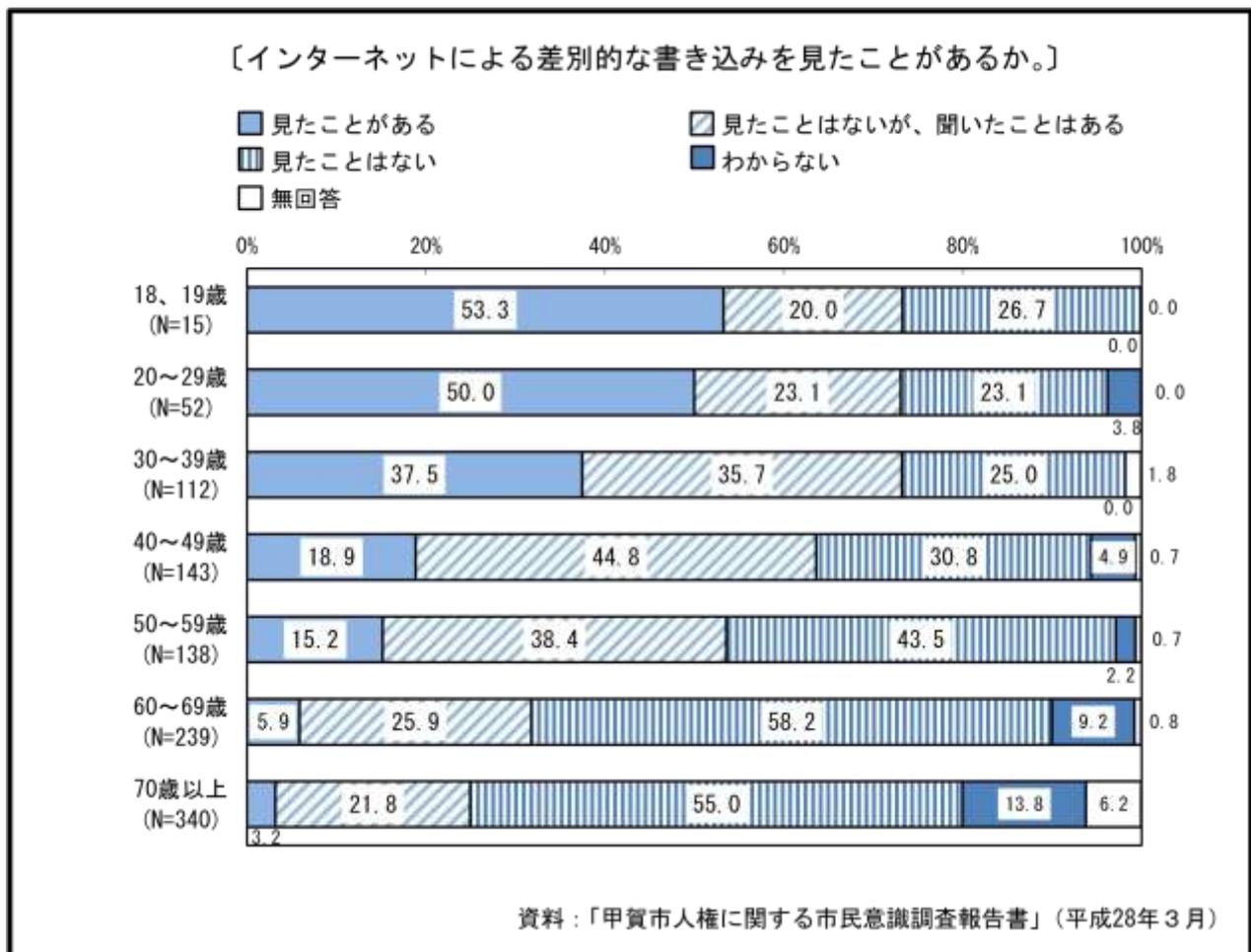


## インターネットによる人権侵害

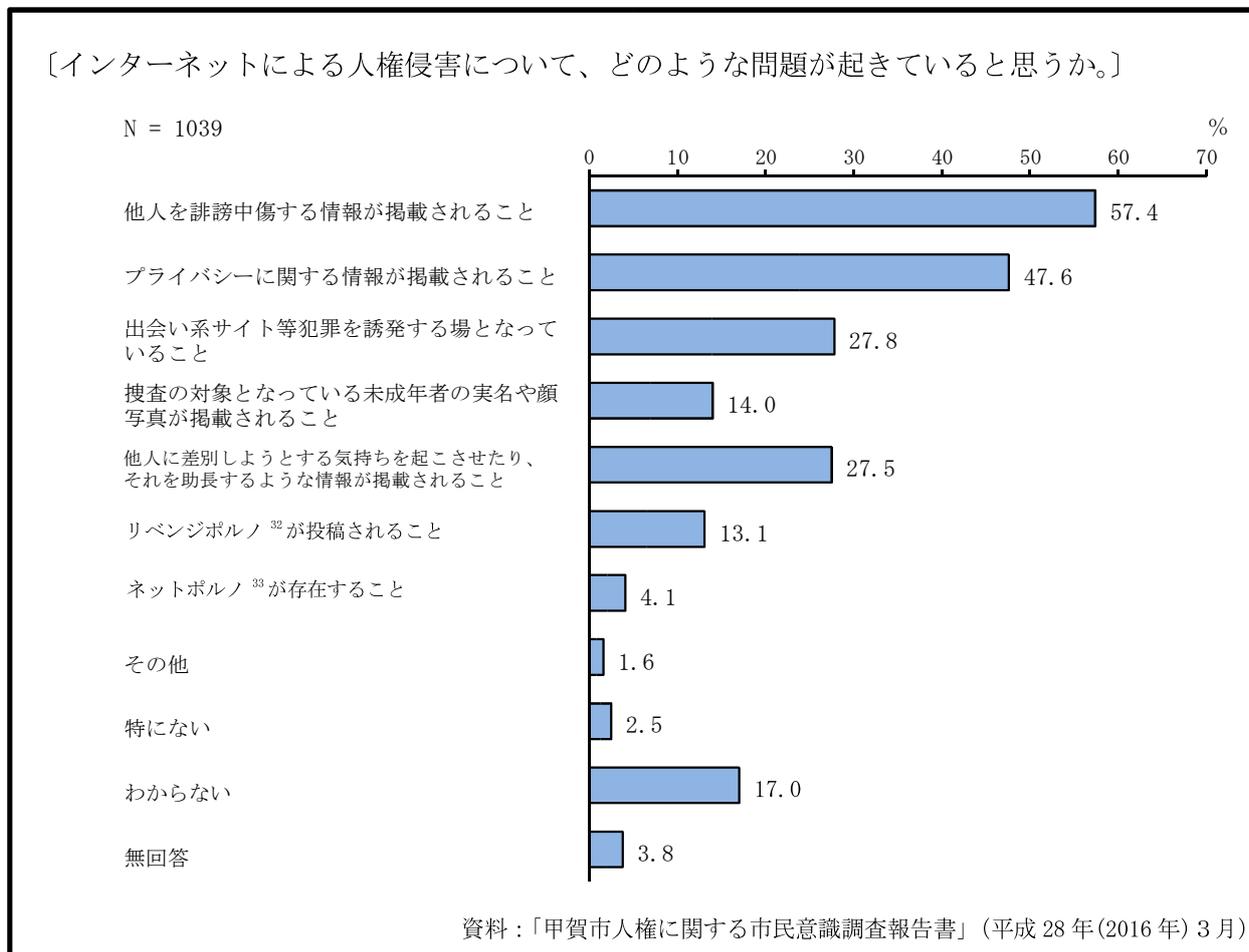
高度情報化社会の急速な進展に伴い、だれもが手軽に情報の収集・発信ができるスマートフォンやSNSなどが普及し、インターネットの利用者数が近年、急速に増加しています。インターネットが普及した結果、企業、行政、個人を問わず、大量の情報を収集、処理、発信できるようになり、市民生活の利便性が高まった一方で、相手が見えない状況での人権侵害が発生しています。

意識調査では、インターネットによる人権侵害に関心がある人の割合は23.4%となっており、これまで以上に啓発すべきと答えた人の割合は77.9%と高くなっています(P14.15 参照)。

インターネットによる差別的な書き込みを見たことがある人について、年齢層が高くなるほど、「見たことはない」の割合が高く、若い世代では半数が「見たことがある」と答えています。



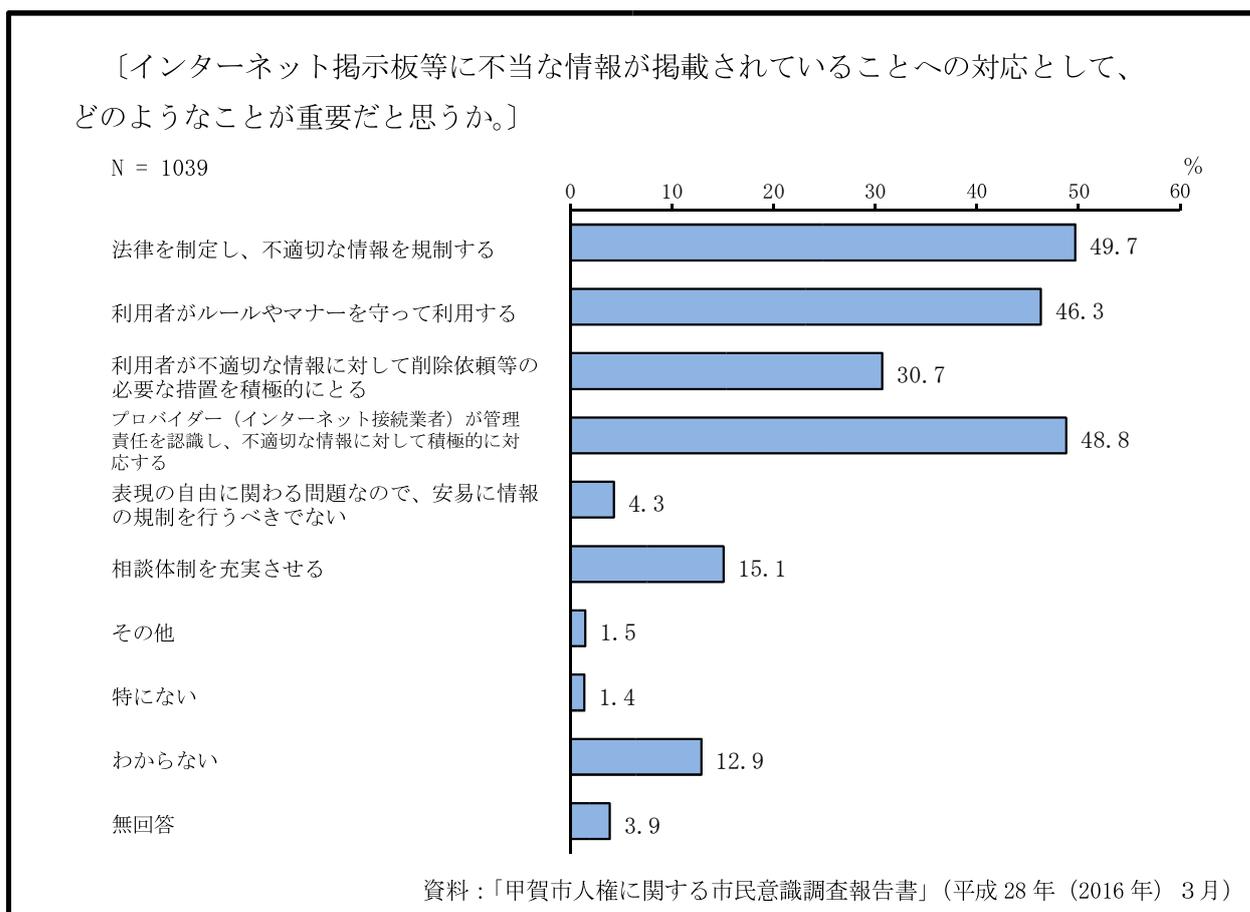
インターネットによる人権侵害について、問題が起きていると思うこととして、「他人を誹謗中傷する情報が掲載されること」の割合が57.4%と最も高く、次いで「プライバシーに関する情報が掲載されること」が47.6%、「出会い系サイト<sup>33</sup>等犯罪を誘発する場となっていること」が27.8%となっています。



インターネット掲示板等に不当な情報が掲載されていることへの対応として、「法律を制定し、不適切な情報を規制する」の割合が49.7%と最も高く、次いで「プロバイダー（SNSやサイトの管理者及びインターネット接続業者）が管理責任を認識し、不適切な情報に対して積極的に対応する」の割合が48.8%、「利用者がルールやマナーを守って利用する」の割合が46.3%となっており、インターネットの規制や利用者マナーの向上を求める割合が高くなっています。昨今の法改正では、平成30年(2018年)2月に「改正青少年インターネット環境整備法」が施行され、18歳未満の青少年が契約する場合、携帯電話回線提供事業者がフィルタリングを提供することが義務づけられました。またSNSが

<sup>33</sup> 出会い系サイト：面識のない異性との交際を希望する者の求めに応じて、情報をインターネット上の掲示板に掲載するサービスを提供するウェブサイトのこと。

広く普及して情報基盤として機能するようになってきている中、インターネット上の誹謗中傷等不当な投稿が増加しています。被害者をより円滑に救済するため、令和4年(2022年)10月に「改正プロバイダ責任制限法」が施行され、削除要請や損害賠償を求める際に必要となる投稿した者の情報開示の裁判手続が簡易になりました。さらに令和6年(2024年)5月の改正法では、法律名が「特定電気通信による情報流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律(情報プラットフォーム対処法:情プラ法)」に改められ、SNSでの中傷投稿の削除基準の策定を求めるほか、被害者の削除申請から一定期間内に判断結果を通知する義務をSNS事業者に課されます。SNS事業者に、誹謗中傷投稿への削除対応の迅速化が義務付けられ、大きく前進することが期待されています。



今後は、個人情報保護の体制強化や、市民一人ひとりが個人情報に対する意識を高めるとともに、インターネット上での人権侵害を「しない、させない」ための啓発や学習機会が必要です。

また、インターネット上の誹謗中傷等不当な書き込み、人権侵害に対する相談・通報窓口、プライバシーに関する問題の相談窓口の周知も必要となっています。

### 【主な課題】

- ・個人情報の保護やインターネット上での人権侵害に対する意識を高める必要がある。
- ・インターネット上の人権侵害、プライバシーに関する問題についての相談・通報窓口の周知が必要である。

## 新たな感染症に起因する人権問題

令和2年(2020年)に新型コロナウイルス感染症がまん延し、長期にわたって様々な感染防止対策や医療対策が講じられました。その一方では、感染症に罹患した人への不当な差別や、差別を助長・誘発・扇動する言動が起きました。それらは、罹患者だけでなく、罹患者の家族や医療従事者、運送業者などのエッセンシャルワーカー<sup>34</sup>等や罹患者が所属する学校や企業、集団にも向けられました。本市においては、様々な方法を用い誤解や差別を解消するための啓発活動を行い、学校においては、人権への配慮について事前指導を行うなど、新型コロナウイルス感染症に起因するいじめを予防するための取組を行いました。

今後、新たな感染症が発生・まん延した場合に、新型コロナウイルス感染症まん延時のような人権侵害が発生することのないよう、感染症に関する適切な情報や正しい知識の普及、感染者等の人権の尊重について教育・啓発を進めていく必要があります。

## 性的マイノリティの人権

人の性は多様であり、その濃淡も人それぞれです。からだの性とこころの性が一致しないために、自分自身に対し強い違和感を持つと同時に、社会の中での無理解や偏見により、強い精神的な負担を受けることがあります。また、性的指向が同性に向かう人や男女両方に向かう人などは少数者であるがために、偏見や差別等にさらされ、苦しさや生きづらさを抱えることがあります。

<sup>34</sup> エッセンシャルワーカー：人々の生活に不可欠な仕事に従事する労働者のこと。

令和5年(2023年)6月には、LGBTQ+<sup>35</sup>等の性の多様性に寛容な社会の実現に資すること等を目的として、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律(LGBT理解増進法)」が制定、施行されました。この法律では、LGBTQ+等の性の多様性に関する理解の増進に向けた施策の実施等に関する国、地方公共団体、事業主の役割が規定されるとともに、法律に定める措置の実施等にあたっては、LGBTQ+等にかかわらず、すべての国民が安心して生活できることとなるよう留意することなどが規定されています。

性的マイノリティの人々に対する知識や理解がまだまだ低い中、正しい認識を深め、生活のおけるさまざまな面で、性の多様性を受け入れ、誰もが自身の性のあり方を尊重され、自分らしく生きることができる社会の実現に向けた啓発活動が必要となります。



## その他さまざまな人権問題

### ①犯罪被害者とその家族

近年、犯罪被害者やその家族の人権問題に対する社会的関心が、大きな高まりを見せています。

犯罪被害者やその家族が負う被害には、犯罪による直接的な被害だけでなく、周囲の人々のうわさ話やマスメディアの行き過ぎた報道によるプライバシー侵害や名誉毀損、過剰な取材による私生活への侵害によるストレスといった二次被害もあり、その深刻さが問題となっています。

国では、平成17年(2005年)4月に施行された「犯罪被害者等基本法」に基づき策定された「犯罪被害者等基本計画」が令和3年(2021年)3月に第4次改定をされ、犯罪被害者等に関する国民の理解を深めるための施策を実施していますが、各種の支援体制は十分とはいえず、今後も行政・司法・民間団体等が連携を図り、犯罪被害者やその家族の支援に取り組む必要があります。

<sup>35</sup> LGBTQ+ : L=レズビアン(女性同士性愛者)、G=ゲイ(男性同士性愛者)、B=バイセクシャル(両性愛者)、T=トランスジェンダー(心と体の姓が一致しない人)、Q=クィア(規範的な性のあり方以外を包括する言葉) クエストョニング(自らの性のあり方について、特定の枠に属さない人、わからない人等)、+=プラス(その他様々な性の形)の総称として使用される。

## ②刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人に対しては、本人に真摯な更生の意欲があっても、周囲の人々には根強い偏見や差別意識があり、就職に際しての差別や住居の確保が困難になるなど、社会復帰をめざす人たちにとって現実には極めて厳しい状況にあります。

刑を終えて出所した人が真に更生し、社会の一員として円滑な生活を営むためには、本人の強い更生意欲とともに、家族、地域、企業・事業所など周囲の人々の理解と協力が必要となります。

平成28年(2016年)12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行され、再犯の防止等に関する施策を実施する責務が国だけでなく、地方公共団体にもあることが明記されました。令和3年(2021年)10月見直しの「第2次甲賀市地域福祉計画」により関係施策と連携を図り、刑を終えて出所した人に対する偏見や差別意識を解消し、その社会復帰につなげるための取組や啓発を積極的に推進する必要があります。

## ③H I V感染者・ハンセン病患者等

医学的に見て不正確な知識や思いこみにより、H I V感染者やハンセン病患者などの感染症患者に対する偏見や差別意識が生まれ、患者や元患者、家族に対するさまざまな人権問題が生じています。

H I V感染症は、進行性の免疫機能障がいの特徴とする疾患であり、エイズウイルス(H I V)によって引き起こされる免疫不全症候群のことを特にエイズ(A I D S)と呼んでいます。H I V感染症は、その感染経路が特定している上、感染力もそれほど強いものでないことから、正しい知識をもつことにより予防できる病気です。青少年をH I V感染症から守るためにも性教育を含めた正しい知識の啓発が必要です。

ハンセン病は、らい菌による感染症ですが、らい菌に感染しただけでは発病する可能性は極めて低く、発病した場合であっても、現在では治療方法が確立しており、遺伝病でないことも判明しています。ハンセン病は治る病気となり、「らい予防法」は平成8年(1996年)に廃止されましたが、明治42年(1909年)に施行され廃止されるまでの長きにわたり、患者は行動や居住・移転、職業選択、学問および結婚の自由などの基本的な人権が著しく制約されてきました。いまだに療養所入所者や家族への差別や偏見が根強く残っており、これが入所者の社会復帰を妨げる要因となっていることは否定できません。

こうしたH I V感染者やエイズ患者、ハンセン病患者に対する誤解と差別の解消は、いまだ十分とは言えず、正しい知識を広く普及するための啓発が必要です。

#### ④ その他

その他の人権問題としては、アイヌの人々の人権、北朝鮮当局による拉致された被害者等の人権、ホームレスの人々の人権、人身取引のほか、平成 23 年(2011 年) 3 月 11 日に発生した東日本大震災に起因する風評被害<sup>36</sup>、避難先での差別的な扱いなどが生じています。

従来から認識されていた人権問題だけでなく、常に社会の動向を把握し、新たな人権問題が生じていないか見極め、正しく理解し、迅速かつ適切に対応できる社会を実現することが求められています。そのためには、関係機関や市民活動団体等との情報交換、連携・協力体制の強化を図ることが必要となります。

また、「ひきこもり」のように、これまでの人権の枠組みだけでは対応の難しい社会問題も発生していることから、対応を検討する必要があります。

#### 【主な課題】

- ・さまざまな人権問題があることの周知が必要である。
- ・新たな人権課題に対する、正しい理解の啓発や、迅速かつ適切に対応できる体制が必要である。

<sup>36</sup> 風評被害：風評（世間であれこれ取りざたされること。うわさ）によって、経済的な被害を受けること。

## 第4章 人権施策の展開方向

### 1 基本理念

私たちは、人と人とのつながりの中で生きています。家庭、地域、職場、学校など生活のあらゆる場で人権が尊重され、私を「わたし」として認め、あなたを「あなた」として認める、一人ひとりの命が輝き、幸せと「あふれる愛」がつながるまちをつくりま

命輝き 幸せと「あふれる愛」がつながるまち こうか

#### 私たちがめざすまちの姿

- 一人ひとりの命が大切にされ、命が輝くまちをつくりま
- 自尊感情を育み、居場所がある幸せを感じられるまちをつくりま
- お互いに違いを認め合い、誰もが輝く多様性があるまちをつくりま
- 人と人とのつながりを深め、ささえ合える優しさあふれるまちをつくりま

#### 関連するSDGsの取り組み



人権意識の高揚や人権問題が起こらない環境づくりと人権に関わる問題事象への取組を、次の視点で総合的に推進することで、人権に関する課題の達成に取り組む計画とします。

### (1) 普遍的な視点と個別的な視点の2つのアプローチで取り組む計画

個人の尊厳や法の下での平等といった人権についての「普遍的な視点」と、さまざまな人権課題に即した「個別的な視点」の2つの視点があいまったアプローチで、人権問題の解決に取り組む計画とします。

### (2) みんなで学び取り組む計画

市民、企業・事業所、市民活動団体及び行政等が、それぞれの立場で、主体的な学びを通して人権尊重に対する理解を深めることで、人権問題の解決に取り組む計画とします。

### (3) 身近なつながりの中で取り組む計画

自らの学びや学習会・研修会で学んだことを、家庭、地域及び職場など、身近なつながりの中で実践することで、人権問題の解決に取り組む計画とします。

### (4) 人権教育・啓発、相談・救済及び自立支援に関する施策に取り組む計画

人権教育・啓発の推進、当事者の視点での相談体制の整備や救済制度の周知、自立につながる支援等、人権に関する施策の充実に総合的に取り組む計画とします。

### (1) 市民・地域・市民活動団体

市民は、相互に基本的人権を尊重し、人権侵害や人権侵害を助長する行為をしないために、人権学習の場に積極的に参加し、人権を自分のこととします。

地域では、区・自治会、自治振興会（まちづくり協議会）において人権に関する学びの場をつくとともに、市民の身近なつながりや支え合いを大切にします。

市民活動団体は、人権を尊重した視点で活動します。また、人権に関する学びを深め、人権尊重のまちづくりに参画します。

### (2) 企業・事業所

企業・事業所は、その事業活動が社会や地域へ大きく影響することから、性別等による賃金・配置・昇進の格差、さらにはパワーハラスメント<sup>37</sup>等相手の尊厳を傷つけたり、不利益を与えたりするあらゆるハラスメントをなくすため、一人ひとりがハラスメントを防止する意識を持つとともに、女性や障がいのある人等が能力を十分に発揮するための職場づくり等、人権に十分配慮した取組を行います。

職場内においては、人権が尊重された職場環境をつくるため、従業員等に対して人権研修を行います。

また、福祉や医療等の人権に関わりの深い事業所は、その職業に従事する者に対し、重点的に人権研修を行い、常に人権意識の高揚に努めます。

### (3) 行政

本市は、あらゆる差別のない、明るく住みよい人権尊重のまちづくりを達成するため、人権教育・啓発により市民の人権擁護と人権意識の高揚に努め、当事者の視点での相談体制の整備や救済制度の周知、自立につながる支援等に併せ、地域、市民活動団体や企業・事業所の取組を支援するなど、総合的に施策を推進することを責務としています。

職員は、市のすべての業務が、人権に深く関わっていることを認識し、行政サービスを提供します。

<sup>37</sup> パワーハラスメント：職務上の立場や権限を背景にしたいじめや嫌がらせ行為こと。略してパワハラと言う。

#### (4) 学校・園<sup>38</sup>

学校・園では、こどもが自尊感情（自分自身を基本的に価値ある存在とする感情）を高めるとともに他の人の大切さを認めることを理解し、具体的な態度や行動に現れるように、さまざまな人権教育の取組や手法に学びながら、保育・教育を推進します。

人権教育を推進するにあたっては、「普遍的な視点からのアプローチ」と「個別的な視点からのアプローチ」の2つのアプローチを通して、総合的に推進するとともに、3つの側面（「知識的側面」「価値的・態度的側面」「技能的側面」）をバランスよく身に付ける保育・教育の充実を図ります。

また、人権を基盤に据えた学校・園の経営を促進します。市や各ブロックにおける人権教育担当者会において、人権教育に関する情報の交流を推進するとともに、保育・授業研究会での実践検証や研究協議の充実を図ります。

#### (5) 連携・協働

人権尊重のまちづくりを実現するため、市民・地域・市民活動団体・企業・事業所・学校・園・行政等の連携・協働を一層推進し、きめ細やかな人権教育、啓発活動の充実に努めます。

---

<sup>38</sup> 学校・園：小中学校及び認定こども園等

## 〔1〕人権教育・啓発の推進

### （1）人権教育・啓発の基本的な考え方

- 人権が尊重された明るい未来を実現するために、家庭、地域、学校、職場などあらゆる場での、人権に関する教育・啓発を実施します。
- 日常生活の中であたり前に人権が守られる地域社会を実現するために、こどもから大人までのすべての市民が、生命の尊さ・大切さを根底に置き、自分を大切にするとともに、他の人びとも大切な存在であることを理解し、人権尊重のまちづくりの主体としての実践力を高めます。
- 一人ひとりの市民の主体的な地域づくりへの参画を促進するため、日常の課題を市民自らが発見し、解決する力を養い、人権尊重という普遍的な考え方に基づいて、新たな人権課題に取り組むことができるよう、自発的な学習のための環境づくりを充実します。

### （2）人権教育

人権教育とは、「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」（人権教育・啓発推進法第2条）をいい、人権に関する知識や人権感覚の意識、態度、実践的な行動力などさまざまな資質や能力を育成し、発展させることをめざすものです。

人権尊重の理念を定着させ、人権感覚あふれる地域社会をつくるため、市民一人ひとりが人権を尊重することの大切さを正しく理解するとともに、日常生活のあらゆる場面において、人権が尊重される活動を実践していくことが必要です。

人権教育を推進するにあたり、人権の大切さや人間の尊厳など人権についての普遍的な教育と、個別的課題についての教育を互いに関連させることで、人権尊重の精神の涵養に取り組みます。

#### ① 家庭

家庭は、こどもが最初に経験する社会として、人間形成を図る上で重要な役割を果たす場です。

平成18年(2006年)に改正された教育基本法では「国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。」として、家庭教育の充実に向けた地方公共団体の役割を定めています。

こども一人ひとりをかけがえのない存在として尊重し、個性を生かすとともに、命や人権を大切にす豊かな心を育む家庭教育ができるよう支援に努めます。家庭の中で一人ひとりを認め尊重する豊かな心が育まれるよう、学習機会や学習情報を提供する等教育の充実を図ります。

また、こどもが誤った認識や偏見を持つことは、周りの大人の影響も大きいことから、大人自身が人権感覚を高め、人権の正しい理解と認識を培い、人権尊重の精神を日常生活に活かしていくことができるよう、内容や方法の工夫を図ります。

令和5年(2023年)4月に施行された「こども基本法」に基づき同年12月22日に閣議決定された「こども大綱」では、育った環境にかかわらず、すべてのこどもたちがひとしく健やかに成長できるような支援の充実と、子育てしやすい環境の充実を目標に掲げています。

子育てに関する学習機会や情報の提供などの家庭教育の支援については、保護者だけでなく、広く地域全体で取り組む体制づくりを進めます。

## ② 就学前

乳幼児期は、生涯にわたる生きる力の基礎が培われる時期です。保育者が、一人ひとりのこどもをあたたく受け入れ、毎日の繰り返しの中で、心地よさや満足をこどもと共有することで、基本的な生活習慣を形成するとともに、安心感や自尊感情を育みます。

また、自然や動植物とふれあう体験を通して、いたわりの気持ちをもち、生命の尊さに気づけるようにするとともに、さまざまな遊びの中で、好奇心、探究心等を高め、豊かなこころを育みます。

こどもは、遊びや生活を通して、友達と一緒に過ごす心地よさを味わうと同時に、自分の思い通りにならない葛藤を経験し、社会規範や集団生活のルールを学ぶなど、人とかわる中で人権感覚の芽生えの育成を図ります。

保護者との日常的な連携に努め、豊かな親子関係を形成していくため、子育てにかかわるさまざまな情報を発信し、保護者からの相談への対応を充実するなど、子育て支援を推進します。また、小学校、地域・関係機関等との積極的な連携と協力を図りながら、こどもの育ちを見守ります。

## ③ 学校

学校教育においては、こどもたちの成長段階に応じた教育活動を通じて、こども一人ひとりの自尊感情を育むことで人権尊重の意識を高める等、お互いを大事にする教育を推進することが重要です。学校生活のあらゆる場を通して相互に尊重しあえる人

間関係づくりや、人権に関する知識を深め豊かな感性を育み、問題解決能力などの生きる力を育てます。併せて、学校教育における人権教育の指導改善、充実に積極的に取り組みます。

いじめについては、こどもたちの状況把握やサインを見逃さないための取組を行います。こどもが安心して相談できる環境の確保に努め、こども自身がいじめは許されない行為なのだという認識を持つための取組を行います。

#### ④ 地域

地域においては、差別や偏見のない人権尊重の精神に貫かれた、明るく住みよいまちづくりを推進します。

市民一人ひとりが、人権について正しく理解し、自らの生き方に関わる問題として受け止め、人権尊重の精神を日常の生活で実践していくことができるよう、学習機会の充実や学習情報の提供など学習環境づくりに努めます。

また、地域での交流を促進するとともに、地域で多種多様な学習機会や情報の提供などの学習環境づくりを行い、より多くの市民に学習の場を提供します。

### (3) 人権啓発

一人ひとりが人権を尊重することの重要性を正しく認識し、具体的な態度や行動につながる人権感覚を身につけることができるよう、さまざまな機会をとらえ、効果的な方法を検討しながら人権啓発を推進します。

#### ① 市民に対する人権啓発

人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供や効果的な手法を採用した啓発活動を推進します。

人権に関わる法令などの基本的な知識の習得や、それぞれの分野の人権課題について認識を深めること、一人ひとりがお互いの違いを認め合い、尊重しあうことが大切であることを周知・啓発します。

国や県等の関係機関及び他市町、他団体との連携や市民活動団体等との協働により、人権啓発イベントの開催や啓発ポスターの掲示など総合的な活動を実施するとともに、各課題別の啓発活動を展開します。

そして、人権侵害等を受けている当事者の立場になって考え、一人ひとりが自分の課題として行動を起こすことの大切さについて啓発します。

## ② 企業・事業所への啓発

企業・事業所においては、女性や障がいのある人の社会参加などが進む中、パワーハラスメント等相手の尊厳を傷つけたり、不利益を与えたりするあらゆるハラスメントの防止や性別等の格差の解消など人権が尊重される職場づくりや人権尊重の視点に根ざした企業活動を進める必要があります。一人ひとりがあらゆるハラスメントを防止する意識を持ち、計画的・継続的な従業員等に対する人権研修や啓発が実施されるよう、企業向けの研修会・講演会等の機会を増やすとともに、企業・事業所に対して情報を提供します。

また、企業・事業所における人材の採用にあたっては、公正で公平な採用選考の確立を図り、就職の機会均等に取り組むよう、県等の関係機関との連携を強化し、啓発に努めます。

## ③ 情報提供

市民一人ひとりの人権が尊重される社会を実現するためには、人権に関する情報の収集・提供は大きな要素の一つです。このため、国や県をはじめ、他市町、各種関係機関、報道機関等の人権に関する情報の収集や、有効な情報の共有に努めます。

これら人権課題に関する情報を市民、関係機関が容易に入手できるよう、市のホームページや広報紙等を活用し、効果のある情報提供に努めます。

## (4) 人権に関わりの深い特定職業従事者<sup>39</sup>への研修等

人権に関わりの深い分野の業務に従事している人（行政職員、教職員、保育士、医療・福祉関係職員など）は、個人情報保護や個人のプライバシーへの配慮など常に人権尊重の視点に立って職務を遂行していくことが重要です。

人権尊重のまちづくりを推進するため、人権に関わりの深い職業従事者が、社会のあらゆる場面で人権教育・啓発の推進役となるよう取り組みます。また、それぞれの職場に応じて人権尊重の理念に基づき日常の職務を遂行できるよう、研修や学習機会の充実を図ります。

---

<sup>39</sup> 特定職業従事者：検察職員、矯正施設・更生保護関係職員等、入国管理関係職員、教員・社会教育関係職員、医療関係者、福祉関係職員、海上保安官、労働行政関係職員、消防職員、警察職員、自衛官、公務員、マスメディア関係者など、人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者のこと。

## 〔2〕相談と支援体制

### （1）相談窓口の充実

本市では、女性やこどもに関する相談、高齢者や障がいのある人の生活や権利擁護等の相談、LGBTQ+についての相談などの個別的な視点からの相談と、就労、生活困窮などの普遍的な視点からの相談窓口を設置しています。これらの相談窓口に、利用者が安心して相談できるよう、プライバシーの保護への配慮や利用者の立場に立った対応、電話相談や面接相談など利用しやすい方法など、相談しやすい環境を整備します。

また、これらの多様化、複雑化する相談を一元的に受け止めるとともに、一人ひとりに寄り添った支援ができる体制を構築できるように努め、それに対応できるよう職員・相談員の更なる資質向上に努めます。

### （2）相談と支援の連携

本市での相談窓口のほか、国や県、人権擁護委員や民生委員・児童委員による相談、甲賀市社会福祉協議会やNPO法人 甲賀・湖南成年後見センターぱんじー<sup>40</sup>などさまざまな機関で相談を行っています。人権に関する相談は、複数の要因が絡み合っていることが多く、それぞれの分野に関する専門的かつ幅広い知識や技能に併せて、人権尊重の視点で相談に応じることが必要です。個々の相談窓口だけでは対応が困難な場合や、他の専門的な相談機関で対応することが必要となる場合には、つなぐシート<sup>41</sup>等を活用し速やかに適切な相談窓口へつなげるよう、各相談機関の連携に努めます。

また、利用者の救済や自立のための関係窓口や機関へ速やかにつなげます。

### （3）相談窓口の周知

国や県等の関係機関、本市が設置する相談窓口は多様であり、利用者が相談先としてどこを選択すべきか分かりにくくなっています。人権侵害を受けた人が、誰にも相談できず、我慢したり一人で悩むことがないように、あらゆる機会や広報媒体を活用して、相談窓口や救済制度、相談活動の周知に努めます。

---

<sup>40</sup> NPO法人 甲賀・湖南成年後見センターぱんじー：認知症や知的障がい、精神障がいなどで判断能力が不十分になり、自身で契約や財産管理などを行うことが困難になった人の権利を守り、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、成年後見制度の活用を支援する機関のこと。甲賀市・湖南市域において、成年後見制度に関する相談や制度の利用促進、広報・啓発等を担っている。

<sup>41</sup> つなぐシート：円滑な支援ができるよう、関係機関で情報共有するため、また他の専門機関へのつなぎに活用するために作成した甲賀市独自のシート

また、重大な人権侵害である虐待に対し社会全体で防止に取り組むため、子ども、高齢者、障がいのある人等への虐待を発見した場合の通報義務と通報先を広く市民に周知します。

### 〔3〕分野別の取組

#### 同和問題

- 同和問題の解決のため、広報・ホームページ等各種情報媒体を活用した啓発、講演会・学習会等の開催などさまざまな手法により正しい知識と理解を深めるよう効果的な啓発活動に努めます。
- 就労や生活等のさまざまな相談に対し、自立に向けた各種支援につなげます。
- 「えせ同和行為」や、インターネットによる差別に毅然と対応するため、情報の提供や相談体制の強化による排除と、同和問題に対する認識と理解に努めます。

#### 《教育・啓発》

- ・ 心理的差別の解消に向けた教育・啓発
- ・ 不動産差別の解消に向けた教育・啓発
- ・ 「えせ同和行為」や、インターネットによる差別に毅然として対応するための教育・啓発

#### 《相談・支援》

- ・ 学習、進路、就労、生活等の相談・支援
- ・ 地域総合センターにおける相談・支援
- ・ 各種施策を活用した生活支援

#### 《事業や制度》

- ・ あらゆる同和問題の解消に向けた取組の推進
- ・ 各種支援につなげる相談体制の構築
- ・ 地域総合センター等における住民交流の促進
- ・ 地域総合センター等におけるこどもの学習支援

#### 関連する分野別計画

- ・ 甲賀市重層的支援体制整備事業実施計画
- ・ 甲賀市地域福祉計画

## 女性の人権

- SDGsの目標に掲げられたジェンダー平等の視点を持ち、性別によって、多様な生き方が制約されることなく、社会の対等な構成員として、自らの意思により社会のあらゆる分野に参画できるよう、事業や制度の充実を図るとともに、固定的な性別役割分担意識をなくすために、男性の家庭への参画を促すなど、市民への啓発を促進します。
- DVをはじめとするあらゆる暴力に対する、市民の認識を高め、予防に努めるとともに、被害者が安心して相談でき、かつ必要な支援を受けられるよう環境を整備します。

### 《教育・啓発》

- ・ 男女共同参画推進の教育・啓発
- ・ 固定的な性別役割分担意識の解消
- ・ DV、デートDVの予防教育・啓発
- ・ ワーク・ライフ・バランスの推進
- ・ 企業・事業所でのセクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントの防止啓発
- ・ ジェンダー平等への理解を進めるための教育・啓発

### 《相談・支援》

- ・ DV、デートDVの被害者支援
- ・ 子育てや介護、家庭での人間関係等の不安や悩みの相談
- ・ 職場での不安や悩み等の相談
- ・ 加害者の更生支援
- ・ 第三者からの通報窓口の周知
- ・ 困難な問題を抱える女性からの相談・支援

### 《事業や制度》

- ・ 男女が共に仕事と家庭を両立するための社会システムの構築（保育園等・放課後児童クラブ等）
- ・ 男性の家事・育児・介護等への参画の推進
- ・ 地域、防災、働く場など、さまざまな分野における女性の参画推進
- ・ 女性の活躍に向けたキャリア形成への支援、起業、復職への支援
- ・ ひとり親世帯への支援

## 関連する分野別計画

- ・ 甲賀市男女共同参画計画（甲賀市女性活躍推進計画）
- ・ 甲賀市配偶者からの暴力の防止および被害者の保護等に関する基本計画
- ・ 甲賀市特定事業主行動計画

## こどもの人権

- こども基本法の主旨に基づきながら、こどもの人権の尊重や福祉の推進を目的に、市民一人ひとりが家庭や子育てに対する関心を一層高めるとともに、行政のみならず家庭、地域、学校などが連携を図りながら施策を推進します。
- 児童虐待やいじめの防止に向けた教育・啓発を行うとともに、問題の早期発見、早期対応を図り、虐待やいじめを受けたこどもや養育支援が必要なこどもへの支援を行います。

### 《教育・啓発》

- ・ こどもの現状と子育てに関する人権教育・啓発
- ・ こどもの意見表明権<sup>42</sup>の啓発
- ・ 保護者への教育啓発の充実
- ・ 児童虐待防止に向けた啓発
- ・ いじめ防止に向けた教育啓発

### 《相談・支援》

- ・ 虐待被害のこどもへの相談支援
- ・ いじめが発生したときの相談・支援
- ・ 不登校のこどもの相談・支援
- ・ 家庭環境の変化に伴うこどもの相談・支援
- ・ 子育てに関する相談・支援
- ・ 義務教育終了後のこどもの相談・支援

### 《事業や制度》

- ・ 生活困窮世帯におけるこどもへの学力および生活等への支援

<sup>42</sup> こどもの意見表明権：児童の権利に関する条約第12条において規定されている権利であり、こどもが自分自身に関係することについて自由に自分の意見を表すことのできる権利のこと。

- ・ひとり親世帯への支援
- ・家庭で放任されている子どもへの居場所づくりと支援
- ・虐待状況にある子どもへの支援
- ・不登校やヤングケアラー等の支援の必要な子どもに対し、自治体や民間団体による居場所等を通じて本人に寄り添う相談支援
- ・いじめが発生したときの救済
- ・義務教育終了後の子どもへの支援

#### 関連する分野別計画

- ・甲賀市子ども・子育て応援団支援事業計画
- ・甲賀市地域福祉計画
- ・甲賀市重層的支援体制整備事業実施計画

### 高齢者の人権

- 高齢者が社会の重要な一員として自らの豊富な知識・経験を十分に発揮し、いきいきと元気に生活できるよう、高齢者が活躍する機会や場所の提供、地域活動への参加支援、就労機会の拡大など自立と生きがいづくりへの支援に努めます。
- 地域全体で高齢者を支え、介護が必要になっても自らの意思に基づき、住み慣れた地域で自立した生活ができるシステムの充実に努めます。
- 高齢者への虐待防止のために、高齢者や認知症への理解促進のための教育・啓発を促進し、被害者や養護者等からの相談や支援、救済を行います。

#### 《教育・啓発》

- ・認知症の教育・啓発
- ・高齢者を理解するための教育・啓発
- ・権利擁護に関する普及啓発

#### 《相談・支援》

- ・高齢者への虐待被害の相談・支援
- ・高齢者の孤立に対する相談・支援
- ・高齢者世帯、介護が必要な高齢者および生活困窮にある高齢者への相談・支援
- ・権利擁護に関する相談・支援

## 《事業や制度》

- ・高齢者への虐待被害の救済
- ・高齢者の孤立予防
- ・高齢者世帯、介護が必要な高齢者および生活困窮にある高齢者への救済・支援
- ・高齢者の介護予防
- ・高齢者の生きがいづくり
- ・養護者の支援
- ・災害時における高齢者の避難等の支援

### 関連する分野別計画

- ・甲賀市介護保険事業計画・高齢者福祉計画
- ・甲賀市地域福祉計画
- ・甲賀市重層的支援体制整備事業実施計画

## 障がいのある人の人権

- 障がいのある人が、住み慣れた地域で安心して豊かな暮らしを送ることができるよう、障がいへの理解を深める教育・啓発を行います。
- 障がいのある人が、個性や能力を発揮でき、社会の幅広い分野にわたって参加や活動ができるよう、ライフステージに応じた生活や就労等の支援を、生涯を通じて行います。
- 障がいのある人への虐待の防止・早期発見・早期対応に取り組みます。

## 《教育・啓発》

- ・障害者差別解消法の理解推進
- ・気づきにくい障がいへの理解推進
- ・権利擁護に関する普及啓発
- ・盲導犬等への理解推進

## 《相談・支援》

- ・障がいのある人への就労や生活等の相談・支援
- ・障がいのあるこどもの保護者への相談・支援
- ・障がいのある人への虐待被害の相談・支援

- ・ 権利擁護に関する相談・支援

#### 《事業や制度》

- ・ 障がいのある人への生活・就労支援
- ・ 意思疎通、コミュニケーションの支援(手話通訳・要約筆記・視覚支援等)
- ・ 生涯を通じた支援体制の構築
- ・ 障がいのあるこどもの保護者への子育て支援
- ・ こどものころからの療育の充実、学校・園での支援
- ・ 災害時における障がいのある人の避難等の支援
- ・ スポーツをはじめとする余暇活動への支援

#### 関連する分野別計画

- ・ 甲賀市障がい者基本計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画
- ・ 甲賀市地域福祉計画
- ・ 甲賀市重層的支援体制整備事業実施計画

#### 外国人の人権

- 多文化共生の取組を一層推進するため、生活・行政に関する情報提供など外国人市民への情報提供の充実や多様な言語による住宅や相談機能の充実、こどもの学力や進路保障など、外国人市民が安心して生活が送れるよう生活支援の充実を図ります。
- 文化、習慣、価値観の違いなどから生じる外国人市民に対する偏見や差別をなくすため、多文化共生をテーマにした講演会や講座・交流会など、地域に密着した事業の実施や地域への参画を推進します。

#### 《教育・啓発》

- ・ 多文化共生に向けた教育・啓発
- ・ ヘイトスピーチに対する教育・啓発

#### 《相談・支援》

- ・ 就労や生活の相談・支援
- ・ こどもたちへの教育・相談・支援

## 《事業や制度》

- ・就労支援、高齢者・要介護者の生活支援
- ・子どもたちへのことば、学習および生活の支援
- ・外国人市民の地域等への参画の推進
- ・公共施設、学校等でのコミュニケーション支援
- ・災害時における外国人市民の避難等の支援

### 関連する分野別計画

- ・甲賀市多文化共生推進計画
- ・甲賀市重層的支援体制整備事業実施計画
- ・甲賀市地域福祉計画

## インターネットによる人権侵害

- 情報化がもたらす社会的影響について周知し、情報の収集や発信における個人の責任やモラルについて理解するための教育を推進します。
- 市民一人ひとりが、個人のプライバシーや名誉について正しく理解し、人権意識を持ってインターネットを利用するよう啓発活動に取り組みます。
- 保護者から子どもに対して指導を行えるよう、保護者を対象とした研修をさらに充実します。

## 《教育・啓発》

- ・インターネット上での人権侵害の防止や情報モラル<sup>43</sup>の向上につながる教育・啓発
- ・インターネットの安心安全な使い方の教育・啓発

## 《相談・支援》

- ・インターネットによる人権侵害に対する相談・通報先の周知

<sup>43</sup> 情報モラル：人が情報を扱う上で求められる道徳のこと。特に、情報機器や通信ネットワークを通じて他者と情報をやり取りするにあたり、他者や自らを害することがないよう身につけるべき基本的な態度や考え方のこと。

## 新たな感染症に起因する人権問題

- 感染症の患者、感染者、元患者やその家族などに対する偏見・差別をなくすため、さまざまな感染症について正しい理解を深める教育を推進します。
- さまざまな感染症についての学びをもとに感染症の患者、感染者、元患者やその家族などの人権が尊重される社会が実現できるよう啓発活動に取り組みます。
- さまざまな感染症に対する偏見や排除、差別意識を生んできた背景や現状に目を向け、当事者だけの問題でなく社会全体の課題として、人権教育・啓発を進めていきます。

### 《教育・啓発》

- ・ さまざまな感染症について正しい理解を深めるための教育・啓発
- ・ 感染症についての学びを人権が尊重される社会の実現に活かせる教育・啓発

### 《相談・支援》

- ・ さまざまな感染症についての相談・支援
- ・ 感染症の当事者や関係者への配慮、支援

### 関連する分野別計画

- ・ 新型インフルエンザ等対策行動計画

## 性的マイノリティの人権

- 性的マイノリティの人々に対する偏見・差別をなくすため、正しい理解を深める啓発を推進します。
- 性的マイノリティの人々やその家族、友人などの悩みや困りごとに関する相談支援等の取り組みを進めます。
- 性的マイノリティの人々の生活上の困りごとや生きづらさの解消を図ることができるよう努めます。

### 《教育・啓発》

- ・性の多様性に関する正しい理解のため、情報提供や学習機会を通じて意識啓発
- ・誰もが安心して生活し、多様な生き方を認め、理解し合う人権教育の促進

### 《相談・支援》

- ・悩みや困りごとに関する相談支援
- ・学校での性的マイノリティのこどもへの配慮
- ・学校・園での性的マイノリティのこどもに対するきめ細やかな対応の実施
- ・「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」の利用と理解の促進
- ・アライ<sup>44</sup>となる人や、アライとしての行動・活動の支援

## その他さまざまな人権問題

- その他の人権問題についても正しい知識と理解を深めるための啓発を推進します。
- 社会情勢や生活環境の変化に伴う新たな人権問題についても、特定の人権課題の当事者だけの問題ではなく、社会全体の課題として、人権尊重の観点から人権教育・啓発を進めていきます。

### 《教育・啓発》

- ・その他さまざまな人権課題への教育・啓発

### 《相談・支援》

- ・その他さまざまな人権課題についての相談・支援

### 関連する分野別計画

- ・甲賀市地域福祉計画

<sup>44</sup> アライ：性的マイノリティ当事者のことを理解し、支援のために行動する人

## 第5章 計画の推進

### 1 推進体制

人権尊重のまちづくりを推進していくためには、行政の推進体制の整備はもとより、差別をなくす意欲と実践力及び豊かな人権文化を創造する資質を備えた市民が増えることが重要です。そのためには各種行政施策を着実に推進するとともに、意欲的に人権推進に取り組もうとしている市民や市民活動団体等と連携・協働しながら、取組を進めることが大切です。計画がどのような施策として実施されたのか、また、成果を評価し、取組を効果的に推進します。

さらに、価値観や社会状況の変化に伴って新たな人権問題が発生したときに、これらに対応できるよう体制を整えていきます。

#### (1) 庁内の推進体制

本市の人権施策の推進にあたっては、必要な施策を総合的かつ効果的に推進するため「人権尊重のまちづくり推進本部」を設置し、庁内の連携、調整を行い、総合行政としての機能を果たすとともに、それぞれ関係部局において、人権尊重の理念に立った施策を展開します。また、関係する機関が相互調整を図り、総合的な視点に立った人権教育・啓発活動を実施します。

「甲賀市人権尊重のまちづくり審議会」においては、人権施策の推進に関する基本的な方向や施策のあり方に関し調査及び審議を行います。

#### (2) 国・県・関係団体等との連携

人権施策は、国、県、本市がそれぞれの役割分担のもとで連携を図りながら実施することにより、より効果的な施策を推進することができます。このため、法務局や県、人権擁護委員や民生委員・児童委員等の関係機関との連携を強化し、情報の共有化、啓発活動の共同開催など、啓発や研修、相談等の効果的な推進を図ります。

また、区・自治会、自治振興会（まちづくり協議会）、PTA、甲賀市人権教育推進協議会、甲賀市企業人権啓発推進協議会などの関係団体、市民活動団体との連携を強化し、人権尊重の理念の普及・啓発及び人権施策の推進を図ります。

## 2 計画の進行管理

人権課題の解決は長期的な視点で繰り返し取り組むことが重要であることから、本計画で策定した人権施策については、「甲賀市人権尊重のまちづくり審議会」により定期的に点検・評価を行い、計画の見直し等のフォローアップ<sup>45</sup>を行ってまいります。

## 3 目標指標

計画の実現に向けて、次の目標指標を掲げます。なお、達成度を図るために、各目標年度の前年に調査を実施します。

単位：％

指標	指標の説明	実績			目標
		平成 27 年度 (2015 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)	令和 10 年度 (2028 年度)
「人権が尊重されるまち」になっていると感じる割合	「人権が尊重されるまち」になっているかに、「そう思う」または「どちらかといえばそう思う」の人の割合	38.0	37.7	41.7	50.0
人権に関する取り組みに参加したことがある人の割合  〔人権に関する学習会に参加したことがある人の割合〕	3 年以内に、様々な団体が行う人権に関する取り組み <sup>※</sup> に参加したことがある人の割合 ※人権尊重のまちづくり懇談会、セミナー、パネル展等 〔3 年以内に、人権に関する学習会に参加したことがある人の割合〕	(31.6)	(30.7)	(20.1)	42.0
「人権の尊重されるまちの実現に向けて、自分のできる限りの努力をしたい」と考える人の割合	人権の尊重されるまちの実現に向けて、「実現に向けて、自分のできる限りの努力をしたい」と考える人の割合	29.5	19.4	21.2	40.0

※各指標の実績については、「甲賀市人権に関する市民意識調査報告書」（平成 28 年(2016 年)3 月）の数値および、「甲賀市市政に関する意識調査報告書」（令和 2 年(2020 年)12 月、令和 6 年(2024 年)2 月）の数値

※各目標指標の実績に関する分析については、第 2 章人権に関する現状－2. 人権に関するアンケート結果でみる市民の人権意識－〔4〕調査結果の分析(26 ページから 27 ページ)に掲載していません。

<sup>45</sup> フォローアップ：ある事柄を徹底させるために、後々までよく面倒をみたり、追跡調査をしたりすること。

